

官報

号 外
国会会議録

令和七年六月四日

○第二百十七回 参議院会議録第二十四号

令和七年六月四日(水曜日)

午前十時一分開議

○議事日程 第二十五号

令和七年六月四日

午前十時開議

- 第一 株式会社地域経済活性化支援機構法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
- 第二 公益通報者保護法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
- 第三 労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

- 第四 貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律案(衆議院提出)
- 第五 貨物自動車運送事業の適正化のための体制の整備等の推進に関する法律案(衆議院提出)

○本日の会議に付した案件

- 一、社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律案(趣旨説明)

以下 議事日程のとおり

令和七年六月四日 参議院会議録第二十四号

議事日程追加の件

社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律案(趣旨説明)

○議長(関口昌一君) これより会議を開きます。

この際、日程に追加して、

社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律案について、提出者の趣旨説明を求めたいと存じますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(関口昌一君) 御異議ないと認めます。福岡資麿厚生労働大臣。

(国務大臣福岡資麿君登壇、拍手)

○国務大臣(福岡資麿君) ただいま議題となりました社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律案につきまして、その趣旨を御説明いたします。

我が国においては、健康寿命が延伸し、单身世帯や共働き世帯が増加するとともに、高齢者や女性の就業の更なる進展や持続的な賃上げの継続が見込まれます。こうした社会経済の変化を踏まえ、年金制度において、ライフスタイル等の多様化を反映し、働き方に中立的な制度を構築するとともに、高齢者の生活の基盤の強化のための所得保障及び再分配機能の強化を行うため、この法律案を提出しました。

以下、この法律案の内容につきまして、その概要を御説明いたします。

第一に、被用者保険の適用範囲を拡大するため、短時間労働者を適用すべき事業所の企業規模要件を段階的に引き下げ、撤廃するとともに、賃金要件についても、最低賃金の動向を見ながら撤廃します。また、既存の事業所に配慮しつつ、常時従業員を五人以上使用する個人事業所に係る非適用業種を解消します。

第二に、在職高齢年金制度について、支給停止が開始される賃金と高齢厚生年金の合計額の基準を六十二万円に引き上げ、支給停止とならない範囲を拡大します。

第三に、子のない二十代から五十代までの者に係る遺族厚生年金制度について、受給要件等の男女差を解消し、併せて、所得等に応じた給付の継続等の配慮措置を設けます。

第四に、厚生年金保険の標準報酬月額の上限について、七十五万円に段階的に引き上げます。

第五に、個人型確定拠出年金の加入可能年齢を七十歳未満に引き上げます。

最後に、この法律案の施行期日は、一部の規定を除き、令和八年四月一日としています。

政府としては、以上を内容とする法律案を提出いたしました。衆議院において、次の二つの事項を主な内容とする修正が行われたところであり、まず、

第一に、政府は、今後の社会経済情勢の変化を見極め、次期財政検証において基礎年金と厚生年金の調整期間の見通しに著しい差異があり、公的年金制度の所得再分配機能の低下により基礎年金の給付水準の低下が見込まれる場合には、基礎年金又は厚生年金の受給権者の将来における基礎年金の給付水準の向上を図るため、基礎年金と厚生年金のマクロ経済スライドによる調整を同時に終了させるために必要な法制上の措置を講ずるもの

とすること。この場合において、給付と負担の均衡がとれた持続可能な公的年金制度の確立について検討を行うものとする。

第二に、当該法制上の措置を講ずる場合において、基礎年金の額及び厚生年金の額の合計額が、当該措置を講じなかった場合に支給されることとなる基礎年金の額及び厚生年金の額の合計額を下回るときは、その影響を緩和するために必要な法制上の措置その他の措置を講ずるものとする。

以上が、この法律案の趣旨でございます。(拍手)

○議長(関口昌一君) ただいまの趣旨説明に対し、質疑の通告がございます。順次発言を許します。石田昌宏君。

(石田昌宏君登壇、拍手)

○石田昌宏君 自由民主党の石田昌宏です。

会派を代表して、国民年金法等の改正案について質問いたします。

高齢者は六十五歳からとされていますが、日本では法律上の明確な定義はありません。一般に六十五歳以上を高齢者と呼ぶのは、一九五〇年代に国連が六十五歳以上の割合が七％を超える社会を高齢化社会とするという基準を設けたことに由来します。ちなみに、この頃の日本人の男女合わせた平均寿命は六十四歳でした。その後、平均寿命は大きく伸びましたが、この六十五歳という基準は変わっていません。

法律では、六十五歳という年齢は年金の支給開始年齢や介護保険の給付の年齢で使われていますが、これは開始の年齢であり、高齢者を示すものではありません。

人は年を重ねるほど体力や気力、社会生活、所得など、一人一人の違いは広がっていきます。社会保障政策を議論するに当たり、高齢者とはそもそも誰なのか、改めて考え直すべきだと思います。

さて、年金は、経験を重ねた人々の生活を支えるために最も長期的に安定が求められる社会保障制度です。そのために、その議論も長期的な変化を見据えたものであるべきで、日本人の大幅な長寿化や人口の減少を正確に反映しなければなりません。

昭和三十六年に我が国が国民皆年金を実現してから、来年は六十五年になります。この間の寿命と人口の変化がどれくらい年金制度に反映されてきたのか、福岡厚生大臣にまず確認したいと思います。

この上で、今回の年金制度の見直しについて質問いたします。

急速に進行する少子高齢化を見据えて、財源の範囲内で給付費を賄うことができるよう、年金額の価値を自動調整する仕組みであるマクロ経済スライドは二〇〇四年改正により導入されています。そして、今後、デフレ経済が続いた過去三十年と同じような経済状況が続くとすると、スライドの調整が終了するのは、厚生年金の報酬比例部分は二〇二六年度である一方、基礎年金では二〇五七年になることで、基礎年金の所得代替率は現在よりも三割程度低下します。いわゆる年金の一階部分に当たる基礎年金の所得代替率の低下は、年金受給者全体に影響を与えます。

そこで、衆議院での修正により、二〇二九年の財政検証で経済成長等の想定を見極めた上で、基礎年金の給付水準が大きく下がることがないよう、厚生年金と基礎年金のスライドの調整を同時に終了させ、基礎年金の底上げを図ることができ

るプログラム規定が盛り込まれました。さらに、スライドの同時終了で一時的に基礎年金と厚生年金を合計した支給額が本来のそれよりも下がる受給者には、その緩和のための措置を講ずることも規定されました。

とはいえ、まずは基礎年金の給付水準が大きく下がることのないよう、約三十年続いたデフレ経済から完全に脱却し、賃上げを起点とした成長型経済を実現させることが石破内閣の最重要課題であると考えますが、その決意を総理にお伺いします。

その上で、衆議院での修正により、経済が好調に推移しなかった場合の措置が発動されたとしても、一時的に支給額が本来よりも下がる受給者にはその緩和のための措置が加えられたことで、全体として、就職氷河期世代を始めとする将来世代にも足下の受給世代にも配慮し、年金水準の確保を図る内容となったとされていますが、石破総理の受け止めをお聞かせいただけますか。

今回の改正案では、被用者保険の適用拡大や在職高齢年金制度の見直し、遺族年金の見直し、厚生年金保険等、標準報酬月額の上限の段階的な引上げなども盛り込まれています。

いずれも、社会経済の変化、働き方やライフスタイル、家族構成等の多様化などを踏まえた年金制度の機能強化や高齢期における生活の安定のために必要な政策だと考えますが、国民の皆様には年金制度は難解と思われるので、制度への信頼も高まりません。

そこで、総理に、政府全体で、あらゆる世代に対して年金制度の丁寧かつ分かりやすい説明をもっともつと講じ、制度に対する国民の理解を深めていただきたい。このことについてお考えをお伺いし、私の質問を終わります。
ありがとうございます。(拍手)

(内閣総理大臣石破茂君登壇、拍手)

○内閣総理大臣(石破茂君) 石田昌宏議員の御質問にお答えをいたします。

成長型経済についてのお尋ねをいただきました。

過去三十年間、低物価、低賃金、低成長というデフレの悪循環にありましたが、ようやく、六百兆円超の名目GDP、三十三年ぶりの高い水準の賃上げなど、明るい兆しが現れております。

石田議員御指摘のとおり、賃上げこそが成長戦略の要との認識の下、引き続き、コストカット型経済から高付加価値創出型経済へと移行すること

で、国民の皆様の所得と経済全体の生産性の向上を図り、成長型経済の実現に取り組んでまいります。

衆議院における修正についてのお尋ねをいただきました。

衆議院で盛り込まれました三党の修正案には、

仮に経済が好調に推移しない場合には基礎年金のマクロ経済スライドを早期に終了させる措置を講ずるものとするともに、その場合の影響を緩和するために必要な措置を講ずることも含まれております。

こうした修正案を含む現在の年金改革法案は、現在の受給者にも配慮しつつ、氷河期世代等以降の将来の幅広い世代の基礎年金の給付水準の確保を可能にする内容になっているものと、このように考えております。

年金制度に関する周知についてのお尋ねをいただいております。

年金制度は、長生きや障害、死別といった予測が難しいリスクに対して社会全体で備える仕組みであり、こうしたことを国民の皆様様に丁寧に説明をし、納得感を持っていたくことが重要であります。

これまでも、視覚的に分かりやすい資料やSNSを活用した動画配信、将来受給可能な年金額を簡便に試算できる公的年金シミュレーターなど、多様な広報を実施してまいりました。

今後とも、制度への信頼感を高めていくために、石田議員の御指摘も踏まえながら、分かりやすく丁寧な広報により一層努めてまいりたいと存じます。

残余の御質問につきましては、関係大臣から答弁を申し上げます。(拍手)

(国務大臣福岡資麿君登壇、拍手)

○国務大臣(福岡資麿君) 石田昌宏議員の御質問にお答えいたします。

寿命や人口の変化の年金制度への反映についてお尋ねがありました。

我が国の公的年金制度は、これまで、寿命の延びや人口の変化を始めとする社会経済状況に合わせ、五年に一度の財政再計算を踏まえ、保険料や厚生年金の支給開始年齢の段階的な引上げなど、順次、給付と負担のバランスの見直しに取り組んでまいりました。

さらに、平成十六年の年金制度改正では、将来の現役世代の負担が過重なものとならないよう、保険料の上限を固定した上で、その収入の範囲内で給付を行うマクロ経済スライドの導入により、将来にわたって持続可能な制度とし、現在に至っております。(拍手)

○議長(関口昌一君) 森本真治君。

(森本真治君登壇、拍手)

○森本真治君 立憲民主・社民・無所属の森本真治です。

会派を代表して、年金制度改正法案について質問いたします。

冒頭、法案に関連し、障害年金の不支給判定の事案についてお尋ねします。

障害年金の支給について、二〇二四年度から日本年金機構の障害年金センターが恣意的な判定を行い始め、不支給決定の割合がそれまでと比べて倍増していると報じられました。その要因として、異動で就任した担当部署幹部の厳しい方針が影響したと関係者が証言しているとされています。

障害年金を必要とする方にとって支給が認定されるかどうかはその生活に直結する重要事項であり、判定が恣意的に行われているのであれば看過できない事態です。

まずは厚労大臣に、担当部署幹部が認定に当たり厳しい方針を指示したことが事実であるのか、また指示が影響していると考えるのか、お伺いします。

既に厚労大臣は調査を指示していると同つています。問題があったとすれば、なぜ問題が生じるに至ったのか、その理由、経緯も含めて明らかにしていく必要があります。速やかに調査を終えて結果を公表していただきたい。

しかし、その調査は、全数調査ではなくサンプルを抽出しての調査とのことです。抽出調査ではなく、全数調査を行うべきです。委員会での本法案の審議にも関わりますので、速やかな公表を求めます。本件についての見解、全数調査の必要性、そして調査の公表時期の見通しについて厚労大臣の答弁を求めます。

それでは、法案の審議に入ります。

衆議院に提出された政府案は、目玉となる年金底上げ策が抜け落ちており、あんなのないあんなである指摘され、立憲民主党は、抜け落ちたあんなである年金底上げ策を入れる修正を提案します。

ました。そして、衆議院において、立憲民主党の提案が受け入れられ、修正が行われた上で、参議院に本法案が送付されました。

後ほど述べるように、本法案については様々な異例の対応があったところです。まずは、衆議院で政府案の修正が行われたことについて、総理の受け止めをお伺いします。

今回の改正は、五年ごとに公的年金制度の財政見通しを確認する財政検証が昨年七月に行われ、その結果をベースとした内容が盛り込まれています。令和六年財政検証では、このまま何もしなければ、二〇五七年度までに基礎年金の給付水準が三割目減りしてしまうという結果が示されました。これに対して、財政検証と併せて行われたオプシオン試算では、被用者保険の適用拡大やマクロ経済スライドの調整期間の一致などを実施することにより給付水準の目減りを抑えられることが示され、この二つが今回改正の目玉であると報じられていました。

しかし、政府が提出した法案では、被用者保険の適用拡大などが盛り込まれた一方、目玉の一つであるマクロ経済スライドの調整期間の一致は盛り込まれず、その結果、基礎年金の目減り幅は三割から二割五分に抑えられるにとどまる程度でした。

今回の修正は、次の財政検証の結果において、なお基礎年金の目減りが大きい見通しである場合に、政府案に盛り込まれなかったマクロ経済スライドの調整期間の一致、いわゆる年金底上げ策を実施することを明記したものです。今回の修正

は、基礎年金の目減りの抑制に大きな効果があると考えておりますが、その効果について政府はどのように認識しているのか、厚労大臣にお伺いします。

政府におかれましても、当初は今回の改正で年金底上げ策の実施を盛り込むことを検討していたようですが、審議会の最終的な取りまとめ文書では、昨年十二月に出された自民党の提言と同じ文言を用いて、年金底上げ策は、今後の経済が好調に推移しない場合に発動され得る備えとして位置付けられるものとされました。

審議会の取りまとめ文書に特定の政党の提言の文言をそのまま盛り込むのはいかがなものかと思いますが、重要なことは、自民党がこの提言を出した時点では、経済状況によるにしても、年金底上げ策について必要性を認めていたという事実です。なお、公明党も昨年十二月に出した提言の中で年金底上げ策に取り組みすることを明記しています。

それにもかかわらず、審議会取りまとめ後、与党審査が難航して、国会への法案提出期限を過ぎても重要広範議案が提出されないという異常事態となり、期限から二か月遅れで法案が提出されたかと思ったら、今度は年金底上げ策が法案から外されているという状況でした。なぜこのような事態となったのか、その経緯と見解について総理に答弁を求めます。

また、昨年十二月の自民党の提言あるいは政府の当初案で一定の必要性を認めておきながら、今回改正の目玉とも言われていた年金底上げ策について、どのような経緯や理由があつて法案から外すに至ったのか、総理から明確で具体的な答弁を求めます。

このように、通常ではあり得ないような経緯があり、本来、政府・与党にもっと厳しい態度で臨むべきであるとの意見もあろうかと思えます。しかし、立憲民主党は、当初から、国民生活に直結する年金制度改正法案を政争の具にすべきではないと主張してきました。政府の法案提出が遅れ、会期末まで一か月ほどしか残っていませんでしたが、何としても年金底上げ策を今回の改正に盛り込むべく、立憲民主党は修正案を作成し、与党に提示しました。それに対して、最終的に与党が修正に応じたことは評価したいと思えますし、同時に、政争の具にしないという我々の強い思いがもたらした結果であると考えております。

このような思いの詰まった今回の修正の本身は、多くの方々の年金を底上げしようとするものです。しかしながら、残念ながらそのことが国民の皆さんにうまく伝わっておらず、一部の報道やSNSなどによって、あるいは制度の複雑さなどによって、十分に御理解いただけていないとも認識しています。年金制度を正しく理解してもらうための周知広報は一義的には政府の責任ですが、我々国会議員も多くの方々に理解してもらうために尽力すべきであると考えております。

例えば、年金底上げ策は厚生年金の積立金を国民年金に流用するものだとの声もあります。年金底上げ策は、厚生年金の積立金を厚生年金の方にも国民年金の方にも給付される基礎年金の給付に活用するものですが、実は現行制度でも厚生年金の積立金から基礎年金への活用は行われております。

さらに、今後百年間で見ると、基礎年金の受給者の九割以上は厚生年金の方や今後の適用拡大で厚生年金に加入する見込みの方であり、自営業の方や無職の方といった国民年金だけの方は一割以下となる見込みです。

このように、活用される積立金のほとんどは厚生年金の方に使われることになるので、年金底上げ策は厚生年金の積立金の流用には当たらないということを国民の皆さんに理解していただくことが重要です。

当初、年金底上げ策を検討していた政府の立場からも、厚生年金の積立金の流用には当たらないのだということ、またその理由を明確に説明していただきたいと思いますが、総理の答弁を求めます。

また、年金底上げ策で恩恵を受けるのは就職氷河期世代だけで、それ以外の世代にはマイナスになるのではないかと心配をされる方もいらっしゃるようです。しかし、実際に試算してみると、年金底上げ策によって、就職氷河期世代やそれより若い世代の方々に加え、六十代の方々も含めた幅広い世代において年金受給額が増えるとの結果が出ています。

年金底上げ策を実施することによって、どのような世代の人たちの年金受給額が増加するのか、厚労大臣にお伺いします。

年金底上げ策を実施すると、新たに国庫負担が増えてしまうとの指摘もあります。しかし、厚生労働省の試算によると、二〇二四年度の基礎年金給付に係る国庫負担は十三・五兆円、そして二〇五二年度の国庫負担は十三・四兆円、二〇二四年度とほぼ同額です。つまり、本当は、国庫負担が増えるのではなく、年金底上げ策により、現状の国庫負担水準を維持して給付水準を確保するということです。

報道では、年金底上げ策により二兆円もの国庫負担が追加で生じるという論調で報じられてきましたが、丁寧に説明すればそうではないことが分かるはずです。国民の皆さんに正しく理解してもらうため、政府にはこの国庫負担について正確に説明してもらわなければなりません。

年金底上げ策を実施した場合の二〇五二年度の基礎年金給付に係る国庫負担の見込額は、二〇二四年度の国庫負担額と同程度であり、追加の負担

が生じることはないと認識しますが、厚労大臣の答弁を求めます。

しかし、年金底上げ策により一部の方々について年金受給額が下がってしまうのも事実です。これに対しては、衆議院での修正によって、年金額が下がる影響を緩和するために必要な措置を講ずることが明記されています。実際に年金底上げ策の実施を確定させるのは五年後の次期改正とのタイミングとなりますが、年金底上げ策実施の際には、そうした緩和措置についても併せて実施することになります。

政府においては、修正で盛り込まれた規定に基づき、年金底上げ策を実施する場合の緩和措置の内容について誠実に議論し、十分な措置を確実に実施していただきたいと思いますが、総理からの答弁を求めます。

以上、衆議院での修正で盛り込まれた年金底上げ策について述べてきましたが、そもそも年金の給付水準は社会経済状況によって変動するものです。したがって、将来の年金財政の見通しを示す財政検証では、出生率、賃金上昇率などの将来推計を行って年金給付水準を計算していますが、その前提となる数値が楽観的過ぎるのではないかとすることも指摘されております。

例えば、合計特殊出生率について、令和六年財政検証では将来的に一・三六となる前提ですが、二〇二三年の実績は過去最低の一・二〇であり、二〇二四年については、民間のシンクタンクの試算では更に下回る一・一五となる見込みとされています。

また、実質賃金上昇率については、令和六年財政検証、〇・五％となる前提ですが、賃上げ傾向にあると言われている近年でさえ、物価高の影響もあり、三年連続マイナスが続いている状況で

す。前提となる社会経済状況データの推計と実績の乖離について、厚生労働大臣の見解を伺います。

年金制度については、今回は改正に至らず、引き続き検討が求められる大きな課題も残されています。例えば、法案に検討規定が置かれているように、事業所への被用者保険の適用拡大の進め方、現在六十歳までとなっている基礎年金の拠出期間を延長することは是非、あるいは第三号被保険者の在り方の問題など、いずれも重要な課題であります。

このような課題を含め、年金制度は不断の改革が必要です。五年後の改正が近づいてから検討を始めるのではなく、速やかに与野党を超えた議論をスタートすべきです。超党派の協議体の設置を提案したいと思えます。年金制度の残された課題に対しての今後の取組方針と超党派での協議体の設置について、総理の答弁を求めます。

年金制度について国民の信頼が揺らいでいるのではないかと、私自身も認識しています。今回の改正は改革の一里塚。立憲民主党は、公的年金制度が国民生活を守るための制度であり続けるためにあらゆる努力を惜しまないことをお誓いを申し上げます。御清聴ありがとうございます。(拍手)

(内閣総理大臣石破茂君登壇、拍手)

○内閣総理大臣(石破茂君) 森本真治議員の御質問にお答えいたします。

衆議院における修正についてのお尋ねです。衆議院で盛り込まれました三党の修正案には、仮に経済が好調に推移しない場合には、基礎年金のマクロ経済スライドを早期に終了させる措置を講ずるものとともに、その場合の影響を緩和するために必要な措置を講ずることも含まれて

おります。

こうした修正案を含む現在の年金改正法案は、現在の受給者にも配慮しつつ、氷河期世代等以降の将来の幅広い世代の基礎年金の給付水準の確保を可能とする内容になっているものと考えております。

法案の提出や年金底上げ策をめぐる議論の経緯についてであります。

基礎年金のマクロ経済スライドを早期に終了させる措置につきましては、全国民共通の基礎年金について、将来にわたって一定の給付水準を確保する重要性がある一方で、保険料、拠出金、積立金の関係が分かりづらいことなどから国民の御理解が得られるのかという、賛成、慎重、両方の御意見があり、社会保障の専門家の間でも意見が分かれておったところでございます。

年金は国民の生活と密接に関わりますことから、自由民主党では十五回にわたる議論を行うなど、丁寧に議論を進めてきたところでござい

ます。このほか、今回の法案の前提として行われた財政検証の結果、年金財政は前回改正時より好転が見込まれる状況にございました。この措置は、今後経済が好調であれば発動の必要性がないものであるとともに、次の財政検証の結果により、適正に検討し必要な対応を講ずることとなる、必要な対応を講ずることなどから、早期終了措置について、政府提出法案には規定しないこととしたものでございます。

基礎年金の底上げ措置に関する流用との指摘についてのお尋ねです。

厚生年金の保険料には基礎年金分も含まれており、従来から、厚生年金の保険料や積立金は、報酬比例部分だけではなく、基礎年金の給付にも充てられております。

その上で、御指摘の措置は、現行でも行っている厚生年金の積立金の基礎年金への活用を更に行うことで、基礎年金の給付水準を上げることを目的としており、厚生年金の積立金の流用に当たるものとは考えておりません。

なお、御党も含みます三党合意によって盛り込まれたこの措置につきましては、令和六年財政検証における実質ゼロ成長を見込んだケースでは、厚生年金の積立金と追加的な国庫負担を活用して仮にこれを実施した場合、最終的には九九・九%を超えるほぼ全ての厚生年金受給者の方の給付水準が上昇すると見込まれておるところでございます。

年金底上げ策を実施した場合の影響緩和策についてのお尋ねです。

衆議院で盛り込まれました三党の修正案には、仮に経済が好調に推移しない場合には、基礎年金のマクロ経済スライドを早期に終了させる措置を講ずるものとともに、その場合の影響を緩和するために必要な措置を講ずることも含まれております。

このため、今後の社会経済情勢を見極めつつ、仮に基礎年金のマクロ経済スライドの早期終了の措置を講ずる場合には、御指摘の影響緩和に必要な措置について、国会での御指摘等も踏まえて議論を行ってまいります。

年金制度を議論する超党派の協議体の設置についてのお尋ねです。

今回の法案により、年金制度をめぐる課題について一定の見直しが進むこととなりますが、法案の検討規定にも盛り込んだ基礎年金の拠出期間延長や第三号被保険者制度の在り方につきましては、引き続き議論が必要であると考えております。

令和七年六月四日 参議院会議録第二十四号

社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律案(趣旨説明)

年金制度は、国民全体に関わる大きな仕組みであり、国会におきましても各党から様々な御意見を頂戴いたしております。協議の在り方については、国会において適切に御議論いただくのがよいと考えておりますが、与野党において広範な合意を形成すべく真摯に協議を行うことは重要であると、このように考えておるところでございます。

衆議院で盛り込まれた三党提出の修正案は、今後の社会経済情勢を見極めた上で、基礎年金の給付水準の低下が見込まれる場合に基礎年金のマクロ経済スライドを早期に終了させるものであり、将来の幅広い世代の基礎年金の給付水準の確保を可能とするものと承知しております。

財政検証の前提となるデータについては、これまでの実績を踏まえつつ、専門家による検討を経た上で設定しており、適切なものと考えています。

〔国務大臣福岡資麿君登壇、拍手〕
○国務大臣(福岡資麿君) 森本真治議員の御質問にお答えします。

衆議院で盛り込まれた三党提出の修正案は、仮に経済が好調に推移しない場合には、基礎年金のマクロ経済スライドを早期に終了させる措置を講ずるものとしております。

その上で、令和六年財政検証における実質ゼロ成長を見込んだケースでは、仮に厚生年金の積立金と追加的な国庫負担を活用してこの措置を実施した場合、将来の幅広い世代の基礎年金の給付水準の上昇が見込まれますが、相対的に若い世代の方ほどその恩恵は大きくなると見込まれております。

障害年金の認定に係る日本年金機構の幹部の指示についてのお尋ねがありました。

○議長(関口昌一君) 塩田博昭君。

障害年金については、一連の報道も踏まえ、令和六年度における認定状況の実態把握のための調査を行うよう指示をしたところであり、特定の職員が審査を厳しくすべきといった指示等を行ったか否かも含めまして、この調査の中で確認を行ってまいります。

○塩田博昭君 公明党の塩田博昭です。

ただいま議題となりました社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律案について、公明党を代表して質問いたします。

障害年金の不支給事案に対する見解等についてお尋ねがありました。

衆議院での審議に加え、自民、公明、立民による修正合意を経て、年金制度への国民の注目度はこれまでになく高まっております。これまでも、五年に一度行われる公的年金の財政検証を踏まえ、年金制度の改正が行われてまいりましたが、直近の財政検証では、今後、経済が好調に推移しない場合、現行制度のままでは将来三割ほど基礎年金の給付水準が低下する見込みであることが示され、この対応策が喫緊の課題となっております。

そこで、本法案に盛り込まれた基礎年金の給付水準の低下に対する防止策の具体的な内容と効果について、福岡厚生労働大臣に伺います。

実態把握につきましては、個別の事例について適正に審査が行われているかどうかを速やかに確認することが重要であることから、抽出による調査を行っているところです。また、調査の結果については、六月中旬を目途に公表できるよう現在作業を進めており、その結果を踏まえて必要な対応を行ってまいります。

また、現在の基礎年金水準は、マクロ経済スライドを導入した際に想定したよりも高い給付水準となっており、経済情勢の変化の中で制度を安定的に運用するためには、制度改正による追加的な国庫負担に対応した安定財源の確保が必要になるものと考えています。

この基礎年金の給付水準への対応策として、マクロ経済スライドによる給付調整の早期終了、い

た。

財政検証の前提についてお尋ねがありました。

財政検証の前提となるデータについては、これまでの実績を踏まえつつ、専門家による検討を経た上で設定しており、適切なものと考えています。

わゆる基礎年金の底上げ措置に関して、時間を掛けて議論されてきました。様々な事情により現役期に被用者保険に加入できず、非正規雇用で長い期間を過ごされた就職氷河期世代や若い世代の年金の給付水準を確保する上で、この措置を実行する必要性は高いと政府は説明をしてきました。この点、公明党が昨年、福岡厚労大臣に申し入れた次期年金制度改正に向けた提言の中でも、基礎年金の底上げ措置を実施する必要性を指摘したところであります。

衆議院での修正で検討規定は盛り込まれましたが、本法案では基礎年金の底上げ措置そのものの導入は見送られました。ただ、附則において次期財政検証の翌年度である二〇三〇年度まで厚生年金の給付調整を続けると規定されており、この措置の趣旨は、基礎年金の底上げ措置の導入の是非を次期年金制度改正時に判断するためと理解いたしました。政府は、基礎年金の底上げ措置を将来的に実施する必要があるという考えでしょうか。総理の答弁を求めます。

次に、被用者保険の適用拡大について質問します。家族構成やライフスタイルが多様化する中で、労働者の働き方にかかわらず、ふさわしい社会保障を享受できる環境を整えるためにも被用者保険の更なる適用拡大が求められます。

しかし、本法案による被用者保険の適用拡大に伴い、労使双方にとって新たな保険料負担が生じます。特に、今回新たに適用される事業主は従業員数五十人以下の中小規模の事業主であり、追加での保険料負担は事業の運営を左右しかねません。

そこで、公明党は十分な施行期間の確保やキャリアアップ助成金の拡充などを求めてまいりました。

たが、これらの小規模事業主への配慮措置の具体的な内容と意義について、福岡厚労大臣に伺います。

一連の適用拡大により、多くの方が新たに被用者保険への加入が可能となります。しかし、週の所定労働時間が二十時間未満の方や従業員数が五人未満の事業所で働かれている方への被用者保険の適用は今回の改正では行われません。今後、被用者の働き方に応じたふさわしい保障を実現するためにも被用者保険の適用拡大を進めるべきだと考えますが、今後の総理の意気込みを伺います。

最後に、今回の年金改正法案の中で、遺族厚生年金の見直しについて伺います。

最近の報道等で、今もらっている年金額が大幅にカットされるというものや、子育て中や働くのが難しい人の遺族年金が五年で打ち切りになるなどの指摘が見られ、遺族年金が大幅にカットされると不安に思っている人からの声も届いています。遺族年金の見直し対象や配慮が必要な人への給付継続など、具体的な見直しの内容についてきちんと説明していただきたい。総理に答弁を求めます。

将来にわたり持続可能で安心できる公的年金制度の確立を求めて、私の質問を終わります。御清聴ありがとうございました。(拍手)

〔内閣総理大臣石破茂君登壇、拍手〕
○内閣総理大臣(石破茂君) 塩田博昭議員の御質問にお答えいたします。

将来的な基礎年金の底上げ措置の必要性についてのお尋ねです。

基礎年金の給付水準を確保することは重要な課題であると認識をしております。他方で、その水準は経済状況によって変わり得るものでもあることから、政府として、まずは賃上げと投資が牽引

する成長型経済を目指し、年金の給付水準が将来も維持できるように努めてまいります。

その上で、衆議院で盛り込まれました三党の修正案は、将来の幅広い世代の基礎年金の給付水準の確保の方向性をより明確にするものと考えております。政府といたしましては、国会での御議論を踏まえ、今後の社会経済情勢の変化を見極めた上で、修正案に規定された法制上の措置等について具体的な内容を検討し、必要な措置を講じてまいります。

被用者保険の適用拡大についてのお尋ねです。今回の法案では、五十人以下の企業に対ししても十年掛けて被用者保険の適用を進めることとしておりますが、週二十時間未満の労働時間の方に適用することや、従業員五人未満の個人事業所に適用することにつきましては、対象企業への影響が大きいことなどから、今回の法案には含めていないところでございます。

被用者保険の適用拡大は、より手厚い年金を受けられるようにするとの観点から、これまでも累次にわたって進めてきたところであります。今後の在り方につきましては、まずは今回の改正を着実に施行しながら、本法案の検討規定も踏まえ、他制度の在り方などにも留意をして、議論を深めてまいります。

遺族厚生年金の見直しについてでございます。今回の遺族厚生年金の見直しは、女性の就業率の上昇等を踏まえ、制度の男女差を解消する観点から、有期給付となる女性の年齢を拡大しつつ、男女共に受給しやすくする改正を行うものであります。施行時点で既に遺族厚生年金を受給しておられる方や六十歳以降に遺族厚生年金の受給権が発生する方、子供が十八歳になる年の年度末までにある方、二〇二八年度に四十歳以上となる女

性の方は見直しの対象外であり、現行と給付内容が変わることはございません。

また、新たに五年間の有期給付となる方につきましては、給付額を約一・三倍に引き上げるとともに、御党からの御提案も踏まえ、障害年金を受けられる方や収入が十分でない方は有期給付終了後も継続して遺族厚生年金を受給できる仕組みとしております。こうした点につきまして、今後ともより丁寧な説明に努めてまいることといたしております。

残余の御質問につきましては、関係大臣から答弁をさせていただきます。(拍手)

〔国務大臣福岡資麿君登壇、拍手〕
○国務大臣(福岡資麿君) 塩田博昭議員の御質問にお答えします。

基礎年金の給付水準の低下に対する防止策と効果についてお尋ねがありました。

衆議院で盛り込まれた三党提出の修正案は、今後の社会経済情勢を見極めた上で、基礎年金の給付水準の低下が見込まれる場合に基礎年金のマクロ経済スライドを早期に終了させるものであり、将来の幅広い世代の基礎年金の給付水準の確保の方向性をより明確にするものと承知しています。

その上で、令和六年財政検証における実質ゼロ成長を見込んだケースで、仮に厚生年金の積立金と追加的な国庫負担を活用してこの措置を実施した場合、相対的に若い世代ほどその恩恵は大きくなると見込まれています。

被用者保険の適用拡大に伴う小規模事業主への配慮についてお尋ねがありました。

今回の法案では、これまで以上に小規模の企業で働く方に被用者保険の適用を広げることから、最大十年を掛けて段階的に施行するなど十分な準備期間を設けることとしました。

加えて、労働者一人当たり最大七十五万円の支援の新設を予定しているキャリアアップ助成金を含め、経営や事務に関する事業者支援も用意することで、被用者保険の適用の円滑な実施につなげてまいります。(拍手)

○議長 関口昌一君 猪瀬直樹君。

(猪瀬直樹君登壇、拍手)

○猪瀬直樹君 日本維新の会の猪瀬直樹です。

会派を代表して、社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律案、いわゆる国民年金法改正案について質問します。

日本維新の会は、五月二十九日に福岡厚生労働大臣に対し、年金制度改革に対する提言を行いました。本日は、その内容を踏まえ、改正案の問題点について石破総理と福岡厚労大臣にたたいていきます。

政府・与党は、これまで、この年金制度の根本的な課題に向き合うことなく、問題の先送りを繰り返してきました。本改正案の柱の一つである賃金要件と企業規模要件の撤廃による被用者保険の適用拡大も、また中途半端な場当たりの策と言わざるを得ません。

我々日本維新の会は、これまで、保険料を払わないのに将来年金を受け取ることができる現行の第三号被保険者の制度は著しく不公平であり、これを廃止し、広く年齢や状況によらず公平な年金制度とすることを主張してきました。

専業主婦であれば富裕世帯であっても保険料負担を求められず、その分、生活に余裕のない共働き世帯やシングルマザーなどの納付者が負担をしています。さらに、この制度は就業抑制効果を生み、特に女性の労働市場への参加を阻害してきま

した。これらについて総理の現状認識を伺います。

この根本的な不平等等を放置したままで、この適用範囲を中途半端に拡大すれば、例えば労働時間を制度の適用外となる週十九時間以下に抑えて第三号被保険者とごまかるなどの自衛策が新たな壁となり、結果として短時間労働者の就業促進に逆行する施策になりかねません。それにもかかわらず、なぜこの人手不足が深刻化しているときにあって短時間労働者への適用拡大を行うのか、福岡厚労大臣にその意図をお尋ねします。

先日の提言のとおり、日本維新の会は、まず所得の高い世帯の第三号被保険者についてこの制度の適用除外とし、その後、段階的に廃止に向かうことで、全ての年金受給権が保険料の拠出実績に基づく公平な仕組みに一本化すべきと考えますが、この我々の見直し案について総理の見解を求めます。

年金の支給開始年齢の見直しについても、政府は抜本的な改革から目を背けています。

日本の基礎年金の所得代替率は先進国の中で最低水準にありますが、諸外国では給付水準を維持する代わりに長寿化に合わせて支給開始年齢を六十代後半から七十代前半に引き上げています。

老後の安心な暮らしを支える制度の構築を最優先とするなら、給付額を更に減らすことで制度を形だけ持続させるのではなく、長寿化により自然に延びる年金の支給期間を支給開始年齢の引上げによって中立化し、受給額を維持する仕組みを構築することが必要と考えますが、総理の見解を求めます。

我が国の年金支給額は先進国の中でも最低水準であり、現行の基礎年金は満額でも給付額が月額七万円弱にとどまります。この金額は十万円から

十三万円が目安とされる生活保護の扶助額を大きく下回っており、これはすなわち、基礎年金が老後の最低生活の保障として機能していないということの意味しているわけです。

総理は、この逆転現象を是としているのか、あるいは解消すべきなのか、そのお考え、どちらでしょうか。

また、現行の国民年金では、免除者や猶予者を含んだ実質的な納付率は五割を下回っています。特に第一号保険者の未納付問題は深刻でありまして、この問題を放置したままでは制度の持続的な可能性は確保できません。

そこで、基礎年金に老後の生活を安心して支えることができる十分な給付額を確保した最低保障年金を構築し、保険料による拠出を廃止して税方式に移行する方法や、現行の二階部分を積立方式に移行することを含めた抜本的な制度設計を行うべきと考えますが、総理の見解を求めます。

本改正案について、厚生年金の積立金を流用して基礎年金を底上げするという修正案が衆議院を通過しました。これは、被保険者の不公平を拡大させ、国民の制度全体に対する信頼感を更に損ねるおそれがあります。また、基礎年金は国庫が半分を負担する仕組みであるために、厚生年金の積立金を流用すれば、その流用した額に見合う金額の公費が追加が必要となります。

ところが、この具体的な財源の議論は全く不十分であると言わざるを得ません。これがまた現役世代の負担増となるなら、ただでさえその社会保障料の高さのために血まみれとなり、結婚して子供を産み育てることすら諦めざるを得ない若い世代に更なる負担を強制することとなります。

総理、この六十五兆円の財源は、いずれまた増税という形で現役世代に負担を強いることになる

んででしょうか。明確な答弁をお願いします。

ドイツでは二〇〇一年にリースター改革と呼ばれる、超党派の合意の下で抜本的な年金改革が行われました。背景となったのは、高齢化の進展による賦課方式の財政的な限界や国民からの年金制度への不信感などなんです。

また、イギリスでも近年、政局にとらわれない超党派の専門委員会を設けて年金改革の議論を進め、二階建ての公的年金を一階建てに変え、比例報酬分は私的年金を活用するという抜本改革が行われました。

ドイツもイギリスも、我が国の状況とよく似ていました。しかし、両国は抜本改革を成し遂げたが、日本は相変わらず場当たり的な継ぎはぎに終始しているという大きな違いがあります。本来は、彼らにできて我が国でできないはずはないんです。これは完全に政治の責任であり、政治の怠慢なのではないでしょうか。

年金制度改革は、他の構造的な問題と比較して、政争の具とはせずに超党派で本質的な議論が行える可能性がある数少ない分野であると考えます。

我が党が今国会でも重要なテーマとしている医療費の削減やライドシェアの全面的な解禁と比べれば、日本医師会やハイヤー・タクシー連合会など、国の未来など気にせずただ自分たちの既得権さえ守ればよい圧力団体の影響を受けることなく、議論が可能なんです。また、野党側においても、医療業界やバス、タクシーの労働組合など、既得権を死守したい人たちの声に潰されることなく、抜本的な改革を議論することができるとはありませんか。

各党には、この年金改革を議員活動の重要なテーマとして長年取り組まれてきた方々が何人も

おられます。我が党も含め、是非そういう方々の知見を得ながら、この問題を政争の具とはせず、本当にこの国の将来のためだけを思い、真摯な議論を行うことが立法府の責任ではありませんか。

我が党は、さきの提言で、社会保障国民会議の設置を提案しました。与野党を超えた国会議員とともに民間の専門家等が参加し、遅くとも今年中に改革方針を取りまとめ、次期通常国会で必要な立法措置を講ずべきと考えています。総理にも是非御賛同いただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

日本維新の会は、年金制度を抜本改革により持続可能なものとし、あわせて、現役世代の社会保険料負担の軽減を目指すことをお約束して、私からの質問とします。

御清聴ありがとうございました。(拍手)

(内閣総理大臣石破茂君登壇、拍手)

○内閣総理大臣(石破茂君) 猪瀬直樹議員の御質問にお答えをいたします。

第三号被保険者制度の現状認識についてであります。

第三号被保険者制度は、昭和六十一年の改正で創設され、女性の年金権を確立したのですが、ライフスタイルが多様化する中において、第三号被保険者自身が保険料を負担していないことから、年金制度内において不公平感を生んでいるとの指摘や、いわゆる年収の壁として意識され就業調整が行われているとの指摘があるものと承知をいたしております。

一方で、第三号被保険者の中には、いわゆる専業主婦の方のみならず、病气や育児、介護などの理由で働けない方など、様々な属性の方々がおられることに留意する必要があるものと考えております。

第三号被保険者の見直しについてでございますが、この制度につきましては、いわゆる専業主婦の方のみならず、病气や育児、介護などの理由で働けない方など、様々な属性の方が混在する中で、今般の年金制度改正では、将来的な見直しの方向性について意見がまとまらなかったところでございます。

政府といたしましては、引き続き、被用者保険の適用拡大を進めることで第三号被保険者の対象者を縮小していくことを基本とした上で、今後、議員御指摘のような被保険者世帯の所得に関する情報も含め、第三号被保険者の実態も精緻に分析をしながら、制度に関する様々な論点や国会での御指摘も踏まえ、議論を進めてまいります。

年金の支給開始年齢の引上げについてであります。

年金の支給開始年齢につきましては、過去の改正で定年年齢の引上げと併せ、六十五歳に引き上げる見直しを行い、これを段階的に進めてまいりました。その後、平成十六年の年金制度改正により、保険料の上限を固定しつつ、その範囲内で給付水準を調整するマクロ経済スライドを導入をいたしました結果、六十五歳の支給開始年齢を維持した場合であっても年金財政の長期的なバランスが取れる仕組みとなっており、今回の年金制度改正では年金の支給開始年齢の引上げを行うべきという議論にはなっていないかったと、このように承知しておりますが、その上で、長寿化に応じた支給開始年齢の引上げという御提案につきましては、現在の仕組みでも六十歳から七十五歳の間で受給を開始する時期を自由に選べる仕組みとなっておりますことや、健康状態等も含め、高齢期の状況には個人差があることなども念頭に置き検討を進める必要がある課題であると、このように考

えておるところでございます。

基礎年金と生活保護の関係でございます。

生活保護は、年金を含めた収入や資産、働く能力など、あらゆるものを活用してもなお生活に困窮する方を対象に、全額公費で最低限度の生活を保障する最後のセーフティネットであります。

一方、老齢基礎年金は、現役世代に構築した生活基盤や貯蓄等と合わせて老後に一定水準の生活を可能にすると、このような考え方で設計がなされております。このように、基礎年金と生活保護はそれぞれの役割や仕組みが異なっており、給付水準の単純な比較は適切ではないと考えております。

政府といたしましては、年金の給付水準が将来も維持できるよう、まずは賃上げと投資が牽引する成長型経済を目指すとともに、今回の法案により、現在及び将来の給付水準の向上に努めつつ、低所得の年金受給者に対する年金生活者支援給付金の支給なども併せて行い、高齢期の所得保障に取り組んでまいります。

年金制度の抜本的な改革についてであります。

公的年金制度は、国民生活に広範な影響を及ぼすものでありますとともに、現役から高齢期にわたる長期保障として機能し、既に受給されておられる方や制度を前提に生活設計をされておられる方も多くいらっしゃることを考えれば、改革には十分な準備と配慮が必要であります。

御指摘の抜本的な改革案につきましては、税方式に移行して最低保障年金を構築することは、多額の税財源が必要になる問題、これまで保険料を払ってきた方と払ってこなかった方との公平性の問題、積立方式への移行には全世代が自身の積立に加えて現在の高齢者の給付を賄うこととなる二重の負担の問題など、各種の論点があります中

で、果たしてこれが実行可能か、どのようにそれを行うのかという論点も踏まえまして議論をしていく必要があると考えております。

基礎年金の底上げ措置に係る国庫負担の財源についてのお尋ねです。

年金の給付水準が将来も維持できますよう、政府といたしましては、まずは賃上げと投資が牽引する成長型経済を目指してまいります。その上で、昨年公表した財政検証では、実質ゼロ成長を見込んだケースにおいて、仮に基礎年金のマクロ経済スライドの早期終了を行った場合、追加的な国庫負担は二〇三〇年代後半から徐々に発生する見込みとなっております。

今後の経済状況により、追加的な国庫負担が必要となるか否かや、その時期、規模は変化するものであることから、現時点で財源の具体的内容について予断を持って申し上げることはできませんが、衆議院で盛り込まれた附則におきまして、基礎年金の給付水準の目減りを防ぐ措置を講ずる場合には、給付と負担の均衡が取れた持続可能な公的年金制度の確立について検討を行うこととされており、この規定に基づき、次期財政検証後の判断に向けて、制度を支える財源の在り方についても適切に検討いたしてまいります。

年金制度を始めとする社会保障制度の議論の在り方についてでございます。

年金制度の議論も含めた社会保障全体の議論につきましては、全世代型社会保障構築会議において、引き続き給付と負担のバランスを確保しつつ、若年期から高齢期まで全ての世代で安心できる全世代型社会保障制度の構築に取り組んでまいります。

また、年金制度につきましては、国民全体に関わる大きな仕組みであり、国会でも各党から様々

な御意見をいただいております。協議の在り方につきましては、国会において適切に御議論いただくのがふさわしいと思っておりますが、党派を超えて建設的な御議論を行っていただくことは重要であると考えております。

残余の御質問につきましては、関係大臣から答弁を申し上げます。(拍手)

(国務大臣福岡資麿君登壇、拍手)
○国務大臣 福岡資麿君 猪瀬直樹議員の御質問にお答えします。

被用者保険の適用拡大についてお尋ねがありました。今回の法案における賃金要件の撤廃により、社会保険料の負担を懸念して年収を意識する必要や、賃上げに伴い就業調整を行う必要もなくなり、労働者が希望に応じて働きやすくなるものと考えております。

加えて、事業主にとつても、厳しい人手不足の状況の中で、労働者への年金給付等が手厚くなることで人材確保や定着につながるといったメリットがあるというふうに考えております。(拍手)

○議長 関口昌一君 田村まみ君。

(田村まみ君登壇、拍手)

○田村まみ君 国民民主党・新緑風会の田村まみです。

ただいま議題となりました法律案に対し、会派を代表して質問いたします。

今回の年金制度改革の議論では、厚生年金の積立てを活用した基礎年金の底上げ、マクロ経済スライドの調整期間の一致による基礎年金の底上げ措置に注目が集まっていますが、働き方に中立な年金制度の構築に向けた様々な施策や重要な論点が置き去りにされたのが政府の提出法案です。国

民民主党は衆議院で修正案を提出しました。

将来の年金受給世代の給付水準を確保するには、あらゆる側面から見直しの議論を行う必要があるため、与野党を超えた検討、協議の場が必要です。総理、今後の年金制度を始めとする社会保障制度の議論の在り方をどのようにお考えでしょうか。

基礎年金の底上げ措置、マクロ経済スライド調整終了の実施時期について伺います。

昨年行われました財政検証では、経済が順調に推移しない限り、基礎年金の給付水準が三割減少するという結果が出ています。就職氷河期世代を始め、適用拡大を十年後に先送りすることで、厚生年金に比べ基礎年金の割合が高く給付される人たちが大きな影響を受けます。

政府も、マクロ経済スライドの調整について、次の財政検証で見直す修正協議前から繰り返し衆議院で答弁していますが、現在の基礎年金受給額では満額でも六万九千三百八円、生活保護受給者の過半数が六十五歳以上の高齢者となっていることを問題とは捉えていないのでしょうか。

経済動向を見て検討するなど悠長に構えているのではなく、将来どこか現在の受給水準の課題を直視しているのであれば、今回の改正でマクロ経済スライドの調整をもっと早期に終了の決断をすべきと考えますが、総理の見解を求めます。

次に、今回の政府提出法案で唯一の年金給付の底上げ措置であると言っても過言ではない短時間労働者に対する被用者保険の適用拡大について伺います。

適用拡大の企業規模要件は、二〇一二年改正から二〇二四年にかけて、順次企業規模要件が引き下げられてまいりました。今回の改正では、現行の従業員五十人超の要件を段階的に撤廃すること

としておりますが、完全撤廃は二〇三五年十月、今から十年後の施行となっております。

ここから十年後、就職氷河期世代の私は五十九歳。適用拡大を始めて二十三年もの期間を掛けてしまふ決断することは、総理、一体誰のためなのでしょう。就職氷河期世代よりも後の世代のための改革ですか。事業主負担を心配する事業者のためですか。十年の経過で事業者は負担の工面が可能となる、そんな見通しが総理にはあるのでしょうか。お答えください。

二〇二四年に従業員五十人以上の企業に対して適用拡大が図られた際には、労働者への説明も準備もしていない事業者が散見され、その声に押されるように、慌てて厚労省は年収の壁・支援強化パッケージを用意しました。

施行まで四年の準備期間があっても結局直前の対応となったのですから、長過ぎる準備期間よりも、実施のための支援を充実し、早急に適用することの方が有用ではないでしょうか。年金制度改革のベースとなる財政検証が少なくとも五年ごとに行われることを踏まえれば、企業規模要件の完全撤廃は五年後に完了とすべきと提案します。総理の決断を求めます。

昨年六月、女性の職業生活における活躍推進プロジェクトチーム中間取りまとめでは、女性が出産後にパートタイムとして復職した際に、年収の壁を超えて働く場合、扶養対象となる第三号被保険者の範囲で働く場合と比べて、生涯可処分所得が一千二百万円から二千二百万円に増加するとの試算が政府から示されております。企業規模要件の完全撤廃が十年後まで先送りされることによつて、このような働く女性の老後資産形成を妨げ、特に高齢期に単身の場合、生活に大きく影響してくるのが考えられます。

こうした具体的な数字、影響を踏まえた上で、適用拡大の対象に女性が多いことも鑑み、早期に企業規模要件の撤廃を完了する必要性について総理の見解を伺います。

また、被用者保険の適用拡大については、厚生年金だけではなく、健康保険財政にも大きく影響を及ぼすものですが、健康保険を取り扱う社会保障審議会医療保険部会と年金部会との連携は限定的でした。

厚生労働大臣、本来は、両部会が密に連携をして議論すべきだったのではないのでしょうか。

次に、今回の適用拡大では、企業規模要件の撤廃や百六万円の壁と言われる賃金要件の撤廃が盛り込まれていますが、週の所定労働時間二十時間以上という労働時間要件は手付かずのままです。総理、百六万円の壁、月八・八万の要件がなくなれば就労調整がなくなると本気で考えているのですか。

雇用保険においては、現在、週二十時間以上となっている労働時間要件を、令和十年十月から週十時間以上に変更することが既に決まっております。社会保険においても雇用保険の要件と合わせて週十時間以上とすることは、これまで複雑で難解な労働者を取り巻く制度を分かりやすくする観点からも望ましいです。年金部会の議事録では、週十時間以上とすべきという意見が多数派で、慎重意見はごく少数でした。労働時間要件を週十時間以上とすることは、政府の掲げる勤労者皆保険の実現にも沿うものであり、働き方に中立な制度の構築に資するものと考えますが、総理の見解を伺います。

次に、厚生年金の標準報酬月額の上限上げについて伺います。

厚生年金の保険料額は、毎月の給与等に応じた基準額である標準報酬月額に保険料率を掛けて算出されます。その上限となる標準報酬月額は六十五万円とされているため、給与等がそれ以上になっても厚生年金の保険料額は変わりませんでした。一方、同じ被用者保険である健康保険の上限の標準報酬月額は百三十九万円。区分は、厚生年金の三十二等級に加え、下に三等級、上に十五等級を加えた五十等級の区分とされています。

今回の改正では、厚生年金の標準報酬月額を三年かけて三段階、七十五万円まで上限を引き上げ、負担能力に応じた負担を求めることとしています。現場では、せっかく賃金が上がってもまた手取りが減るや、所得再配分を効かせるならば、もはや社会保障ではなく税ではないか等、疑問の声が上がっています。

総理、今後は年金についてもこれまで以上に所得再配分機能を効かせていくというお考えなのでしょうか。

今回の標準報酬月額の上限を引き上げる改正では、全被保険者の平均標準報酬月額を基準とする現行のルールから、上限等級の被保険者数の全体に占める割合を基準とすることが盛り込まれています。これは、上限を引きやすくして現役世代の負担増だけを議論していると受け止められても仕方ありません。公的年金控除額等の見直しも同時に検討するべきです。

そもそも厚生年金の標準報酬月額の上限については、上限を高くし過ぎることで将来の給付額の差が大きくならないようにする観点で設定されたものです。

厚生年金の標準報酬月額の上限設定の趣旨を明確にした上で、新たにルールにおいても拙速な上

限引上げが行われることがあつてはならないと考えますが、厚生労働大臣の見解を求めます。

また、今回の改正で適用拡大に関する月額八千円の賃金要件の撤廃が行われることも踏まえ、収入の少ない方でも厚生年金に入りやすくするという観点からも、少なくとも、厚生年金の標準月額の下限の下に健康保険と同様の三等級を加えて、下限の標準報酬月額を五万八千円とするべきです。労働時間要件の引下げと併せて前向きに検討いただけないでしょうか。厚生労働大臣の答弁を求めます。

このほかにも、年金掛金納付期間の四十五年間への延長、保険料の遡及納付、また三号被保険者の在り方、また財政検証の在り方など論点が多く残っている中、将来にわたる年金制度の改正を、重要広範にもかかわらず、二十日にも満たない日程で拙速に行ってしまうことへの疑問を呈しまして、私の質問といたします。

ありがとうございます。(拍手)

〔内閣総理大臣(石破茂君) 拍手〕

○内閣総理大臣(石破茂君) 田村まみ議員の御質問にお答えします。

年金を始めとする社会保障制度の議論の在り方についてであります。年金制度の議論も含めた社会保障全体の議論につきましては、全世代型社会保障構築会議において、引き続き給付と負担のバランスを確保しつつ、若年期から高齢期まで全ての世代で安心できる全世代型社会保障制度の構築に取り組んでまいります。

年金制度につきましては、国民全体に関わる大きな仕組みであり、国会でも各党から様々な御意見を頂戴しております。協議の在り方については国会において適切に御議論いただくのがよろしい

と考えておりますが、党派を超えて建設的な議論を行っていただくことは重要であると考えております。

マクロ経済スライドの早期終了であります。基礎年金は、老後生活の全てを賄うものではなく、現役時代に構築した生活基盤や貯蓄等と合わせて老後を過ごすという考え方で設計されており、所得や年金額が低い高齢者につきましては、年金生活者支援給付金のほか、社会保障制度全体により対応しております。

年金の給付水準及びマクロ経済スライドの調整期間は、今後の経済状況によつて変わり得るものです。このため、政府といたしましては、まずは賃上げと投資が牽引する成長型経済を目指し、年金の給付水準が将来も維持できるように努めてまいります。

この上で、衆議院で盛り込まれました三党の修正案では、仮に経済が好調に推移しない場合には基礎年金のマクロ経済スライドを早期に終了させる措置を講ずることとされており、将来の幅広い世代の基礎年金の給付水準の確保の方向性をより明確にするものと考えております。

適用拡大の企業規模要件の見直しについてであります。

被用者保険の適用拡大は、より手厚い年金を受けられるようにするという大きな意義を有するものですが、対象企業には新たに社会保険料を御負担いただくことになることから、これまでも準備期間を十分に確保した上で、段階的に拡大を進めてきたところであります。その際には、人材確保に積極的な企業が前倒しで適用を進められる任意適用の仕組みも活用を促してきております。

今回の法案では、今まで以上に小規模な企業や

個人事業者を対象といたしますため、企業経営に与える影響や事務負担の増加等も踏まえた配慮として、施行までに最長十年の準備期間を設け、段階的に実施することといたしております。

この上で、キャリアアップ助成金を始めとする経営や事務に関する事業者支援に加え、中小企業の生産性や稼ぐ力を強化していくことで、本改正案の着実な実施につなげてまいります。

女性の老後の資産形成と企業規模要件の早期の撤廃の必要性についてのお尋ねです。

御指摘の試算は、出産後、パートタイムとして年収百万円で再就職するケースと、いわゆる年収の壁を超えて年収百五十万、二百万で再就職するケースでの生涯可処分所得を一定の仮定の下で試算しているものと、このように承知をいたしております。

これは、年収の壁を意識せず働くことで、生涯を通じて、給与所得と年金所得を合わせた可処分所得の増加につながることを示しているものであり、いわゆる百万円の壁と呼ばれる賃金要件の撤廃など、被用者保険の適用拡大を通じて、御本人の希望に応じた働き方の実現を図ることが重要であるということとは認識を共有いたすところでございます。

他方で、企業規模要件の見直しにつきましては、今まで以上に小規模の企業や個人事業所を対象といたしますことから、企業経営に与える影響なども踏まえ、施行までに最長十年の準備期間を設けることとしております。先ほど申し述べたとおりでございます。

ただし、人材確保に積極的な企業が任意で前倒しで適用を進めることは可能であり、この任意適用の仕組みの活用も含め、被用者保険が適用される方を増やしてまいります。

短時間労働者の被用者保険の適用に係る賃金要件と労働時間要件についてでございます。

今回の法案により賃金要件が撤廃されることにより、社会保険料の負担を懸念して年収を意識する必要や賃上げに伴い就業調整を行う必要もなくなり、働き方に中立的な制度に近づくものと考えております。

被用者保険に加入した場合には、年金、医療の給付が充実する、このようなメリットがありますほか、今回の法案には、適用拡大に当たって、本人の保険料負担を軽減する措置を盛り込んでおり、こうした点の周知広報にも積極的に取り組んでまいります。

労働時間要件の週二十時間未満への引下げにつきましては、対象企業への影響が大きいことから、今回の法案には含めていないところでございます。今後の在り方につきましては、まずは今回の改正を着実に施行しながら、本法案の検討規定も踏まえ、他制度の在り方などにも留意をして議論を深めてまいります。

標準報酬月額上限の見直しと年金の所得再分配機能についてでございます。

今回の標準報酬月額上限の見直しは、収入に応じた御負担をお願いしつつ、本人の将来の給付増にもつなげるものでございます。収入に応じた負担とすることで世代内の公平性が高まりますほか、年金額の低い方も含む厚生年金全体の給付水準の向上につながるため、所得再分配機能が高まることとなります。

公的年金制度は、全国民に共通の基礎年金により、所得の多寡にかかわらず一定の年金額を保障することで所得再分配機能を有しております。この機能の在り方につきましては、今後の議論によ

るところであります。所得再分配機能を将来にわたって適切に維持することは極めて重要であり、今後とも適時適切に議論し、必要な見直しを行います。

残余の質問につきましては、関係大臣から答弁を申し上げます。(拍手)

(国務大臣福岡資麿君登壇、拍手)
○国務大臣(福岡資麿君) 田村まみ議員の御質問にお答えいたします。

被用者保険の適用拡大に関する年金部会と医療保険部会の連携についてお尋ねがありました。

被用者保険の適用拡大に関しては、従来から年金と医療保険の双方の観点から検討を進めており、今回の改正でも、両制度の関連分野の有識者等から構成される懇談会を開催したほか、それぞれの部会において双方の議論の状況を報告するなど、適切に連携しています。

今後とも、被用者保険の適用拡大の検討を進めていくに当たっては、年金と医療保険双方の観点を踏まえて、丁寧に議論してまいります。

標準報酬月額上限の引上げの趣旨や内容についてお尋ねがありました。

今回の法案では、厚生年金における標準報酬月額について、既に上限に該当し、実際の収入と比べて少ない負担や給付となつている方が多い状況を踏まえ、より収入に応じた給付と負担とする等の観点から、上限引上げルールの見直しを行つていきます。

その上で、標準報酬月額上限については、国会での審議も踏まえつつ、新たなルールにおいても被保険者の収入分布なども踏まえ、適切に検討してまいります。

厚生年金の標準報酬月額下限の引下げについ

てお尋ねがありました。

厚生年金の標準報酬月額下限は、短時間労働者への被用者保険の適用に係る月額賃金八万八千円に合わせて設定しているものですが、これは、国民年金第一号被保険者の負担や給付水準とのバランスを図る観点から設定しているものです。

今回、この賃金要件は、最低賃金の動向を踏まえ撤廃するものですが、仮に労働時間要件の引下げと併せて標準報酬月額を引き下げた場合には、国民年金第一号被保険者より低い負担でより手厚い給付を受けられるといった課題があり、慎重な検討が必要と考えます。(拍手)

○議長(関口昌一君) 倉林明子君。

(倉林明子君登壇、拍手)

○倉林明子君 日本共産党の倉林明子です。

会派を代表して、ただいま議題となりました社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律案について質問をいたします。

異常な物価高騰が国民生活を直撃し、とりわけ年金で暮らす人たちの暮らしを追い詰めています。年金額は目減りし続け、節約では追い付かず、食費、光熱費、医療費、被服費など、健康、命に関わるところでまで削らざるを得ないという悲鳴が上がっています。

この間、介護保険料、国保料は値上がりが続け、高齢者の実質的な可処分所得は更に減少しています。障害基礎年金と少ない工賃で暮らす障害者からは、食料品など今まで買えていたものが買えなくなった、グループホームの費用が払えないなど、深刻な声が寄せられています。総理はどう認識されているでしょうか。

総理は、誰も取り残さない社会の実現、全ての人が幸せを実感できる、人を財産として尊重する人財尊重社会を築いていくと決意を述べられています。

総理、全ての人のの中に、高齢者や障害のある人など、年金で生計を立てる人たちは入っていますか。誰も取り残さないというのであれば、そのための具体的手だてが必要です。苦境に立つ人たちに、今すぐ物価高を超える年金額の引上げを実行すべきではないでしょうか。

国民年金法第四条には、国民の生活水準に著しい変動が生じた場合、速やかに改定の措置が講ぜられなければならないと規定しております。四十年ぶりの異常な物価高は著しい変動にほかなりません。物価を上回る年金額の再改定を速やかに行うべきです。総理の答弁を求めます。

法案は衆議院で修正されたものの、年金額の底上げ措置は二九年の財政検証を踏まえて判断すると先送りされています。年金生活者の苦境の元凶となつているマクロ経済スライドは、早期終了の措置を講じたとしても今後十年以上継続し、年金水準の引下げは続くこととなります。年金削減の影響は、基礎年金のみ、低年金の方ほど大きくなることは明らかです。

我が党は、衆議院でマクロ経済スライドを速やかに停止する修正案を提出しました。長引く物価高の中で年金生活者の暮らしを守るとともに、現役世代の大幅減額を避けるために、今こそマクロ経済スライドを直ちに停止すべきではありませんか。

現在二百九十兆円、給付の五年分もため込んでいる巨額の年金積立金を年金の引上げに今こそ活用すること、現在年収一千万円で頭打ちとなる厚

生年金保険料の上限を医療保険並みに年収二十万円まで引き上げること、現役労働者の賃上げ、短時間労働者の更なる適用拡大を進め、保険料収入と加入者を増やす、こうすれば年金の引上げは可能だと考えますが、いかがですか。

以上、総理の答弁を求めます。

とりわけ女性の低年金は深刻です。十万円以下が八三％、五万円以下が二三％も占めています。厚労省公表の相対的貧困率は二〇一二年をピークに低下していますが、唯一例外が高齢女性です。貧困率は上昇を続け、高齢男性との差は拡大し、単身高齢女性の貧困率は四四％に上っています。十代から働き続けたが、介護保険料など引かれ、年金五万円は家賃に消えてしまうという女性、夫と死別し年金が激減し生活が行き詰まる、こうした女性の声です。

子育て、介護、家族ケアを担い、女性差別が公然と行われる職場で、社会で生きてきた多くの女性たちが、公的年金だけでは暮らせず、貧困に陥っています。

女性の低年金の原因は、男女の雇用・賃金差別、非正規の拡大、無償のケア労働に依存した社会保険、第三号被保険者制度による被用者保険未加入への誘導など、政治が招いた結果です。総理にその認識はありますか。

高齢女性だけの問題ではありません。現役世代の未婚女性の貧困率が上がっています。就職氷河期世代を含め、現在と将来の低年金・無年金者をなくすために、最低保障年金制度をつくる必要ではないでしょうか。お答えください。

低年金、低所得で暮らす人には社会保障制度全体で必要な支援をしていくとの答弁が繰り返されています。言われるまでもなく、年金だけでは暮

らせず、生活保護を利用する高齢者は増加し、生活保護利用者の五割を超えました。

しかし、最後のとりでである生活保護の実態はどうか。洋服も靴も知人のお下がり、冬でも暖房は付けず、友人との交流も、葬儀にも出られない、食事は一日一食、風呂は週に一回しか入らない、毎日お金のことばかり考えている、生かさず殺さず、それが生きている限り続く。これが、いのちのとりで生活保護裁判の原告の言葉です。これが生存権を保障するにふさわしい支援と言えるでしょうか。

二〇一三年から三年間、自公政権が強行した生活保護費削減を緊急に復元し、物価高に見合った水準に引き上げるべきです。総理の答弁を求めます。

法案は、百六万の壁の解消等被用者保険の適用拡大を行います。同時に必要なのは中小企業への直接支援です。今、社保倒産に追い込まれる企業が急増し、中小企業の社会保険料を含む税金滞納倒産が過去最多を記録しています。法案による事業所への支援は三年間の時限措置であり、極めて限定的です。

総理、最低賃金の引上げが求められる中、中小企業の社会保険料の事業者負担の軽減に本格的に踏み出すべきではありませんか。

以下、厚労大臣に質問します。

年金事務所による強権的徴収、差押えが横行しています。本来使えるはずの猶予措置も無視して一括納入を迫る、納付協議中に差し押さえるなどの事態がいまだに続いています。社会保険料の取立てにより中小企業を破綻させるなど、あつてはなりません。猶予措置を徹底し、厳正な実行を求めます。いかがですか。

障害年金について、今回も見直しが先送りされ、当事者、関係者からは政府の無策に批判の声が上がっています。障害年金には早急に見直すべき多くの課題があります。

障害年金の不支給が昨年倍増したと報道されました。恣意的判断で本来支給できる人が排除されたとすれば、重大です。徹底した調査、公表とともに、必要な再判定が実施されるべきです。答弁を求めます。

障害年金は、障害を持つ人が生きていく上で基本となる基本的権利であるにもかかわらず、年金を受給できている人は少数です。無年金者が大量に放置されている現状をどう認識されているのでしょうか。

必要な人が年金を受給できない要因は、現状と乖離した認定基準にあります。医学モデルの認定基準が、必要な障害者への支給を制限、排除しています。社会モデル、人権モデルへの転換が必要です。答弁を求めます。

障害者権利条約の総括所見では、市民の平均所得に比べ、障害年金が著しく低額であると懸念が示されました。障害基礎年金の額は四十年間据え置かれたままです。社会的に自立した生活ができるよう、大幅に引き上げるべきではありませんか。

大量の無年金、低年金の障害者をつくり出している状況をこれ以上放置することは許されません。制度上、運用上の喫緊の課題を解決し、制度を抜本的に見直すため、当事者、専門家の参加する集中した議論を今すぐ開始すべきではありませんか。

物価高に負けない年金の引上げは待ったなしです。十年以上年金を引き下げるなど、到底容認で

きるものではありません。直ちに底上げ、引上げを重ねて強く求めて、質問いたします。(拍手)

(内閣総理大臣(石破茂君登壇、拍手)
○内閣総理大臣(石破茂君) 倉林明子議員の御質問にお答えいたします。

物価高騰と年金額の改定についてでございます。

御指摘の国民年金法の規定は、現行の年金額の改定ルールでは対応できないような国民の生活その他の諸事情の著しい変動が生じた場合に年金額を改定する旨を定めたものですが、既に物価等の変動に応じて年金額を改定する現行の仕組みに基づいて近年も年金額を改定してきており、御指摘のような改定を行う状況にはないと考えております。

その上で、所得や年金額の低い高齢者の方々には、年金生活者支援給付金制度を設けており、こうした施策等により、高齢者の方々の暮らしが安定するよう、引き続き支援をいたしてまいります。

マクロ経済スライドの停止と年金水準の引上げについてでございます。

公的年金制度では、マクロ経済スライドの仕組みにより、現役世代の負担が過重なものとならないよう保険料の上限を固定し、積立金も計画的に活用しつつ、その範囲内で給付を行うことで将来世代の給付水準を確保いたしております。将来世代の年金の給付水準を確保するために、今後とも必要な措置と考えております。

その上で、年金の給付水準は今後の経済状況によつて変わり得るものであり、政府として、賃上げと投資が牽引する成長型経済への移行を目指しつつ、被用者保険の適用拡大など、今回の法案に

盛り込んだ事項を着実に実行すること等を通じて、年金給付水準の確保に努めてまいります。
女性の低年金の原因と最低保障年金制度の創設についてのお尋ねです。

公的年金制度におきましては、基本的に制度上の給付の男女差はなく、年金額は現役時代の収入に基づく保険料の納付実績に応じて決まるものでございます。

政府といたしましては、男女雇用機会均等法の遵守徹底や男女間賃金格差の是正を図るほか、希望をされる方の正社員への転換支援などに取り組んできており、今回の法案でも、より手厚い年金が受けられますよう、被用者保険の適用拡大に取り組むこととしております。

いわゆる最低保障年金の創設につきましては、多額の税財源が必要となること、これまで保険料を払ってこられた方々と払ってこられなかった方々との間の公平性をどのように確保するのといった難しい課題があり、低所得の年金受給者に対する年金生活者支援給付金の支給などを通じて、高齢期の所得保障に取り組んでまいります。

第三号被保険者制度につきましては、今回の附則の検討規定に基づき、その実態も精緻に分析しながら、在り方の議論を進めてまいります。

生活保護費の水準についてでございます。

二〇一三年から三年間掛けて実施した生活保護費の改定につきましては、訴訟が提起されており、判決が確定していないなどの事情から、対応についてお答えは差し控えていただきますが、生活保護基準につきましては、最低限度の生活を保障するため、一般国民生活における消費水準との比較において設定するという考え方の下、一般低所得世帯の消費動向や社会経済情勢等を総合的に勘案して改定を行っておるものでござい

す。

中小企業の社会保険料についてでございます。
中小企業に対して社会保険料の事業主負担を軽減すべしとの御提案につきましては、社会保険料が医療や年金の給付に充てられ、労働者を支えるための事業主の責任であることから、慎重な検討が必要であると考えております。

また、中小企業に対しましては、非正規雇用労働者を正社員に転換した事業主に対するキャリアアップ助成金などによる支援など、政策目的に応じて助成金による支援を行っております。

政府といたしましては、賃上げと投資が牽引する成長型経済の実現を目指し、中小企業や、失礼、中小企業に利益を上げていただくための適切な価格転嫁や生産性向上を支援しながら、社会保険につきましては、年齢にかかわらず適切に支え合うことを目指す改革を着実に進めてまいります。

残余の御質問につきましては、関係大臣から答弁を申し上げます。(拍手)

(国務大臣福岡資麿君登壇、拍手)
○国務大臣(福岡資麿君) 倉林明子議員の御質問にお答えします。

社会保険料の徴収についてお尋ねがありました。

社会保険料の納付が困難な事業所については、日本年金機構に対し、事業所の経営状況や将来の見通しなどを丁寧に伺いながら猶予や分割納付の相談等に応じることや、納付計画どおりに納付がされない場合であっても、直ちに猶予を取り消し、財産を差し押さえるのではなく、やむを得ない理由があると認められる場合には猶予を取り消さないことができることなどの対応を求めています。

年金事務所において、関係法令等に基づき、事業所の状況に応じた対応が行われるよう、引き続き日本年金機構に対して指導してまいります。

障害年金の報道についてお尋ねがありました。
御指摘の報道については、年金行政への信頼に関わる問題であり、しっかりと対応していく必要があることを十分認識しております。

このため、令和六年度における障害年金の認定状況について、その実態把握のための調査をすることとしており、この中で個別の事例について適正に審査されているかを速やかに確認することとしていきます。調査の結果については、六月中旬を目途に公表すべく作業を進めており、その結果を踏まえて必要な対応を行ってまいります。

障害年金の無年金者についてお尋ねがありました。

障害年金を給付されるべき方に必要な給付が行われることは重要であると考えております。

障害年金の審査に当たっては、障害認定基準やガイドラインに基づき、診断書等を基に、障害の状況や日常生活への影響等について、障害認定医の意見も踏まえ個別に判断を行っているところであります。また、今回の法案においても、障害年金について直近一年間に未納期間がない場合には受給要件を満たすこととする特例を延長することとしており、生活困窮者自立支援制度などと併せ、社会保障全体での総合的な対応に引き続き取り組んでまいります。

障害年金の認定基準についてお尋ねがありました。

障害年金については、個人の心身の機能障害に着目する医学モデルか、社会における障壁に着目する社会モデルや人権モデルかという二者択一ではなく、主治医の診断書に加えて、本人や家族が

記載する書類により、機能障害のみならず、日常生活の状況等について詳細を把握した上で障害等級の認定を行っています。具体的な障害認定基準については、今後も様々な御意見を伺いながら、不断の見直しを行ってまいります。

障害年金の引上げについてお尋ねがありました。

障害年金の給付水準は、通常は加齢に伴って起こる稼得能力の喪失が現役期に障害状態となつて早期に到来することに対応するものとして、老齢年金と同水準であることを基本としつつ、障害等級一級の方はその一・二五倍と配慮するなど、適切なものであると考えております。

その上で、障害をお持ちの方に対しましては、社会保障制度全体で総合的に支援していく観点から、障害年金生活者支援給付金の支給など支援措置を実施しており、引き続きしっかりと取り組んでまいります。

障害年金制度の会議体の設置についてお尋ねがありました。

社会保障審議会年金部会では障害年金に関する広範な事項について議論しましたが、いずれの事項も、障害年金の目的や認定基準の在り方、他の障害者施策との関係整理などについて更なる議論が必要とされたところです。このため、まずはどのような論点について議論を深めるべきかを整理した上で、その結果も踏まえ、どのような場で議論するかも含め検討したいと考えております。

(拍手)

○議長(関口昌一君) これにて質疑は終了いたしました。

○議長(関口昌一君) 日程第一 株式会社地域経済活性化支援機構法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。災害対策特別委員長塩田博昭君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔塩田博昭君登壇、拍手〕

○塩田博昭君 ただいま議題となりました法律案につきまして、災害対策特別委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、令和六年能登半島地震災害からの復興に向けた取組を引き続き推進するとともに、頻発する自然災害への対応を強化するため、株式会社地域経済活性化支援機構の業務の期限を延長するとともに、その支援基準に大規模な災害を受けた地域の経済の再建のための当該地域の事業者に対する迅速かつ適切な支援の実施に必要な事項を含める等の規定の整備を行うとするものであります。

委員会におきましては、被災地域の経済再建における機構の役割と支援の状況、機構を時限的組織とすることの妥当性、小規模の被災事業者等に対する機構の支援の在り方等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終局し、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し附帯決議が付されております。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(関口昌一君) これより採決をいたします。

本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長(関口昌一君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長(関口昌一君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数

賛成

反対

二百三十五

二百二十九

六

よって、本案は可決されました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(関口昌一君) 日程第二 公益通報者保護法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。消費者問題に関する特別委員長石井章君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔石井章君登壇、拍手〕

○石井章君 ただいま議題となりました法律案につきまして、消費者問題に関する特別委員会における審査の経過と結果の御報告を申し上げます。

本法律案は、公益通報者の範囲を拡大することにも、公益通報をしたことを理由とする不利益取扱いの禁止等の措置を強化するほか、公益通報に適切に対応するために事業者がとるべき措置の充

実強化を図るための措置を講じようとするものであります。

なお、衆議院におきまして、附則の検討規定について、施行後五年とされていた検討の目的を施行後三年とする修正が行われております。

委員会におきましては、参考人から意見を聴取するとともに、公益通報を理由とする不利益な配置転換等の抑止・救済策、地方公共団体に対する指導の必要性、改正後の法の周知の徹底等について質疑を行いました。その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終局し、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し附帯決議を行いました。以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(関口昌一君) これより採決をいたします。

本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長(関口昌一君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長(関口昌一君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数

賛成

反対

二百三十四

二百三十二

二

よって、本案は可決されました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(関口昌一君) 日程第三 労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。厚生労働委員長柘植芳文君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔柘植芳文君登壇、拍手〕

○柘植芳文君 ただいま議題となりました法律案につきまして、厚生労働委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、事業主に対して、いわゆるカスタマーハラスメントや求職者等へのセクシュアルハラスメントの防止のための雇用管理上の措置義務及び職場における治療と仕事の両立支援についての努力義務を課すこと、男女間における賃金差異の状況等の情報公表を義務付けること等の措置を講ずるとともに、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律の期限を十年間延長しようとするものであります。

なお、衆議院において、雇用管理上必要な措置の例示としてカスタマーハラスメントの抑止のための措置を追加する等の修正が行われました。

委員会におきましては、本法律案に加え、石橋通宏君外二名発議の労働安全衛生法及び特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律の一部を改正する法律案を一括して議題として、審査を行い、ハラスメント対策の強化、ILO第百九十号条約の批准に向けた課題、女性活躍推進に係る取組の在り方等について質疑を行うとともに、参考人から意見を聴取いたしました。その詳細は会議録によって御承知願います。

本法律案の質疑を終局し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して倉林明子委員より反対、れいわ新選組を代表して天畠大輔委員より反対の旨の意見がそれぞれ述べられました。

討論を終局し、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定をいたしました。

なお、本法律案に対しまして附帯決議が付されております。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(関口昌一君) これより採決をいたします。

本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長(関口昌一君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長(関口昌一君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数 二百三十四
賛成 二百十六
反対 十八
よって、本案は可決されました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(関口昌一君) 日程第四 貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律案

日程第五 貨物自動車運送事業の適正化のための体制の整備等の推進に関する法律案

(いずれも衆議院提出)

以上両案を一括して議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。国土交通委員 長小西洋之君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔小西洋之君登壇、拍手〕

○小西洋之君 ただいま議題となりました両法律案につきまして、国土交通委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律案は、貨物自動車運送事業に係る輸送の安全を確保し、その健全な発達を図るため、下請構造

等の健全化措置及び実運送体制管理簿に関する規定の拡充、無許可等の事業者への貨物運送の委託の禁止及び無許可経営等原因行為への対処、一般貨物自動車運送事業及び特定貨物自動車運送事業の許可に係る更新制の導入、運賃及び料金に係る適正原価の設定並びにこれを下回る運賃等の制限、労働者の適切な処遇の確保等の措置を講じようとするものであります。

次に、貨物自動車運送事業の適正化のための体制の整備等の推進に関する法律案は、貨物自動車運送事業の適正化のための体制の整備等の推進を総合的かつ集中的に行うため、その推進に関し、財源確保等に係る基本方針等を定めようとするものであります。

委員会におきましては、両法律案を一括して議題とし、提出者衆議院国土交通委員長より趣旨説明を聴取した後、順次採決の結果、両法律案はいずれも全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(関口昌一君) これより両案を一括して採決いたします。

両案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長(関口昌一君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長(関口昌一君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数 二百三十四
賛成 二百三十二
反対 二
よって、両案は可決されました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(関口昌一君) 本日はこれにて散会いたします。

午後零時七分散会

出席者は左のとおり。

議員		議長	副議長
伊藤 岳君	吉良よし子君	関口 昌一君	長浜 博行君
仁比 聡平君	青島 健太君		
大門実紀史君	柳ヶ瀬裕文君		
岩渕 友君	山添 拓君		
串田 誠一君	紙 智子君		
井上 哲士君	倉林 明子君		
高木かおり君	山下 芳生君		
小池 晃君	猪瀬 直樹君		

山口 和之君	石井 苗子君
柴田 巧君	金子 道仁君
竹内 真二君	松野 明美君
高橋 次郎君	窪田 哲也君
中条さよし君	安江 伸夫君
高橋 光男君	嘉田由紀子君
下野 六太君	塩田 博昭君
藤巻 健史君	三浦 信祐君
宮崎 勝君	佐々木さやか君
片山 大介君	杉 久武君
矢倉 克夫君	石井 章君
平木 大作君	新妻 秀規君
豊田 俊郎君	浅田 均君
上田 勇君	若松 謙維君
横山 信一君	松沢 成文君
山本 博司君	里見 隆治君
伊藤 孝江君	秋野 公造君
滝波 宏文君	竹谷とし子君
石川 博崇君	谷合 正明君
西田 実仁君	山口那津男君
青木 一彦君	山本佐知子君
吉井 章君	友納 理緒君
長谷川英晴君	寺田 静君
生稲 晃子君	加藤 明良君
小林 一大君	今井絵理子君
赤松 健君	白坂 亜紀君
小川 克巳君	三浦 靖君
岩本 剛人君	加田 裕之君
船橋 利実君	比嘉奈津美君
山田 太郎君	松川 るい君
長峯 誠君	羽生田 俊君
堀井 巖君	舞立 昇治君
堂故 茂君	柘植 芳文君
滝沢 求君	酒井 庸行君

阿達 雅志君	山下 雄平君	吉川ゆうみ君	浜口 誠君	打越さく良君	法務委員
野村 哲郎君	山田 宏君	和田 政宗君	森屋 隆君	浜野 喜史君	辞任
佐藤 信秋君	長谷川 岳君	石井 正弘君	上田 清司君	古賀 之士君	石井 準一君
高橋 克法君	古賀友一郎君	赤池 誠章君	森本 真治君	川合 孝典君	太田 房江君
中田 宏君	山谷えり子君	片山さつき君	伊藤 孝恵君	野田 国義君	中西 祐介君
野上浩太郎君	尾辻 秀久君	森 まさこ君	広田 一君	榛葉賀津也君	中西 祐介君
三原じゅん子君	浅尾慶一郎君	石井 浩郎君	舟山 康江君	天昌 大輔君	外交防衛委員
福岡 資麿君	神谷 宗幣君	松村 祥史君	宮沢 洋一君	石破 茂君	辞任
大島九州男君	梅村みずほ君	有村 治子君	櫻井 充君	福岡 資麿君	財政金融委員
宮口 治子君	山本 太郎君	鶴保 庸介君	衛藤 晟一君	中野 洋昌君	辞任
大野 泰正君	ながえ孝子君	山崎 正昭君	中曽根弘文君	赤澤 亮正君	松川 るい君
田中 昌史君	若林 洋平君	山東 昭子君	奥村 政佳君	国務大臣	山田 太郎君
山本 啓介君	清水 真人君	大椿ゆうこ君	村田 享子君	国務大臣(内閣府特命担当大臣(経済財政政策))	石川 博崇君
高橋はるみ君	本田 顕子君	三上 えり君	水野 素子君	国務大臣(内閣府特命担当大臣(消費安全及び食品安全))	大門実紀史君
宮崎 雅夫君	藤木 眞也君	高木 真理君	古賀 千景君	伊東 良孝君	文教科学委員
星 北斗君	進藤金日子君	柴 慎一君	横沢 高德君	羽田 次郎君	辞任
自見はなこ君	三宅 伸吾君	塩村あやか君	岸 真紀子君	内閣官房副長官	松下 新平君
こやり隆史君	宮本 周司君	石垣のりこ君	石川 大我君	内閣官房副長官	古賀 千景君
森屋 宏君	上月 良祐君	井上 義行君	小沢 雅仁君	厚生労働副大臣	鰐淵 洋子君
馬場 成志君	北村 経夫君	勝部 賢志君	木戸口英司君	議長の報告事項	農林水産委員
大家 敏志君	佐藤 正久君	小西 洋之君	杉尾 秀哉君	去る五月三十日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。	辞任
牧野たかお君	石井 準一君	熊谷 裕人君	徳永 エリ君	内閣委員	永井 学君
磯崎 仁彦君	藤川 政人君	渡辺 猛之君	吉川 沙織君	総務委員	竹内 真二君
古川 俊治君	岡田 直樹君	斎藤 嘉隆君	石橋 通宏君	辞任	経済産業委員
松山 政司君	武見 敬三君	中西 祐介君	川田 龍平君	辞任	辞任
山本 順三君	末松 信介君	牧山ひろえ君	田名部匡代君	補欠	長谷川 岳君
高良 鉄美君	齊藤健一郎君	水岡 俊一君	木村 英子君	補欠	高橋 光男君
伊波 洋一君	浜田 聡君	橋本 聖子君	青木 愛君	補欠	横山 信一君
平山佐知子君	藤井 一博君	辻元 清美君	福山 哲郎君	補欠	国土交通委員
永井 学君	古庄 玄知君	福島みずほ君	堂込麻紀子君	補欠	辞任
白井 正一君	越智 俊之君	竹詰 仁君	鬼木 誠君	補欠	進藤金日子君
梶原 大介君	神谷 政幸君	田村 まみ君	芳賀 道也君	補欠	宮本 周司君
佐藤 啓君	小野田紀美君	小沼 巧君	磯崎 哲史君	補欠	小池 晃君
朝日健太郎君	青山 繁晴君			補欠	大門実紀史君

[illegible]

財政金融委員 辞任 牧野たかお君 松山 政司君 文教科学委員 辞任 水岡 俊一君 厚生労働委員 辞任 塩田 博昭君 新妻 秀規君 経済産業委員 辞任 北村 経夫君 国土交通委員 辞任 里見 隆治君 石井 章君 環境委員 辞任 三上 えり君 伊藤 孝江君 高橋 次郎君 国家基本政策委員 辞任 山添 拓君 予算委員 辞任 石田 昌宏君 北村 経夫君 田中 昌史君 三浦 靖君 山本 啓介君	補欠 藤井 一博君 北村 経夫君 補欠 三上 えり君 補欠 高橋 次郎君 里見 隆治君 補欠 松山 政司君 補欠 新妻 秀規君 嘉田由紀子君 補欠 水岡 俊一君 河野 義博君 塩田 博昭君 補欠 小池 晃君 補欠 朝日健太郎君 本田 顕子君 古庄 玄知君 小川 克巳君 堀井 巖君	吉川ゆうみ君 若林 洋平君 石垣のりこ君 野田 国義君 高橋 次郎君 猪瀬 直樹君 舟山 康江君 小池 晃君 大島九州男君 行政監視委員 辞任 小川 克巳君 清水 真人君 本田 顕子君 柴 慎一君 高木 真理君 山本 太郎君 補欠 三浦 靖君 石田 昌宏君 北村 経夫君 野田 国義君 石垣のりこ君 大島九州男君 補欠 清水 真人君 田中 昌史君 吉川ゆうみ君 山本 啓介君 若林 洋平君 高橋 次郎君 同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。 災害対策特別委員 辞任 こやり隆史君 藤井 一博君 山本 啓介君 山本佐知子君	藤井 一博君 山下 雄平君 高木 真理君 柴 慎一君 宮崎 勝君 嘉田由紀子君 田村 まみ君 山添 拓君 山本 太郎君 補欠 三浦 靖君 石田 昌宏君 北村 経夫君 野田 国義君 石垣のりこ君 大島九州男君 補欠 清水 真人君 田中 昌史君 吉川ゆうみ君 山本 啓介君 若林 洋平君 高橋 次郎君 同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。 災害対策特別委員 補欠 吉川ゆうみ君 宮本 周司君 本田 顕子君 朝日健太郎君	消費者問題に関する特別委員 辞任 古庄 玄知君 友納 理緒君 星 北斗君 三上 えり君 宮崎 勝君 田中 昌史君 古賀友一郎君 宮本 周司君 田島麻衣子君 佐々木さやか君 同日委員会において選任した理事は次のとおりである。 予算委員会 理事 進藤金日子君（進藤金日子君の補欠） 同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。 ギャンブル等依存症対策基本法の一部を改正する法律案（内閣委員長提出）（衆第三七号） 同日議長は、次の衆議院提出案を国土交通委員会に付託した。 貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律案（衆第三三三号） 貨物自動車運送事業の適正化のための体制の整備等の推進に関する法律案（衆第二四号） 同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を委員会に付託した。 日本国の自衛隊とフィリピンの軍隊との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件（閣条第七号） 日本国の自衛隊とイタリア共和国の軍隊との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とイタリア共和国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件（閣条第八号） 外交防衛委員会に付託 資金決済に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第三九号） 財政金融委員会に付託	円滑な事業再生を図るための事業者の金融機関等に対する債務の調整の手続等に関する法律案（閣法第三三三号） 経済産業委員会に付託 同日委員長から次の報告書が提出された。 株式会社地域経済活性化支援機構法の一部を改正する法律案（閣法第一八号）審査報告書 公益通報者保護法の一部を改正する法律案（閣法第三二二号）審査報告書 同日議員から次の質問主意書が提出された。 中国製太陽光パネルに内蔵された通信機器及び日本のエネルギー安全保障上の対応に関する質問主意書（神谷宗幣君提出）（第一三四号） 再生可能エネルギー発電事業者の倒産・廃業及び太陽光パネル放置・撤去費用に関する質問主意書（神谷宗幣君提出）（第一三五号） ハーバード大学の留学生受入れに係る安全保障上の懸念に関する質問主意書（神谷宗幣君提出）（第一三六号） 同日次の質問主意書を内閣に転送した。 高齢者雇用安定法Q&Aの改訂に関する質問主意書（福島みずほ君提出）（第一三二号） 自らを利する政府委員の政策提言に基づき政府が利益誘導に関与した可能性に関する質問主意書（浜田聡君提出）（第一三三三号） 虐待判定AI及び相談事業AIをめぐる利益誘導に関する質問主意書（浜田聡君提出）（第一三三三三号） 昨三日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。 内閣委員 辞任 太田 房江君 鬼木 誠君 伊藤 孝江君 補欠 越智 俊之君 杉尾 秀哉君 河野 義博君
---	--	---	--	---	---

総務委員	辞任	牧野たかお君 山口那津男君	補欠	藤井 一博君 山本 博司君	環境委員	辞任	水岡 俊一君 河野 義博君 塩田 博昭君	補欠	三上 えり君 伊藤 孝江君 高橋 次郎君	同日委員会において選任した理事は次のとおりである。
法務委員	辞任	古庄 玄知君 石井 章君	補欠	牧野たかお君 嘉田由紀子君	予算委員	辞任	朝日健太郎君 小川 克巳君 藤井 一博君	補欠	石田 昌宏君 三浦 靖君 吉川ゆうみ君	同日衆議院から次の議案が提出された。 ギャンブル等依存症対策基本法の一部を改正する法律案(衆第三七号) 同日衆議院から、本院の送付した次の内閣提出案は、同院においてこれを可決した旨の通知書を受領した。
外交防衛委員	辞任	山本 博司君	補欠	山口那津男君	行政監視委員	辞任	石田 昌宏君 三浦 靖君 河野 義博君	補欠	朝日健太郎君 小川 克巳君 高橋 次郎君	同日委員長から次の報告書が提出された。 労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律等の一部を改正する法律案(閣法第五〇号) 審査報告書(衆第三三三号) 審査報告書 貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律案(衆第三三三号) 審査報告書 貨物自動車運送事業の適正化のための体制の整備等の推進に関する法律案(衆第三四号) 審査報告書 同日議員から次の質問主意書が提出された。 晴海フラッグにおける投資目的の不動産購入の実態に関する質問主意書(浜田聡君提出)(第一三七号) 晴海フラッグにおける外国人や外国法人による不動産の集中的取得の実態に関する質問主意書(浜田聡君提出)(第一三八号) 晴海フラッグ及び周辺地域における無許可民泊の実態及び対応に関する質問主意書(浜田聡君提出)(第一三九号)
財政金融委員	辞任	北村 経夫君 藤井 一博君 浅田 均君 小池 晃君	補欠	松山 政司君 古庄 玄知君 藤巻 健史君 大門実紀史君	議院運営委員	辞任	吉川ゆうみ君 高橋 次郎君	補欠	藤井 一博君 河野 義博君	同日委員長から次の報告書が提出された。 労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律等の一部を改正する法律案(閣法第五〇号) 審査報告書(衆第三三三号) 審査報告書 貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律案(衆第三三三号) 審査報告書 貨物自動車運送事業の適正化のための体制の整備等の推進に関する法律案(衆第三四号) 審査報告書 同日議員から次の質問主意書が提出された。 晴海フラッグにおける投資目的の不動産購入の実態に関する質問主意書(浜田聡君提出)(第一三七号) 晴海フラッグにおける外国人や外国法人による不動産の集中的取得の実態に関する質問主意書(浜田聡君提出)(第一三八号) 晴海フラッグ及び周辺地域における無許可民泊の実態及び対応に関する質問主意書(浜田聡君提出)(第一三九号)
文教科学委員	辞任	三上 えり君	補欠	水岡 俊一君	参議院議員	辞任	朝日健太郎君 本田 顕子君 吉川ゆうみ君	補欠	堀井 巖君 古庄 玄知君 加田 裕之君	同日衆議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。 海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る法律 同日内閣から、行政機関が行う政策の評価に関する法律第十九条の規定に基づく令和六年度政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告を受領した。
厚生労働委員	辞任	里見 隆治君 高橋 次郎君	補欠	新妻 秀規君 塩田 博昭君	参議院議員	辞任	朝日健太郎君 本田 顕子君 吉川ゆうみ君	補欠	堀井 巖君 古庄 玄知君 加田 裕之君	同日衆議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。 海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る法律 同日内閣から、行政機関が行う政策の評価に関する法律第十九条の規定に基づく令和六年度政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告を受領した。
経済産業委員	辞任	越智 俊之君 松山 政司君 藤巻 健史君	補欠	太田 房江君 北村 経夫君 浅田 均君	参議院議員	辞任	朝日健太郎君 本田 顕子君 吉川ゆうみ君	補欠	堀井 巖君 古庄 玄知君 加田 裕之君	同日衆議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。 海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る法律 同日内閣から、行政機関が行う政策の評価に関する法律第十九条の規定に基づく令和六年度政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告を受領した。
国土交通委員	辞任	杉尾 秀哉君 新妻 秀規君 嘉田由紀子君 大門実紀史君	補欠	鬼木 誠君 里見 隆治君 石井 章君 小池 晃君	参議院議員	辞任	朝日健太郎君 本田 顕子君 吉川ゆうみ君	補欠	堀井 巖君 古庄 玄知君 加田 裕之君	同日衆議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。 海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る法律 同日内閣から、行政機関が行う政策の評価に関する法律第十九条の規定に基づく令和六年度政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告を受領した。

同日内閣を經由して公害等調整委員会委員長から、公害等調整委員会設置法第十七条の規定に基づく令和六年度公害等調整委員会年次報告書を受領した。

同日内閣から、森林・林業基本法第十条第一項の規定に基づく「令和六年度森林及び林業の動向」に関する報告及び同条第二項の規定に基づく「令和七年度森林及び林業施策」についての文書を受領した。

審査報告書

株式会社地域経済活性化支援機構法の一部を改正する法律案

右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

令和七年六月二日

災害対策特別委員長 塩田 博昭

参議院議長 関口 昌一殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、令和六年能登半島地震災害からの復興に向けた取組を引き続き推進するとともに、頻発する自然災害への対応を強化するため、株式会社地域経済活性化支援機構の業務の期限を延長するとともに、その支援基準に大規模な災害を受けた地域の経済の再建のための当該地域の事業者に対する迅速かつ適切な支援の実施に必要な事項を含める等の規定の整備を行うおうとするものであり、妥当な措置と認める。

一、費用

本法律施行のため、別に費用を要しない。

附帯決議

政府及び関係者は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に万全を期すべきである。

一 株式会社地域経済活性化支援機構（以下「機構」という。）は、業務の期限延長の趣旨を踏まえ、二重債務に苦しむ令和六年能登半島地震等の被災事業者への支援を更に強化するとともに、今後起こり得る大規模災害に備え万全の体制構築に努めること。

二 機構は、その目的に大規模な災害を受けた地域の経済の再建が掲げられたことを踏まえ、政府出資金等の適切な管理に十分に配慮しつつも、被災事業者への迅速かつきめ細やかな支援の更なる強化に努めること。

三 政府は、本改正に伴い、支援基準に被災地域の事業者に対する迅速かつ適切な支援の実施に必要な事項を定めるに当たっては、機構がこれまでに行ってきた災害支援を通じて得た知見を生かし、関係行政機関、関係金融機関及び他の中小企業支援組織等との緊密な連携の下、被災事業者に寄り添った実効性あるものとする。また、機構と連携し、平時から、機構の支援制度について事業者に対する周知を一層徹底するとともに、災害時に支援の申請が円滑に行われるよう、手引きを作成するなど環境整備を図ること。

四 機構は、被災事業者支援の強化に努めつつも、解散時に残余財産の額が株式の払込金額の総額を下回るときに政府出資が負担しなければならぬとされる損失については、可能な限り最小限になるよう適切な経営に努めること。

五 政府は、本法の施行後七年を目途として、その施行の状況について検討を行うに当たって

は、大規模災害を受けた被災地域の経済再建の状況、地域金融機関等による地域経済活性化支援の取組の進展及び機構が担うべき役割その他の事情を総合的に考慮し、その結果に基づいて必要な措置を講ずること。特に、機構は設置当初から時限的な組織とされるところ、本改正によつて三回目の業務期限の延長となり、災害対策の強化が図られることを踏まえ、今後の組織の在り方についても十分に検討すること。

右決議する。

株式会社地域経済活性化支援機構法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。よつて国会法第八十三条により送付する。

令和七年五月十五日

衆議院議長 額賀福志郎

参議院議長 関口 昌一殿

株式会社地域経済活性化支援機構法の一部を改正する法律案

株式会社地域経済活性化支援機構法の一部を改正する法律

株式会社地域経済活性化支援機構法（平成二十一年法律第六十三号）の一部を次のように改正する。

第一条中「通じて」の下に「大規模な災害を受けた地域の経済の再建その他の」を加える。

第二十四条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 支援基準は、大規模な災害を受けた地域の経済の再建のための当該地域の事業者に対する迅速かつ適切な支援の実施に必要な事項を含むものでなければならない。

第二十五条第八項、第三十二条の二第七項、第三十二条の十第六項及び第三十二条の十一第三項中「令和八年三月三十一日」を「令和二十三年三月三十一日」に改める。

第三十三条第二項から第四項までの規定中「令和十三年三月三十一日」を「令和二十八年三月三十一日」に改める。

第四十九条第一項中「場合」の下に「第三項の場合を除く。」を加え、同条第二項中「残余財産の額が前項」を「前項の場合において、残余財産の額が同項」に改め、同条に次の一項を加える。

3 機構が解散した場合において、株主に分配することができる残余財産の額が株式の払込金額の総額を下回るときは、当該残余財産の額は、会社法第五百四条の規定にかかわらず、政府保有株式（預金保険機構の保有する株式のうち第五十三条第一項の規定による出資に係るものをいう。以下この項において同じ。）以外の株式についてその払込金額を限度として分配し、分配の結果なお残余があるときは、その残余の額を政府保有株式について分配するものとする。

第五十一条第二項中「及び第五十六条第二項」を「並びに第五十六条第二項及び第三項」に改める。

第五十二条中「第五十六条」を「第五十六条第一項、第二項及び第四項」に改める。

第五十六条中第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 前項の場合において、同項に規定する残余財産の額が第五十三条第一項の規定による出資額及び第五十四条の規定による拠出金の額の合計額に満たないときは、預金保険機構は、前項の規定にかかわらず、運営委員会の議決を経て、

当該残余財産の額を、同条の規定により拠出金を拠出した者に対しその拠出金の額を限度として分配し、分配の結果なお残余があるときは、その残余の額を国庫に納付するものとする。

第五十八条第一項ただし書中「第二十四条」を「第二十四条第一項、第三項及び第四項」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。

(検討)

2 政府は、この法律の施行後七年を目途として、この法律による改正後の株式会社地域経済活性化支援機構法の施行の状況等を勘案し、必要があると認めるときは、同法の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

審査報告書

公益通報者保護法の一部を改正する法律案
右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

令和七年六月二日

消費者問題に関する特別委員長 石井 章
参議院議長 関口 昌一殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、最近における国民の生命、身体、財産その他の利益の保護に関わる法令に違反する事実の発生状況等に鑑み、これらの法令の規定の遵守を図るため、公益通報者の範囲を

拡大するとともに、公益通報をしたことを理由とする不利益取扱いの禁止等の措置を強化するほか、公益通報に適切に対応するために事業者がとるべき措置の充実強化を図るための措置を講じようとするものであって、妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用

本法律施行のため、別に費用を要しない。

附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずるべきである。

一 公益通報を理由とした不利益取扱いに関し、配置転換やハラスメント等が禁止される不利益取扱いに含まれることについて内閣総理大臣が定める指針に明記するとともに、通報に対する報復を目的とした配置転換についても無効とした上で、民事裁判において事業者が立証責任を負わせること及び当該配置転換を行った者に対する刑事罰の適用について、本委員会での審議等を十分に踏まえつつ実現に向けて検討を行うこと。また、立証責任の転換に係る一年間の期間制限については、今後の立法事実の蓄積を踏まえ、必要に応じて、見直しを検討すること。

二 公益通報を行おうとする者が躊躇することのないよう、資料の持ち出し等のいわゆる「公益通報に付随する行為」に関しても、公益通報を理由とした不利益取扱いと同様に解雇・懲戒について禁止するとともに、これを無効とした上で、民事裁判において事業者が立証責任を負わせること及び「公益通報に付随する行為」を理由

に解雇・懲戒を行った者に対する刑事罰の適用について、本委員会での審議等を十分に踏まえつつ実現に向けて検討を行うこと。

三 公益通報の通報先である内部通報窓口の充実を図るため、常時使用する労働者の数が三百人以下の事業者における体制整備のための支援を早急に図り、公益通報対応体制整備義務の対象事業者の拡大についての検討を行うこと。

四 事業者における通報妨害及び通報者探索の禁止対象とならない「正当な理由」について、考え方を明らかにするとともに、内閣総理大臣が定める指針等において、潜脱的な行為を防ぐため、その範囲を限定して規定した上で適切な周知を行うこと。

五 昨今の地方公共団体における公益通報制度に係る事案を念頭に、消費者庁は地方公共団体に對する地方自治法に基づく技術的助言を行うとともに、地方自治の本旨を踏まえ、本法第二十条にある国及び地方公共団体への除外規定の在り方についての検討を行うこと。

六 濫用的通報が公益通報対応業務従事者等の内部通報担当者の負担となることに鑑み、消費者庁は法が適正に運用されることを目的として濫用的通報の実態を調査し、その結果を踏まえ必要な措置を検討すること。

七 消費者庁は、内部通報体制整備義務の履行を徹底し、新設された立入検査権を実効性あるものとするため、同庁内部の人材育成・人員増強・必要な予算の確保を行うとともに、将来的に本法の規定に違反した事業者に対する行政措置を十分に担うことのできる体制を整えるための組織的基盤の強化を図ること。また、公益通報対応業務従事者指定義務以外の体制整備義務

についても、立入検査権の対象化及び刑事罰の導入を検討すること。

八 事業者が公益通報の受付や事実関係の調査等、公益通報対応に係る業務を法律事務所等に外部委託する場合には、中立性・公正性に疑義が生じるおそれ又は利益相反が生じるおそれがある法律事務所等は避けるべきことを周知徹底すること。

九 本法附則第九条に基づく本法の見直しに関しては、本委員会での審議等を踏まえ、正当な理由のない通報妨害及び通報者探索に対する規制の在り方、保護される者の範囲の更なる拡大、公益通報に該当する行為に係る刑事上の責任の免除、通報対象事実の範囲の抜本的な見直し等の「公益通報者保護制度検討会報告書」に挙げられた検討項目等の諸課題について、速やかに随時立法事実の収集に努め、必要に応じて具体的な改正の検討を行うこと。また、経済的負担の少ない紛争解決手段の創設を含めた公益通報に関する紛争の迅速かつ適正な解決に資する制度の在り方、付加金等の経済的負担を手当とする制度の導入、事業者の内部通報窓口の設置に係る負担軽減等についても検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずること。

右決議する。

公益通報者保護法の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決した。

よって国会法第八十三条により送付する。

令和七年四月二十四日

衆議院議長 額賀福志郎
参議院議長 関口 昌一殿

(小字及び―は衆議院修正)

公益通報者保護法の一部を改正する法律案
公益通報者保護法の一部を改正する法律

公益通報者保護法(平成十六年法律第百二十二号)の一部を次のように改正する。

目次中「公益通報者の解雇の無効及び」を削り、「第二十二条」を「第二十四条」に改める。

第一条中「公益通報者の解雇の無効及び」を削る。

第二条第一項中「次条第二号及び第六条第二号」を「次条第一項第二号及び第六条第一項第二号」に、「次条第三号及び第六条第三号」を「次条第一項第三号及び第六条第一項第三号」に改め、同項第二号中「第四号」を「第四条第一項第一号」に、「第四号及び第五号第二項」を「第四条第一項」に改め、同項第四号を同項第五号とし、同項第三号中「前二号」を「前三号」に、「労働者であった者又は派遣労働者若しくは派遣労働者」を「派遣労働者(以下この号及び第十一号第二項において「労働者等」という。若しくは労働者等であった者又は特定受託業務従事者若しくは特定受託業務従事者)」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三 特定受託業務従事者(特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律 令和五年法律第二十五号)第二条第二項に規定する特定受託業務従事者をいう。以下同じ。又は特定受託業務従事者であった者 当該特定受託業務従事者に係る特定受託事業者 同条第一項に規定する特定受託事業者をいう。以下同じ。又は特定受託事業者であった者に業務委託(同条第三項に規定する業務委託をいう。以下この号及び第五号において同じ。)をし、又は当該通報の日前一年以内に業務委託をしていた事業者

第二条第三項第二号中「別表」を「この法律及び別表」に、「同表」を「この法律及び同表」に改める。

第二章の章名中「公益通報者の解雇の無効及び」を削る。

第三条の見出しを「(労働者に対する不利益取扱いの禁止等)」に改め、同条各号列記以外の部分を次のように改める。

前条第一項第一号に定める事業者は、その使用し、又は使用していた公益通報者が次の各号に掲げる場合においてそれぞれ当該各号に定める公益通報をしたことを理由として、当該公益通報者に対して、解雇その他不利益な取扱いをしてはならない。

第三条第三号ハ中「第六条第二号ロ」を「第六条第一項第二号ロ」に改め、同条に次の二項を加える。

2 前項の規定に違反して前条第一項第一号に定める事業者が行った解雇その他不利益な取扱い(解雇以外の不利益な取扱いにあつては、懲戒(労働基準法第八十九条第九号に係る部分に限る。)の規定に基づき事業者が就業規則に定めた制裁又は事業者と労働者との間の労働契約に定めた制裁をいう。)としてされたものに限る。次項及び第二十一条第一項において「解雇等特定不利益取扱い」という。は、無効とする。

3 公益通報者に対する解雇等特定不利益取扱いが第一項各号に定める公益通報をした日(前条第一項第一号に定める事業者が第一項第二号又は第三号に定める公益通報がされたことを知つて当該解雇等特定不利益取扱いをした場合にあっては、当該事業者が当該公益通報を知つた日)から一年以内にされたときは、前項の規定の適用については、当該解雇等特定不利益取扱い

いは、当該公益通報をしたことを理由としてされたものと推定する。

第四条及び第五条を次のように改める。

(派遣労働者に対する不利益取扱いの禁止等)

第四条 第二条第一項第二号に定める事業者(当該派遣労働者に係る労働者派遣の役務の提供を受けるものに限る。次項において同じ。)は、その指揮命令の下に労働する派遣労働者である公益通報者が前条第一項各号に定める公益通報をしたことを理由として、次に掲げる行為をしてはならない。

一 当該公益通報者に係る労働者派遣契約(労働者派遣法第二十六条第一項に規定する労働者派遣契約をいう。次項において同じ。)を解除すること。

二 前号に掲げるもののほか、当該公益通報者に対して、当該公益通報者に係る労働者派遣をする事業者に派遣労働者の交代を求めることその他の不利益な取扱いをすること。

2 前項(第一号に係る部分に限る。)の規定に違反して第二条第一項第二号に定める事業者が行った労働者派遣契約の解除は、無効とする。

(特定受託事業者に対する不利益取扱いの禁止) 第五条 第二条第一項第三号に定める事業者は、その業務委託をし、又は業務委託をしていた特定受託事業者に係る特定受託業務従事者である公益通報者が第三条第一項各号に定める公益通報をしたことを理由として、当該特定受託事業者に対して、業務委託に係る契約の解除、取引の数量の削減、取引の停止、報酬の減額その他不利益な取扱いをしてはならない。

第二条第一項第五号に定める事業者(同号イに掲げる事業者に限る。次項及び第八条第四項において同じ。)は、その職務を行わせ、又は行わせていた役員である公益通報者が次の各号に掲げる場合においてそれぞれ当該各号に定める公益通報をしたことを理由として、当該公益通報者に対して、報酬の減額その他不利益な取扱い(解任を除く。)をしてはならない。

第六条に次の一項を加える。

2 役員である公益通報者は、前項各号に定める公益通報をしたことを理由として第二項第一項第五号に定める事業者から解任された場合には、当該事業者に対し、解任によつて生じた損害の賠償を請求することができる。

第七条中「第三条各号及び前条各号」を「第三条第一項各号及び前条第一項各号」に改める。

第八条第二項中「第十六条」を「第十四条から第十六条まで」に改め、同条第三項を次のように改める。

3 第五条の規定は、特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律第五条及び第六条第三項(同法第十七条第三項において準用する場合を含む。)の規定の適用を妨げるものではない。

第八条第四項中「第六条」を「第六条第二項」に、「第二条第一項第四号」を「第二条第一項第五号」に改める。

第九条中「第三条各号に定める公益通報をしたことを理由とする」を削り、「(以下この条において「一般職の国家公務員等」という。)に対する免職その他不利益な取扱いの禁止については、第三条から第五条までの規定にかかわらず、国家公務員法(昭和二十二年法律第二十号。裁判所職員臨時措置法において準用する場合を含む。)、国会職員法、自衛隊法及び地方公務員法(昭和二十五年

法律第二百六十一号)の定めるところによる」を「については、第三条第二項及び第三項の規定は適用せず、同条第一項及び第二十一条第一項の規定の適用については、第三条第一項中「解雇」とあるのは「懲戒免職、分限免職」と、第二十一条第一項中「解雇等特定不利益取扱い」とあるのは「分限免職又は懲戒処分」とするに改め、同条後段を削る。	び第六条第二号)を「第三条第一項第二号及び第六条第一項第二号に改める。 第十五条の見出しを「(助言及び指導)」に改め、同条中「報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告」を「助言又は指導」に改め、同条の次に次の一条を加える。 (勧告及び命令等) 第十五条の二 内閣総理大臣は、第十一条第一項(同条第三項の規定により読み替えて適用する場合は、事業者に対して、その違反を是正するために必要な措置をとるべきことを勧告すること)ができる。 2 内閣総理大臣は、前項の規定による勧告を受けた者が、正当な理由がなく、当該勧告に係る措置をとらなかつたときは、当該勧告を受けた者に対し、当該勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。 3 内閣総理大臣は、前項の規定による命令をした場合には、その旨を公表することができる。 4 内閣総理大臣は、第十一条第一項(同条第三項の規定により読み替えて適用する場合に限る。)及び第二項(同条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定の施行に関し必要があると認めるときは、事業者に対して、勧告をすることができる。 5 内閣総理大臣は、第十一条第二項(同条第三項の規定により読み替えて適用する場合を除く。)の規定に違反している事業者に対し、前項の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた者が、正当な理由がなく、当該勧告に係る措置をとらなかつたときは、その旨を公表することができる。 第十六条を次のように改める。 第十六条を次のように改める。	(報告及び検査) 第十六条 内閣総理大臣は、第十一条第一項(同条第三項の規定により読み替えて適用する場合を除く。)の規定の施行に必要な限度において、事業者に対し、報告をさせ、又はその職員に、事業者の事務所その他の事業場に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。 2 内閣総理大臣は、第十一条第一項(同条第三項の規定により読み替えて適用する場合に限る。)及び第二項(同条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定の施行に必要な限度において、事業者に対し、報告を求めることができる。 3 第一項の規定により職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。 4 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。 第二十条中「及び第十六条」を「から第十六条まで」に、「に適用しない」を「には、適用しない」に改める。 第二十二条中「第十五条」を「第十六条第二項」に改め、同条を第二十四条とし、同条の前に次の一条を加える。 第二十三条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本項の罰金刑を科する。 一 第二十一条第一項 三千万円以下の罰金刑 二 第二十一条第二項 同項の罰金刑	2 前項(第一号に係る部分に限る。)の規定は、国及び地方公共団体には、適用しない。 第二十一条を第二十二条とし、第五章中同条の前に次の一条を加える。 第二十一条 第三条第一項の規定に違反して解雇等特定不利益取扱いをしたときは、当該違反行為をした者は、六月以下の拘禁刑又は三十万円以下の罰金に処する。 2 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。 一 第十五条の二第二項の規定による命令に違反したとき。 二 第十六条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。 附 則 (施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第八条の規定は、公布の日から施行する。 (経過措置の原則) 第二条 この法律による改正後の公益通報者保護法(以下「新法」という。)の規定(罰則を除く。)は、この附則に特別の定めがある場合を除き、この法律の施行前にされたこの法律による改正前の公益通報者保護法(附則第六条において「旧法」という。)第二条第一項に規定する公益通報者にも適用する。 (労働者に対する不利益取扱いに関する経過措置) 第三条 新法第三条第一項及び第二項の規定は、
---	--	---	---

令和七年六月四日 参議院会議録第二十四号

公益通報者保護法の一部を改正する法律案

この法律の施行後にされた解雇その他不利益な取扱いについて適用し、この法律の施行前にされた解雇その他不利益な取扱いについては、なお従前の例による。

2 新法第三条第三項の規定は、解雇以外の不利益な取扱いについては、この法律の施行後に懲戒同条第二項に規定する懲戒をいう。）としてされたものについて適用する。

3 この法律の施行前にされた解雇に係る新法第三条第三項の規定の適用については、同項中「前項」とあるのは、「公益通報者保護法の一部を改正する法律(令和七年法律第 号)による改正前の第三条」とする。

(派遣労働者に対する不利益取扱いに関する経過措置)

第四条 新法第四条第一項(第一号に係る部分に限る。)の規定は、この法律の施行後にされた同号に掲げる行為について適用し、この法律の施行前にされた同号に掲げる行為に相当する行為については、なお従前の例による。

(通報妨害に係る法律行為の無効に関する経過措置)

第五条 新法第十一条の二第二項の規定は、この法律の施行後にされた公益通報をしない旨の合意その他の法律行為について適用し、この法律の施行前にされた当該法律行為については、適用しない。

(報告及び勧告に関する経過措置)

第六条 この法律の施行前に旧法第十五条の規定により報告を求められ、かつ、この法律の施行の際現に報告がされていないものについては、なお従前の例による。

2 この法律の施行前に旧法第十五条の規定による勧告を受けた事業者が当該勧告に従わなかつた場合における公表については、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第七条 この法律の施行前にした行為及び前条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第八条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

(検討)

第九条 政府は、この法律の施行後^三五年を目途として、新法の施行の状況を勘案し、新法の規定について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

審査報告書

労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律等の一部を改正する法律案

右は多数をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

令和七年六月三日

厚生労働委員長 柘植 芳文

参議院議長 関口 昌一殿

要領書

一、委員会の決定の理由
本法律案は、多様な労働者が活躍できる就業

環境の整備を図るため、事業主に対して、いわゆるカスターマーハラスメントや求職者等へのセクシュアルハラスメントの防止のための雇用管理上の措置義務及び職場における治療と仕事の両立支援についての努力義務を課すこと、男女間における賃金差異の状況等の情報公表を義務付けること等の措置を講ずるとともに、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律の期限を十年間延長しようとするものであり、おおむね妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

一、カスターマーハラスメント対策の実効性を担保するため、労働者が事業主に相談しやすい環境を整備するとともに、相談した場合に形式的でなく実効性のある対応が行われるような指針を策定するとともに、小規模事業者への必要な支援を行うこと。また、カスターマーハラスメントに関する指針の策定に当たっては、消費者、障害当事者から意見を聞いた上で検討すること。

二、障害者等が社会的障壁の除去を求めたにもかかわらずカスターマーハラスメントと判断され、合理的配慮の提供を受けられない場合は、事業者に問題を指摘して改善を促す必要があることから、相談窓口の周知を図ること。また、事業者がカスターマーハラスメント対策を実施するに当たり、障害者等への不当な差別的取扱いが生じないよう、事業者が正しい障害特性の理解、接し方を学ぶための周知広報ツールが活用され

るように促すこと。

三、医療、介護分野等を含む公務・公共現場において、サービスが途絶すると利用者等の生命や心身の健康に重大な影響が及ぶ現場においては、その利用が途絶しないことに最大限の配慮を行いつつ、適切なカスターマーハラスメント対策を講ずること。

四、政府が定める指針に基づく措置を実行するに当たり、事業主はそれぞれの業種業態・顧客等対応業務の内容等に応じた最善のカスターマーハラスメント対策が講じられるよう、その対策の内容を検討、実行するに当たっては、現場の労働組合又は従業員代表、職場委員等の参加・参画の下で、実際に発生したカスターマーハラスメント行為の詳細や対応の結果、効果などを記録し、対策の継続的な改善のために活用するよう努めること。

五、カスターマーハラスメントのみならず、労働者の就業環境を害する言動を行ってはならないことについて、事業主その他国民一般の関心と理解を深めるため、広報活動、啓発活動その他の措置を講ずる際には、各事業分野の特性を踏まえつつ、労働者以外の者へのハラスメントも含め、厚生労働省と業所管省庁が連携して行うこと。

六、事業主が、実効性を伴うカスターマーハラスメントの抑止のための措置を講ずることができるよう、警察との連携、仮処分命令の申立てを含め、当該措置の具体的な内容を指針に示すとともに、各事業分野におけるカスターマーハラスメントの抑止に資するよう、必要に応じて業法の見直しを含め検討すること。

七、労働者に対するSNS等インターネット上での誹謗・中傷として、無断で撮影された労働者

の顔写真や名札などの個人情報被拡散される事例が生じていることを踏まえ、労働者のプライバシーを保護し、又はハラスメント被害を訴えたことに対し周囲から誹謗・中傷を受ける二次被害を防ぐため、当該行為がカスタマーハラスメントに該当する行為であることを指針に明示することを検討すること。

八、公務・公共現場でのカスタマーハラスメント対策は国民及び住民の権利制限と表裏一体のため、制度設計に当たって人事院及び総務省からの支援策を講ずること。また、当該対策について、本法の施行後一定期間が経過した後に実態調査を行い、実効性のある対策が取られているか等の運用面の確認等を行うこと。

九、措置義務の対象となるハラスメントに限らず、悪質なハラスメントは刑事罰等の対象となり得ることを踏まえ、都道府県労働局等が相談を受けた際は、警察との連携、事業主に対する指導を含め、真摯に対応すること。そのため、都道府県労働局等の相談支援の強化やハラスメントに関する紛争解決援助制度等の利用促進について検討を進めること。

十、性的指向や性自認(SOGI)の開示であるいわゆる「カミングアウト」を禁止する又は強要・強制する行為がパワーハラスメントに該当し得ること、顧客等から労働者に対するSOGIに関連するハラスメントがカスタマーハラスメントに該当し得ること、就職活動中の学生に対するSOGIに関連するハラスメントの防止が必要であること及び求職者等に対するセクシュアルハラスメントだけでなく、パワーハラスメント、マタニティハラスメント、ケアハラスメントの防止が必要であることをそれぞれ関連するハラスメント防止指針に明記し、もって広く事

業主に周知啓発を行うこと。

十一、労働者の就業環境等を害する言動又は行為については、仕事の世界におけるハラスメントとして全て禁止することについて検討すること。また、我が国のハラスメント法制との整合性を精査した上で、速やかにILO第百九十号条約の批准に向けて検討を進めること。

十二、女性の職業生活における活躍に関する情報公表について、女性管理職比率及び男女間賃金差異の定義を明確化するとともに、客観的に比較可能なものとなるような計算方法を示すこと。男女間賃金差異については、企業規模にかかわらず全ての企業への公表の義務化並びに男女間賃金差異が一定割合を超えている企業についてその原因分析及び是正計画の策定・公表の義務化を含め、実効的な対策を検討すること。また、一般事業主、特定事業主ともに、公表項目の充実及びよりわかりやすい公表の在り方を検討すること。

十三、女性の職業生活における活躍の推進に当たり、女性の健康上の特性に留意する観点から、フェムテックの活用に取り組むこと。

十四、治療と仕事の両立支援を推進するため、新たに公表する指針の周知に努めるとともに、守秘義務に留意した上で、産業医と主治医の間における効果的な情報交換の在り方及び病気休職中の労働者からの相談窓口を明確にする等の職場復帰に向けた支援の在り方を検討すること。また、本法の施行状況を踏まえ、治療と仕事の両立支援の在り方について今後も検討すること。

十五、疾病などを抱える労働者が適切な治療を受けながら働き続けられる職場環境の整備を含めた事業主の取組を支援するとともに、治療と仕

事の両立に資するよう、医療機関の待ち時間の短縮などの好事例を周知すること。また、小規模事業場で働く労働者を支援する観点から、産業保健総合支援センター等の産業保健活動総合支援事業による企業支援の強化に取り組むとともに、労働者からの相談に応じ、適切な対応をするために必要な体制整備の支援に取り組むこと。

目次中「第七章 中途採用に関する情報の公表を促進するための措置等(第二十七条の二)」を「第七章 中途採用に関する情報の公表を促進するための措置等(第二十七条の二)」に、「第八章 治療と就業の両立支援(第二十七条の三)」に、「第八章」を「第九章」に、「第九章」を「第十章」に、「第十章」を「第十一章」に、「第十一章」を「第十二章」に改める。

労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律等の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決した。
よつて国会法第八十三条により送付する。
令和七年五月二十日
衆議院議長 額賀福志郎
参議院議長 関口 昌一殿

4 国は、第一項第十五号に規定する施策の充実に取り組むに際しては、何人も職場における労働者の就業環境を害する言動を行つてはならないことに鑑み、当該言動が行われることのない就業環境の形成に関する規範意識の醸成がなされるよう、必要な啓発活動を積極的に行わなければならない。

労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律等の一部を改正する法律案
労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律等の一部を改正する法律
(労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律の一部改正)

第三十八条の二中「第九章」を「第十章」に改め、「地方公務員について」の下に、「第八章」を加える。
第十一章を第十二章とし、第八章から第十章までを一章ずつ繰り下げ、第七章の次に次の一章を加える。

第一章 労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律(昭和四十一年法律第百三十二号)の一部を次のように改正する。

第二十七条の三 事業主は、疾病、負傷その他の理由により治療を受ける労働者について、就業によつて疾病又は負傷の症状が増悪すること等を防止し、その治療と就業との両立を支援するため、当該労働者からの相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 厚生労働大臣は、前項に規定する措置に關して、その適切かつ有効な実施を図るため必要な指針(以下この条において「治療と就業の両立支援指針」という。)を定め、これを公表するものとする。

3 治療と就業の両立支援指針は、労働安全衛生法(昭和四十七年法律第五十七号)第七十条の二第二項に規定する指針と調和が保たれたものでなければならない。

4 厚生労働大臣は、治療と就業の両立支援指針に従い、事業主又はその団体に對し、必要な指導、援助等を行うことができる。

第二条 労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律の一部を次のように改正する。

目次中「言動」を「言動等」に、「第三十条の二」第三十条の八を「第三十一条」第三十九条に、「第三十一条・第三十二条」を「第四十条・第四十一条」に、「第三十三条」第四十一条を「第四十二条」第五十一条に改める。

第十章の章名中「言動」を「言動等」に改める。

第四十一条中「第三十六条第一項」を「第四十五条第一項」に改め、同条を第五十一条とする。

第四十条第一項中「者は」場合には、当該違反行為をした者は」に改め、同項第一号及び第二号中「者」を「とき」に改め、同項第三号中「第三十四条第一項」を「第四十三条第一項」に、「者」を「とき」に改め、同項第四号中「第三十六条第二項」を「第四十五条第二項」に、「者」を「とき」に改め、同条を第五十条とする。

第三十九条の前の見出しを削り、同条中「第三十二条第四項」を「第四十一条第四項」に改め、同条を第四十九条とし、同条の前に見出し

として「罰則」を付する。

第三十八条の二中「第三十条の四から第三十条の八まで、第三十三条第一項」を「第三十五条から第三十九条まで、第四十二条第一項」に、「第三十六条第一項」を「第四十五条第一項」に、「第三十条の二及び第三十条の三」を「及び第三十一条から第三十四条まで」に改め、同条を第四十八条とする。

第三十八条第一項中「第三十条の七及び第三十条の八」を「第三十八条及び第三十九条」に、「第三十三条、第三十六条第一項」を「第四十二条、第四十五条第一項」に、「第四十一条」を「第五十一条」に改め、同条第二項中「第三十条の二第三項から第五項まで、第三十三条、第三十六条第一項及び」を「第三十一条第三項並びに第四項及び第五項(これらの規定を同条第六項及び第三十三条第五項において準用する場合を含む。)、第三十三条第四項、第四十二条、第四十五条第一項並びに」に、「第三十条の二第四項」を「第三十一条第四項(同条第六項及び第三十三条第五項において準用する場合を含む。)」に、「第三十条の四」を「第三十五条」に、「第三十条の八」を「第三十九条」に、「第三十条の六及び第三十八條第三項」を「第三十七条及び第四十七条第三項」に、「第三十条の五第一項」を「第三十六条第一項」に、「第三十条の六第一項」を「第三十七条第一項」に改め、「第三十三条第二項中七条第一項」に改め、「第三十三条第二項中第三十五條及び第三十六條第一項」とあるのは「第三十六條第一項」とを削り、同条第三項中「第二十条」を「第二十六条」に、「第二十七条」を「第三十三条」に、「第三十一条第三項」を「第三十七條第三項」に、「第三十条の六第一項」を「第三十七條第一項」に、「第二十三条」を「第二十九条」に、「第二十六条」を「第三十二条」に、「第二

十一条」を「第二十七条」に、「第二十五条第一項」を「第三十一条第一項」に、「第十八條第一項」を「第二十四条第一項」に、「第三十条の四」を「第三十五条」に、「第三十八條第三項」を「第四十七條第三項」に改め、同条を第四十七条とし、第三十七條を第四十六条とする。

第三十六条第一項中「第三十条の二第一項及び第二項」を「第三十一条第一項及び第二項、第三十三条第一項及び第二項、第三十六条第二項並びに第三十七條第二項」に改め、同条を第四十五条とする。

第三十五条中「並びに第三十条の二第一項及び第二項」を「第三十一条第一項及び第二項、第三十三条第一項及び第二項、第三十六条第二項並びに第三十七條第二項」に改め、同条を第四十四条とし、第三十四條を第四十三条とする。

第三十三条第二項中「第三十条の二第一項」を「第三十一条第一項」に、「第三十条の五第二項及び第三十条の六第二項において準用する場合を含む。第三十五條及び第三十六條第一項において同じ。」を「第三十三條第一項及び第二項、第三十六條第二項並びに第三十七條第二項」に改め、同条を第四十二条とする。

第十一章中第三十二条を第四十一条とし、第三十一条を第四十条とする。

第十章中第三十条の八を第三十九条とする。第三十条の七中「第十九條から第二十六條まで」を「第二十五條から第三十二條まで」に、「第十九條第一項」を「第二十五條第一項」に、「第三十条の六第一項」を「第三十七條第一項」に、「第三十条」を「第二十六条」に、「第二十五條第一項中」第十八條第一項を「第三十一条第一項中」第二十四條第一項に、「第三十条の四」を「第三十

五条」に改め、同条を第三十八条とする。

第三十条の六第一項中「第三十条の四」を「第三十五条」に改め、同条第二項中「第三十条の二第二項の規定」を「事業主」に、「場合について準用する」を「ことを理由として、当該労働者に對して解雇その他不利益な取扱いをしてはならない」に改め、同条を第三十七條とする。

第三十条の五第二項中「第三十条の二第二項の規定」を「事業主」に、「場合について準用する」を「ことを理由として、当該労働者に對して解雇その他不利益な取扱いをしてはならない」に改め、同条を第三十六條とする。

第三十条の四中「第三十条の二第一項」を「第三十一条第一項」に改め、「第二項」の下に「並びに第三十三條第一項及び第二項」を加え、「第三十条の八」を「第三十九條」に改め、同条を第三十五条とする。

第三十条の三の見出しを「職場における優越的な關係を背景とした言動に起因する問題に関する国、事業主及び労働者の責務」に改め、同条を第三十二条とし、同条の次に次の二条を加える。

(職場における顧客等の言動に起因する問題に関する雇用管理上の措置等)

第三十三条 事業主は、職場において行われる顧客、取引の相手方、施設の利用者その他の当該事業主の行う事業に關係を有する者(次条第五項において「顧客等」という。)の言動であつて、その雇用する労働者が従事する業務の性質その他の事情に照らして社会通念上許容される範囲を超えたもの○により当該労働者○の就業環境が害されることのないよう、当

該労働者からの相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備○労働者の就業環境を害する当該顧客等言動への対応の実効性を確保するために必要な措置を講じなければならない。 2 事業主は、労働者が前項の相談を行ったこと又は事業主による当該相談への対応に協力した際に事実を述べたことを理由として、当該労働者に対して解雇その他不利益な取扱いをしてはならない。 3 事業主は、他の事業主から当該他の事業主が講ずる第一項の措置の実施に関し必要な協力を求められた場合には、これに応ずるよう努めなければならない。 4 厚生労働大臣は、前三項の規定に基づき事業主が講ずべき措置等に関して、その適切かつ有効な実施を図るために必要な指針(次項において「指針」という。)を定めるものとする。 5 第三十一条第四項及び第五項の規定は、指針の策定及び変更について準用する。 (職場における顧客等の言動に起因する問題に関する国、事業主、労働者及び顧客等の責務) 第三十四条 国は、労働者の就業環境を害する顧客等前条第一項に規定する言動を行つてはならないことその他当該言動に起因する問題以下この条において「顧客等言動問題」という。)に対する事業主その他国民一般の関心と理解を深めるため、各事業分野の特性を踏まえつつ、広報活動、啓発活動その他の措置を講ずるよう努めなければならない。 2 事業主は、顧客等言動問題に対するその雇用する労働者の関心と理解を深めるとも	に、当該労働者が他の事業主が雇用する労働者に対する言動に必要な注意を払うよう、研修の実施その他の必要な配慮をするほか、国の講ずる前項の措置に協力するように努めなければならない。 3 事業主(その者が法人である場合にあつては、その役員)は、自らも、顧客等言動問題に対する関心と理解を深め、他の事業主が雇用する労働者に対する言動に必要な注意を払うように努めなければならない。 4 労働者は、顧客等言動問題に対する関心と理解を深め、他の事業主が雇用する労働者に対する言動に必要な注意を払うとともに、事業主の講ずる前条第一項の措置に協力するよう努めなければならない。 5 顧客等は、顧客等言動問題に対する関心と理解を深めるとともに、労働者に対する言動が当該労働者の就業環境を害することのないよう、必要な注意を払うよう努めなければならない。 第三十条の二の見出しを「職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関する雇用上の措置等」に改め、同条を第三十一条とする。 第三十条の二の見出しを「職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関する雇用上の措置等」に改め、同条を第三十一条とする。 (雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律の一部改正) 第三条 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(昭和四十七年法律第百十三号)の一部を次のように改正する。 目次中第十三条の二を「第十九条に」、「第十四条」を「第二十条」に、「第十五条」を「第十七条」を「第二十一条」を「第二十三条」に、「第十八条」を「第二十七条」を「第二十四条」を「第三十三条」に、「第二十八条」を「第三十二条」を「第三十四条」に改める。 第三十一条第三項中「当該事業主の」を「当該他の事業主が」に改める。 第三十三条中「第二十九条第一項」を「第三十五条第一項」に改め、同条を第三十九条とする。 第三十二条中「第十三条の二」を「第十九条」に、「第二十九条及び第三十条」を「第三十五条及び第三十六条」に改め、第四章中同条を第三十八条とする。 第三十一条第一項中「第十一条の三第四項及び第十三条第三項」を「第十三条第四項、第十五条第四項及び第十八条第三項」に、「第十一条の三第三項、第十三条第二項」を「第十三条第三項、第十五条第三項、第十八条第二項」に、「第十一条の三第一項、第十二条、第十三条の二及び第二十九条第二項」を「第十三条第一項、第十五条第一項、第十七条、第十九条及び第三十五条第二項」に、「第十一条の三第一項中」を「第十五条第一項中」に、「第十七条第一項、第十八条第一項及び第二十九条第二項」を「第二十三条第一項、第二十四条第一項及び第三十五条第二項」に、「第十八条第一項中」を「第二十四条第一項中」に改め、同条第二項中「第十八条第一項」を「第二十四条第一項」に、「第十九条から第二十七条まで」を「第二十五条から第三十三条まで」に改め、同条第五項中「第二十条」を「第二十六条」に、「第二十七条」を「第三十三条」に、「第二十三条」を「第二十九条」に、「第二十六条」を「第三十二条」に、「第二十一条」を「第二十七条」に、「第三十一条第三項」を「第三十七条第三項」に改め、同条を第三十七条とする。 第三十条中「(第十一条の三第二項、第十七条
2 事業主は、顧客等言動問題に対するその雇用する労働者の関心と理解を深めるとも	第二項及び第十八条第二項において準用する場合を含む。)、第十一条の三第一項、第十二条並びに第十三条第一項を、「第十三条第一項及び第二項、第十五条第一項及び第二項、第十七条、第十八条第一項、第二十三条第二項並びに第二十四条第二項」に改め、同条を第三十六条とし、第二十九条を第三十五条とし、第二十八条を第三十四条とし、第三章第二節中第二十七条を第三十三条とし、第二十六条を第三十二条とする。 第二十五条第一項中「第十八条第一項」を「第二十四条第一項」に改め、同条を第三十一条とし、第二十四条を第三十条とし、第二十条から第二十三条までを六条ずつ繰り下げ、第十九条の前の見出しを削り、同条を第二十五条とし、同条の前に見出しとして「(調停)」を付する。 第十八条第一項中「第十六条」を「第二十二条」に改め、同条第二項中「第十一条第二項の規定」を「事業主」に、「場合について準用する」を「ことを理由として、当該労働者に対して解雇その他不利益な取扱いをしてはならない」に改め、同条を第二十四条とする。 第十七条第二項中「第十一条第二項の規定」を「事業主」に、「場合について準用する」を「ことを理由として、当該労働者に対して解雇その他不利益な取扱いをしてはならない」に改め、第三章第一節中同条を第二十三条とする。 第十六条中「(第十一条の三第二項において準用する場合を含む。)、第十一条の三第一項、第十二条並びに第十三条第一項」を「第十三条第一項及び第二項、第十五条第一項及び第二項、第十七条及び第二項、第十五条第一項及び第二項、第十七条並びに第十八条第一項」に、「第二十七条」を「第三十三条」に改め、同条を第二十二條とする。

第十五条中「第十二条及び第十三条第一項」を「第十七条及び第十八条第一項」に、「ゆだねる」を「委ねる」に改め、同条を第二十一条とし、第二章第三節中第十四条を第二十条とする。 第十三条の二中「第十一条の二第二項、第十一条の三第一項、第十一条の四第二項、第十二条」を「第十二条第二項、第十三条第一項、第十四条第二項、第十五条第一項、第十六条第二項、第十七条」に改め、第二章第二節中同条を第十九条とし、第十三条を第十八条とする。 第十二条の前の見出しを削り、同条を第十七条とし、同条の前の見出しとして「妊娠中及び出産後の健康管理に関する措置」を付し、第十一条の四を第十六条とする。	第十一条の三第二項を次のように改める。 2 事業主は、労働者が前項の相談を行ったこと又は事業主による当該相談への対応に協力した際に事実を述べたことを理由として、当該労働者に対して解雇その他不利益な取扱いをしてはならない。 第十一条の三を第十五条とし、第十一条の二を第十二条とし、同条の次に次の二条を加える。	(求職活動等における性的な言動に起因する問題に関する雇用管理上の措置等) 第十三条 事業主は、求職者その他これに類する者として厚生労働省令で定めるもの(以下この項及び次項並びに次条において「求職者等」という。)によるその求職活動その他求職者等の職業の選択に資する活動(以下この項及び同条第一項において「求職活動等」という。)において行われる当該事業主が雇用する労働者による性的な言動により当該求職者等	の求職活動等が阻害されることのないよう、当該求職者等からの相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備その他の雇用管理上必要な措置を講じなければならない。 2 事業主は、労働者が事業主による求職者等からの前項の相談への対応に協力した際に事実を述べたことを理由として、当該労働者に対して解雇その他不利益な取扱いをしてはならない。	3 厚生労働大臣は、前二項の規定に基づき事業主が講ずべき措置等に関して、その適切かつ有効な実施を図るために必要な指針(次項において「指針」という。)を定めるものとする。 4 第四条第四項及び第五項の規定は、指針の策定及び変更について準用する。この場合において、同条第四項中「聴くほか、都道府県知事の意見を求める」とあるのは、「聴く」と読み替えるものとする。	(求職活動等における性的な言動に起因する問題に関する国、事業主及び労働者の責務) 第十四条 国は、求職者等の求職活動等を阻害する前条第一項に規定する言動を行つてはならないことその他当該言動に起因する問題(以下この条において「求職活動等における性的言動問題」という。)に対する事業主その他国民一般の関心と理解を深めるため、広報活動、啓発活動その他の措置を講ずるよう努めなければならない。 2 事業主は、求職活動等における性的言動問題に対するその雇用する労働者の関心と理解を深めるとともに、当該労働者が求職者等に対する言動に必要な注意を払うよう、研修の	実施その他の必要な配慮をするほか、国の講ずる前項の措置に協力するように努めなければならない。 3 事業主(その者が法人である場合にあつては、その役員)は、自らも、求職活動等における性的言動問題に対する関心と理解を深め、求職者等に対する言動に必要な注意を払うように努めなければならない。	4 労働者は、求職活動等における性的言動問題に対する関心と理解を深め、求職者等に対する言動に必要な注意を払うとともに、事業主の講ずる前条第一項の措置に協力するよう努めなければならない。 附則第二項の見出し中「令和八年三月三十一日」を「令和十八年三月三十一日」に改め、同項中「令和八年三月三十一日」を「令和十八年三月三十一日」に、「第十三条の二」を「第十九条」に改める。 (女性の職業生活における活躍の推進に関する法律の一部改正) 第四条 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成二十七年法律第六十四号)の一部を次のように改正する。 第二条第一項中「配慮して」を「配慮し、併せて、女性の健康上の特性に留意して」に改める。 第五条第二項第三号ハを同号二とし、同号口の次に次のように加える。 ハ 職場において行われる就業環境を害する言動に起因する問題の解決を促進するために必要な措置に関する事項 第十二条中「第十三条の二」を「第十三条第一項の規定に基づき講じている措置に関する情報	を公表していること、同法第十九条」に改める。 第十九条第三項中「変更しよう」を「その変更(内閣府令で定める軽微な変更を除く。)をしよう」に改め、同条第四項中「変更した」を「その変更(前項の内閣府令で定める軽微な変更を除く。)をした」に改め、同条第五項中「変更した」を「その変更をした」に改める。 第二十條第一項中第二号を第四号とし、同項第一号中「その」を「前二号に掲げるもののほか、その」に改め、同号を同項第三号とし、同号の前に次の二号を加える。 一 その雇用する労働者の男女の賃金の額の差異 二 その雇用する管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合 第二十條第二項中「前項各号」を「次」に改め、「の少なくともいずれか一方」を削り、同項に次の各号を加える。 一 前項第一号及び第二号に掲げる情報 二 前項第三号に掲げる情報又は同項第四号に掲げる情報の少なくともいずれか一方 第二十條第三項中「少なくともいずれか一方」を「うち少なくとも一の情報」に改める。 第二十一条中第二号を第四号とし、同条第一号中「その」を「前二号に掲げるもののほか、その」に改め、同号を同条第三号とし、同号の前に次の二号を加える。 一 その任用する職員の男女の給与の額の差異 二 その任用する管理的地位にある職員に占める女性職員の割合 第三十四条中「者は」を「ときは、当該違反行為をした者は」に改める。	を公表していること、同法第十九条」に改める。 第十九条第三項中「変更しよう」を「その変更(内閣府令で定める軽微な変更を除く。)をしよう」に改め、同条第四項中「変更した」を「その変更(前項の内閣府令で定める軽微な変更を除く。)をした」に改め、同条第五項中「変更した」を「その変更をした」に改める。 第二十條第一項中第二号を第四号とし、同項第一号中「その」を「前二号に掲げるもののほか、その」に改め、同号を同項第三号とし、同号の前に次の二号を加える。 一 その雇用する労働者の男女の賃金の額の差異 二 その雇用する管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合 第二十條第二項中「前項各号」を「次」に改め、「の少なくともいずれか一方」を削り、同項に次の各号を加える。 一 前項第一号及び第二号に掲げる情報 二 前項第三号に掲げる情報又は同項第四号に掲げる情報の少なくともいずれか一方 第二十條第三項中「少なくともいずれか一方」を「うち少なくとも一の情報」に改める。 第二十一条中第二号を第四号とし、同条第一号中「その」を「前二号に掲げるもののほか、その」に改め、同号を同条第三号とし、同号の前に次の二号を加える。 一 その任用する職員の男女の給与の額の差異 二 その任用する管理的地位にある職員に占める女性職員の割合 第三十四条中「者は」を「ときは、当該違反行為をした者は」に改める。	を公表していること、同法第十九条」に改める。 第十九条第三項中「変更しよう」を「その変更(内閣府令で定める軽微な変更を除く。)をしよう」に改め、同条第四項中「変更した」を「その変更(前項の内閣府令で定める軽微な変更を除く。)をした」に改め、同条第五項中「変更した」を「その変更をした」に改める。 第二十條第一項中第二号を第四号とし、同項第一号中「その」を「前二号に掲げるもののほか、その」に改め、同号を同項第三号とし、同号の前に次の二号を加える。 一 その雇用する労働者の男女の賃金の額の差異 二 その雇用する管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合 第二十條第二項中「前項各号」を「次」に改め、「の少なくともいずれか一方」を削り、同項に次の各号を加える。 一 前項第一号及び第二号に掲げる情報 二 前項第三号に掲げる情報又は同項第四号に掲げる情報の少なくともいずれか一方 第二十條第三項中「少なくともいずれか一方」を「うち少なくとも一の情報」に改める。 第二十一条中第二号を第四号とし、同条第一号中「その」を「前二号に掲げるもののほか、その」に改め、同号を同条第三号とし、同号の前に次の二号を加える。 一 その任用する職員の男女の給与の額の差異 二 その任用する管理的地位にある職員に占める女性職員の割合 第三十四条中「者は」を「ときは、当該違反行為をした者は」に改める。	を公表していること、同法第十九条」に改める。 第十九条第三項中「変更しよう」を「その変更(内閣府令で定める軽微な変更を除く。)をしよう」に改め、同条第四項中「変更した」を「その変更(前項の内閣府令で定める軽微な変更を除く。)をした」に改め、同条第五項中「変更した」を「その変更をした」に改める。 第二十條第一項中第二号を第四号とし、同項第一号中「その」を「前二号に掲げるもののほか、その」に改め、同号を同項第三号とし、同号の前に次の二号を加える。 一 その雇用する労働者の男女の賃金の額の差異 二 その雇用する管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合 第二十條第二項中「前項各号」を「次」に改め、「の少なくともいずれか一方」を削り、同項に次の各号を加える。 一 前項第一号及び第二号に掲げる情報 二 前項第三号に掲げる情報又は同項第四号に掲げる情報の少なくともいずれか一方 第二十條第三項中「少なくともいずれか一方」を「うち少なくとも一の情報」に改める。 第二十一条中第二号を第四号とし、同条第一号中「その」を「前二号に掲げるもののほか、その」に改め、同号を同条第三号とし、同号の前に次の二号を加える。 一 その任用する職員の男女の給与の額の差異 二 その任用する管理的地位にある職員に占める女性職員の割合 第三十四条中「者は」を「ときは、当該違反行為をした者は」に改める。
---	--	--	---	--	---	--	--	---	---	---	---

第三十六条中「者は」を「場合には、当該違反行為をした者は」に改め、同条第一号中「従事した者」を「従事したとき」に改め、同条第二号及び第三号中「者」を「とき」に改める。 第三十七条中「者は」を「場合には、当該違反行為をした者は」に改め、同条第一号及び第二号中「者」を「とき」に改め、同条第三号中「又は」の下に「同項の規定による」を加え、「者」を「とき」に改め、同条第四号中「者」を「とき」に改める。 附則第二条第一項中「平成三十八年三月三十一日」を「令和十八年三月三十一日」に改める。 附 則 （施行期日） 第一条 この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。 一 第一条中労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第四条に一項を加える改正規定及び同法第三十八条第一項の改正規定（及び第二項を）、第二項及び第四項に改める部分に限る。）、第三条中雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律附則第二項（見出しを含む。）の改正規定（令和八年三月三十一日）を「令和十八年三月三十一日」に改める部分に限る。並びに第四条中女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第二項の改正規定、同法第五条第二項第三号の改正規定及び同法附則第二条第一項の改正規定並びに次条並びに附則第三条、第七条及び第十六条の規定 公布の日	二 第一条の規定（前号に掲げる改正規定を除く。）及び第四条の規定（同号に掲げる改正規定及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第十二条の改正規定を除く。）並びに附則第六条の規定及び附則第十三条中労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）第四十七条の四の改正規定（昭和四十一年法律第百三十二号）の下に「第二十七條の三第一項、」を加える部分に限る。 令和八年四月一日 （準備行為等） 第二条 厚生労働大臣は、前条第二号に掲げる規定の施行の日前においても、第一条同号に掲げる改正規定に限る。）の規定による改正後の労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（次項において「第二号新労働施策総合推進法」という。）第二十七条の三第二項の規定の例により、指針（同項に規定する指針をいう。次項において同じ。）を定め、これを公表することができる。 2 前項の規定により定められ、公表された指針は、前条第二号に掲げる規定の施行の日において、第二号新労働施策総合推進法第二十七条の三第二項の規定により定められ、公表された指針とみなす。 第三条 次の各号に掲げる規定による指針の策定及びこれに関し必要な手続その他の行為は、この法律の施行前においても、当該各号に定める規定の例により行うことができる。 一 第二条の規定による改正後の労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業	業生活の充実等に関する法律（以下この条及び次条において「第二条改正後労働施策総合推進法」という。）第三十三条第四項（第二条改正後労働施策総合推進法第四十七条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この号及び次項において同じ。） 第二条改正後労働施策総合推進法第三十三条第四項並びに同条第五項において準用する第二条改正後労働施策総合推進法第三十一条第四項及び第五項（これらの規定を第二条改正後労働施策総合推進法第四十七条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。） 二 第三条の規定（附則第一条第一号に掲げる改正規定を除く。）による改正後の雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（以下この条及び附則第五条において「改正後男女雇用機会均等法」という。）第十三条第三項（改正後男女雇用機会均等法第三十七条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この号及び次項において同じ。） 改正後男女雇用機会均等法第十三条第三項並びに同条第四項において準用する改正後男女雇用機会均等法第四条第四項及び第五項（これらの規定を改正後男女雇用機会均等法第三十七条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。） 2 前項の規定により策定された指針は、この法律の施行の日において、それぞれ第二条改正後労働施策総合推進法第三十三条第四項の規定により策定された指針及び改正後男女雇用機会均等法第十三条第三項の規定により策定された指針とみなす。	（紛争の解決の促進に関する特例に関する経過措置） 第四条 特定紛争（この法律の施行の際現に個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律（平成十三年法律第百十二号）第六条第一項の紛争調整委員会又は同法第二十一条第一項の規定により読み替えて適用する同法第五条第一項の規定により指名するあつせん員に係属している同項（同法第二十一条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）のあつせんに係る紛争をいう。次条において同じ。）については、第二条改正後労働施策総合推進法第三十五条の規定にかかわらず、なお従前の例による。 第五条 特定紛争については、改正後男女雇用機会均等法第二十二条の規定にかかわらず、なお従前の例による。 （女性の職業選択に資する情報の公表に関する経過措置） 第六条 第四条の規定（附則第一条第二号に掲げる改正規定に限る。）による改正後の女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第二十条第一項及び第二項の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後に終了する事業年度の翌事業年度において行われる同条第一項及び第二項の規定による情報の公表から適用する。 （政令への委任） 第七条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。 （検討） 第八条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後のそれ
--	--	--	---

これらの法律の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

第八条の二 政府は、特定受託事業者(特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律(令和五年法律第二十五号)第二条第一項に規定する特定受託事業者をいう。以下この条において同じ。)が受けた業務委託(同法第二条第三項に規定する業務委託をいう。)に係る業務において行われる顧客、取引の相手方、施設の利用者その他の当該業務に関係を有する者の言動であつて、当該特定受託事業者に係る特定受託業務従事者(同条第二項に規定する特定受託業務従事者をいう。以下この条において同じ。)が従事する業務の性質その他の事情に照らして社会通念上許容される範囲を超えたものにより当該特定受託業務従事者の就業環境が害されることのないようにするための施策について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(船員職業安定法の一部改正)

第九条 船員職業安定法(昭和二十三年法律第三十号)の一部を次のように改正する。

第九十一条中「第十一条の二第二項、第十三条の三第一項、第十一条の四第二項、第十二条及び第十三条第一項」を「第十二条第二項、第十三条第一項、第十四条第二項、第十五条第一項、第十六条第二項、第十七条及び第十八条第一項」に、「及び第十一条の三第一項」を、「第十三条第一項及び第十五条第一項」に改める。

第九十一条の三中「第三十条の二第一項及び第三十条の三第二項」を「第三十一条第一項、第三十二条第二項、第三十三条第一項及び第三十四条第二項」に、「第三十条の二第一項中」を「第三十一条第一項及び第三十三条第一項中」に改める。

第九十二条第五項中「第三十一条第一項」を「第三十七条第一項」に改める。

(障害者の雇用の促進等に関する法律の一部改正)

第十条 障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和三十五年法律第二百二十三号)の一部を次のように改正する。

第七十四条の八中「第十九条から第二十六条まで」を「第二十五条から第三十二条まで」に、「第十九条第一項」を「第二十五条第一項」に、「第二十條を」を「第二十六条」に、「第二十五条第一項中」を「第二十一条第一項」に改める。

第八十五条の二第三項中「第二十條」を「第二十六条」に、「第二十六条を」を「第三十二条」に、「第三十一条第三項」を「第三十七条第三項」に、「第二十三条」を「第二十九条」に、「第二十一条」を「第二十七条」に、「第二十五条第一項中」を「第十八条第一項」を「第三十一条第一項中」を「第二十四条第一項」に改める。

(社会保険労務士法の一部改正)

第十一条 社会保険労務士法(昭和四十三年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号の四中「第三十条の六第一項」を「第三十七条第一項」に、「第十八条第一項」を「第二十四条第一項」に改める。

(船員の雇用の促進に関する特別措置法の一部改正)

第十二条 船員の雇用の促進に関する特別措置法(昭和五十二年法律第九十六号)の一部を次のように改正する。

第十四条第六項中「第三十一条第一項」を「第三十七条第一項」に改める。

(労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律の一部改正)

第十三条 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律の一部を次

のように改正する。

第四十七条の二中「第十一条の二第二項、第十一条の三第一項、第十一条の四第二項、第十二条及び第十三条第一項」を「第十二条第二項、第十三条第一項、第十四条第二項、第十五条第一項、第十六条第二項、第十七条及び第十八条第一項」に、「及び第十一条の三第一項」を、「第十三条第一項及び第十五条第一項」に改める。

第四十七条の四中「昭和四十一年法律第三百三十二号」の下に「第二十七条の三第一項」を加え、「第三十条の二第一項及び第三十条の三第二項」を「第三十一条第一項、第三十二条第二項、第三十三条第一項及び第三十四条第二項」に、「第三十条の二第二項中」を「第三十一条第一項及び第三十三条第一項中」に改める。

第四十七条の九中「第十九条から第二十六条まで」を「第二十五条から第三十二条まで」に、「第十九条第一項」を「第二十五条第一項」に、「第二十條を」を「第二十六条」に、「第二十五条第一項中」を「第十八条第一項」を「第三十一条第一項中」を「第二十四条第一項」に改める。

(短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律の一部改正)

第十四条 短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律(平成五年法律第七十六号)の一部を次のように改正する。

第二十六条中「第十九条から第二十六条まで」を「第二十五条から第三十二条まで」に、「第十

九条第一項」を「第二十五条第一項」に、「第二十条」を「第二十六条」に、「第二十五条第一項中」を「第十八条第一項」を「第三十一条第一項中」を「第十四条第一項」に改める。

(育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正)

第十五条 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成三年法律第七十六号)の一部を次のように改正する。

第五十二条の六中「第十九条から第二十六条まで」を「第二十五条から第三十二条まで」に、「第十九条第一項」を「第二十五条第一項」に、「第二十條を」を「第二十六条」に、「第二十五条第一項中」を「第十八条第一項」を「第三十一条第一項中」を「第二十四条第一項」に改める。

(内閣府設置法の一部改正)

第十六条 内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。

附則第二条第二項の表令和八年三月三十一日の項を削り、同表に次のように加える。

令和十八年三月三十一日	女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針(女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成二十七年法律第六十四号)第五条第一項に規定するものをいう。)の策定及び推進に関すること。
-------------	--

審査報告書

貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律案

右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

令和七年六月三日

国土交通委員長 小西 洋之
参議院議長 関口 昌一殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、貨物自動車運送事業に係る輸送の安全を確保し及びその健全な発達を図るため、健全化措置及び実運送体制管理簿に関する規定の拡充、無許可等で貨物自動車運送事業を経営する者への貨物の運送の委託の禁止及び無許可経営等原行為への対処、一般貨物自動車運送事業及び特定貨物自動車運送事業の許可に係る更新制の導入、運賃及び料金に係る適正原価の設定並びにこれを下回る運賃及び料金の制限、労働者の適切な処遇の確保等の措置を講じようとするものであり、妥当な措置と認める。

一、費用

本法律施行のため、別に費用を要しない。

貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律案

右の本院提出案をここに送付する。

令和七年五月二十七日

衆議院議長 額賀福志郎
参議院議長 関口 昌一殿

貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律

第一条 貨物自動車運送事業法(平成元年法律第百八十三号)の一部を次のように改正する。

令和七年六月四日 参議院會議録第二十四号

貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律案

第二条第八項第一号中「この項、第十二条、第二十四条の五及び第三十七条」を「第三十七条の二まで」に改める。

第十二条第一項中「自らの事業に関して貨物自動車運送事業者との間で運送契約を締結して貨物の運送を委託する者であつて、貨物自動車運送事業者以外のものをいう。第二十四条の五において同じ。」を削り、同条第二項を次のように改める。

2 前項の「真荷主」とは、自らの事業に関して貨物自動車運送事業者又は貨物利用運送事業者(次に掲げる者をいう。以下この項及び第六十四条第一号において同じ。)との間で運送契約を締結して貨物の運送を委託する者であつて、貨物自動車運送事業者又は貨物利用運送事業者以外のものをいう。

一 貨物利用運送事業法(平成元年法律第八十二号)第七条第一項に規定する第一種貨物利用運送事業者(以下単に「第一種貨物利用運送事業者」という。)

二 貨物利用運送事業法第二十四条第一項に規定する第二種貨物利用運送事業者

三 貨物利用運送事業法第四十六条第一項に規定する外国人国際第二種貨物利用運送事業者

第二十三条の三の次に次の一条を加える。

(真荷主から引き受けた貨物の運送に係る二以上の段階にわたる委託の制限)

第二十三条の四 一般貨物自動車運送事業者は、第十二条第二項に規定する真荷主(第二十四条の五において単に「真荷主」という。)から引き受けた貨物の運送について他の貨物自動車運送事業者の行う運送(自動車を使用しないで貨物の運送を行わせることを内容とする契約によるものを除く。以下この条におい

て同じ。)を利用するときは、当該貨物の運送について当該他の貨物自動車運送事業者からの二以上の段階にわたる委託を制限するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

第二十四条第一項中「一般貨物自動車運送事業者は」を「前条に定めるもののほか、一般貨物自動車運送事業者は」に改め、「(次条及び第二十四条の三において「健全化措置」という。)を削り、同項第三号中「他の一般貨物自動車運送事業者が更に」を「貨物の運送について当該」に、「の行う運送を利用する場合に關し」を「からの」に改める。

第二十四条の二第一項中「健全化措置」を「第二十三条の四の措置及び前条第一項各号に掲げる措置、次項及び次条において「健全化措置」という。」に改める。

第二十四条の五第一項中「第六項」を「第五項」に改め、同項第一号中「第五項」を「第四項」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「第一項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項を同条第三項とし、同条第五項中「第三

項」を「第二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第六項を同条第五項とする。

第三十五条第六項中「第四項まで及び第六項」を「第三項まで及び第五項」に改める。

第三十六条第二項中「第二十四条の五第四項」を「第二十三条の四、第二十四条の五第三項」に改める。

第三十七条を次のように改める。

(第一種貨物利用運送事業者に関する特例)

第三十七条 第十二条、第二十三条の四から第二十四条の五まで(第二十四条の三第二項、第二十四条の四第一項及び第二項並びに第二十四条の五第四項を除く。)並びに第六十条第一項、第四項、第六項及び第七項の規定は第一種貨物利用運送事業者について、第二十四条の三第二項並びに第二十四条の四第一項及び第二項の規定は第一種貨物利用運送事業者が選任した運送利用管理者について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替へるものとする。

第十二条第二項		貨物の運送
第二十三条の四		他の貨物自動車運送事業者
第二十四条第二項		他の一般貨物自動車運送事業者
業の	一般貨物自動車運送事業の	一般貨物自動車運送事業又は第一種貨物利用運送事業(貨物利用運送事業法第二条第七項に規定する第一種貨物利用運送事業をいう。)
	業の	一般貨物自動車運送事業者又は他の第一種貨物利用運送事業者

第二十四条第二項				他の一般貨物自動車運送事業者	一般貨物自動車運送事業者又は他の第一種貨物利用運送事業者
第二十四条第二項ただし書				行う一般貨物自動車運送事業者	行う一般貨物自動車運送事業者又は第一種貨物利用運送事業者
第二十四条第三項				他の一般貨物自動車運送事業者	一般貨物自動車運送事業者又は他の第一種貨物利用運送事業者
第二十四条の二第一項				貨物自動車利用運送を行う一般貨物自動車運送事業者(その行う貨物自動車利用運送)	第一種貨物利用運送事業者(一般貨物自動車運送事業者又は特定貨物自動車運送事業者の行う運送(自動車を使用しないで貨物の運送を行わせることを内容とする契約によるものを除く。)を利用してする貨物の運送)
第二十四条の二第一項及び第三項、第二十四条の第三項及び第三項並びに第二十四条の四第二項から第四項まで				特別一般貨物自動車運送事業者	特別第一種貨物利用運送事業者
第二十四条の五第一項から第三項まで				他の貨物自動車運送事業者	貨物自動車運送事業者又は他の第一種貨物利用運送事業者

2 第二十四条の五第三項及び第四項の規定は、前項において準用する同条第一項の実運送体制管理簿に係る貨物の運送を引き受けた貨物自動車運送事業者について準用する。この場合において、第二十四条の五第四項中「他の貨物自動車運送事業者」とあるのは「他の貨物自動車運送事業者又は第一種貨物利用運送事業者」と、「第二項(第三十五条第六項において準用する場合を含む。)(又は前項(同条第六項及び第三十六条第二項において準用する場合を含む。))とあるのは「第三十七条第一項において準用する第二項又は同条第一項若しくは第二項において準用する前項」と読

3 第二十四条の五第三項の規定は同条第一項(第三十五条第六項において準用する場合を含む。)(の実運送体制管理簿に係る貨物の運送を引き受けた第一種貨物利用運送事業者について、第二十四条の五第四項の規定は当該貨物の運送を第一種貨物利用運送事業者から引き受けた貨物自動車運送事業者について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二十三条の四		ついて他の貨物自動車運送事業者	ついて貨物自動車運送事業者又は他の第二種貨物利用運送事業者(第三十七条の二第二項に規定する第二種貨物利用運送事業者をいう。以下第二十四条の五までにおいて同じ。)
第二十四条第一項	他の一般貨物自動車運送事業者	他の貨物自動車運送事業者から	貨物自動車運送事業者又は他の第二種貨物利用運送事業者から
	一般貨物自動車運送事業の	一般貨物自動車運送事業又は第二種貨物利用運送事業(貨物利用運送事業法第二条第八項に規定する第一種貨物利用運送事業をいう。)	一般貨物自動車運送事業又は第二種貨物利用運送事業(貨物利用運送事業法第二条第八項に規定する第一種貨物利用運送事業をいう。)

第三十七条の二第二項中「受けた者」の下に「(次項及び第五項において「第二種貨物利用運送事業者」という。))を加え、同条第三項前段中「第十三条」を「第十二条、第二十三条の四から第二十四条の五まで、第二十四条の三第二項並びに第二十四条の四第一項及び第二項を除く。並びに第六十条第一項、第四項、第六項及び第七項を除く。並びに第三十三条」に改め、「並びに第六十条第一項、第四項、第六項及び第七項を削り、「運管理者について」の下に、「第二十四条の三第二項並びに第二十四条の四第一項及び第二項の規定は第二種貨物利用運送事業者が選任した運送利用管理者について」を加え、同項後段を次のように改める。
この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第十二条第二項		貨物の運送	貨物の運送(自動車を使用しないで貨物の運送を行わせることを内容とする契約によるものを除く。)
---------	--	-------	--

第二十四条第二項	他の一般貨物自動車運送事業者	一般貨物自動車運送事業者又は他の第二種貨物利用運送事業者
第二十四条第二項ただし書	行う一般貨物自動車運送事業者	行う一般貨物自動車運送事業者又は第二種貨物利用運送事業者
第二十四条第三項	他の一般貨物自動車運送事業者	一般貨物自動車運送事業者又は他の第二種貨物利用運送事業者
第二十四条の二第一項及び第三項、第二十四條の三第一項及び第三項並びに第二十四條の四第二項から第四項まで	特別一般貨物自動車運送事業者	第二種貨物利用運送事業者（一般貨物自動車運送事業者又は特定貨物自動車運送事業者の行う運送（自動車を使用しないで貨物の運送を行わせることを内容とする契約によるものを除く。）を利用してする貨物の運送
第二十四条の二第一項	他の貨物自動車運送事業者	特別第二種貨物利用運送事業者
第二十四条の五第一項	貨物自動車運送事業者	貨物自動車運送事業者又は他の第二種貨物利用運送事業者
第二十四条の五第一項第一号から第三号まで	貨物自動車運送事業者	貨物自動車運送事業者又は第二種貨物利用運送事業者
第二十四条の五第二項及び第三項	他の貨物自動車運送事業者	貨物自動車運送事業者又は他の第二種貨物利用運送事業者
第二十四条の五第四項	他の貨物自動車運送事業者	他の第二種貨物利用運送事業者
第三十三条	当該事業のための使用の停止若しくは事業の全部若しくは一部の停止を命じ、又は第三条の許可を取り消すことができる	当該事業のための使用の停止を命ずることができる

令和七年六月四日 参議院會議録第二十四号 貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律案

第三十七條の二に次の二項を加える。

4 第二十四条の五第三項及び第四項の規定は、前項において準用する同条第一項の実運送体制管理簿に係る貨物の運送を引き受けた貨物自動車運送事業者について準用する。この場合において、第二十四条の五第四項中「他の貨物自動車運送事業者」とあるのは「他の貨物自動車運送事業者又は第二種貨物利用運送事業者（第三十七条の二第二項に規定する第二種貨物利用運送事業者をいう。）」と、「第二項（第三十五条第六項において準用する場合を含む。）又は前項（同条第六項及び第三十六条第二項において準用する場合を含む。）」とあるのは「第三十七条の二第三項において準用する第二項又は同条第三項若しくは第四項において準用する前項」と読み替えるものとする。

5 第二十四条の五第三項の規定は同条第一項（第三十五条第六項において準用する場合を含む。）の実運送体制管理簿に係る貨物の運送を引き受けた第二種貨物利用運送事業者について、第二十四条の五第四項の規定は当該貨物の運送を第二種貨物利用運送事業者から引き受けた貨物自動車運送事業者について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二十四条の五第三項	他の貨物自動車運送事業者	貨物自動車運送事業者又は他の第二種貨物利用運送事業者（第三十七条の二第二項に規定する第二種貨物利用運送事業者をいう。次項において同じ。）
第二十四条の五第四項	他の貨物自動車運送事業者	第二種貨物利用運送事業者

第三十九条の二第五項第一号中「第二十四条第一項」を「第二十四条の二第一項」に改める。

第六十四条第一号中「（第一種貨物利用運送事業者、貨物利用運送事業法第二十四条第一項に規定する第二種貨物利用運送事業者及び同法第四十六条第一項に規定する外国人国際第二種貨物利用運送事業者をいう。）」を削る。

第三十七条の二第五項において準用する前項	第六十五条の次に次の一条を加える。 （無許可等で貨物自動車運送事業を営業者への貨物の運送の委託の禁止） 第六十五条の二 何人も、次のいずれかに該当する者に貨物の運送（自動車を使用しないで貨物の運送を行わせることを内容とする契約によるものを除く。）を委託してはならない。
----------------------	--

一 第三条の規定に違反して一般貨物自動車運送事業を営業者 二 第三十五条第一項の規定に違反して特定貨物自動車運送事業を営業者 三 第三十六条第一項前段の規定に違反して貨物軽自動車運送事業を営業者 第七十五条第六号から第八号までの規定中「第三十五条第六項」を「第三十五条第六項、第三十七条第一項及び第三十七条の二第三項に」に改め、同条第十二号及び第十三号中「第三十七条の二第三項」を「第三十七条第一項及び第三十七条の二第三項」に改め、同条に次の一号を加える。 十四 第六十五条の二の規定に違反して貨物の運送を委託したとき。 附則第一条の二の次に次の一条を加える。 (無許可経営等原因行為への対処) 第一条の二の二 国土交通大臣は、当分の間、貨物自動車運送事業者(第三十七条の二第三項に規定する特定第二種貨物利用運送事業者を含む。)以外の者による貨物自動車運送事業の経営(第六項において「無許可経営等」という。)の原因となるおそれのある行為(以下この条において「無許可経営等原因行為」という。)を荷主(第六十四条各号に掲げる者を含む。)その他の者(以下この条において「荷主等」という。)がしている疑いがあると認めるときは、関係行政機関の長に対し、当該荷主等に関する情報を提供することができる。 2 国土交通大臣は、当分の間、荷主等が無許可経営等原因行為をしているおそれがあると認めるときは、当該荷主等に対し、無許可経営等原因行為をしないよう要請することができる。	3 国土交通大臣は、当分の間、荷主等が無許可経営等原因行為をしていることを疑うに足る相当な理由があると認めるときは、当該荷主等に対し、無許可経営等原因行為をしないよう勧告することができる。 4 国土交通大臣は、前項の規定による勧告をしたときは、その旨を公表するものとする。 5 関係行政機関の長は、荷主等による無許可経営等原因行為の効果的な防止を図るため、第二項及び第三項の規定の実施について、国土交通大臣に協力するものとする。 6 地方実施機関は、当分の間、無許可経営等をする者に対する荷主等の行為が無許可経営等原因行為に該当すると疑うに足りる事実を把握したときは、その事実を国土交通大臣に通知するものとする。 第二条 貨物自動車運送事業法の一部を次のように改正する。 第一条中「の運営」を「についてこれに従事する者の労働環境の適正な整備に留意しつつその運営」に改める。 第五条第四号から第六号までの規定中「第三十五条第六項」を「第三十五条第八項」に改める。 第六条第三号の次に次の一号を加える。 三の二 第十五条第一項の基準及び第二十五条第一項の基準を遵守してその事業を遂行することその他法令の規定を遵守してその事業を遂行することが見込まれること。 第六条の次に次の一条を加える。 (許可の更新) 第六条の二 第三条の許可は、国土交通省令で定めるところにより五年ごとにその更新を受ける	けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。 2 前項の許可の更新の申請があつた場合において、同項の期間(以下この条において「有効期間」という。)の満了の日までに当該申請に対する処分がなされないときは、従前の第三条の許可は、有効期間の満了後もその処分がなされるまでの間は、なおその効力を有する。 3 前項の場合において、第一項の許可の更新がなされたときは、その有効期間は、従前の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。 4 国土交通大臣は、別に法律で定める独立行政法人独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三号)第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。)に、国土交通省令で定めるところにより、第一項の許可の更新に関する事務の一部を行わせることができる。 5 前三条の規定は、第一項の許可の更新について準用する。 第九条の次に次の二条を加える。 (運賃及び料金に係る適正原価) 第九条の二 国土交通大臣は、貨物自動車運送事業に係る運賃及び料金について、燃料費、全産業の労働者一人当たりの賃金の額の平均額を踏まえた人件費、減価償却費、輸送の安全確保のために必要な経費、委託手数料、事業を継続して遂行するために必要不可欠な投資の原資、公租公課その他の事業の適正な運営の確保のために通常必要と認められる費用であつて国土交通省令で定めるものを的確に反映した積算を行うことにより、貨物自動車	運送事業の適正な運営を図るための原価を定めることができる。 2 国土交通大臣は、前項の原価(以下「適正原価」という。)を定めたときは、遅滞なく、これを告示しなければならない。 (適正原価を下回る運賃及び料金の制限) 第九条の三 一般貨物自動車運送事業者は、前条第二項の規定による適正原価の告示があつた場合においては、自らが引き受ける貨物の運送に係る運賃及び料金が当該適正原価を下回るることとならないようにしなければならない。 2 一般貨物自動車運送事業者は、前条第二項の規定による適正原価の告示があつた場合において、自らが引き受ける貨物の運送について他の貨物自動車運送事業者の行う運送(自動車を使用しないで貨物の運送を行わせることを内容とする契約によるものを除く。)を利用するときは、その利用する運送に係る運賃及び料金が当該適正原価を下回ることとならないようにしなければならない。 第二十四条の五第四項中「第三十五条第六項」を「第三十五条第八項」に、「同条第六項」を「同条第八項」に改め、同条の次に次の一条を加える。 (労働者の適切な処遇の確保) 第二十四条の六 一般貨物自動車運送事業者は、国土交通省令で定めるところにより、その事業用自動車の運転者その他の労働者が有する知識、技能その他の能力についての公正な評価に基づく適正な賃金の支払その他の労働者の適切な処遇を確保するために必要な措置を実施するものとする。 第二十五条第一項第二号中「の納付」の下に
--	--	--	--

「適正原価を下回らない額での貨物の運送の受託及び委託、労働者の適切な処遇の確保」を加える。

第三十五条第三項に次の一号を加える。

四 第八項において準用する第十五条第一項の基準及び第八項において準用する第二十五条第一項の基準を遵守してその事業を遂行することその他法令の規定を遵守してその事業を遂行することが見込まれること。

第三十五条第六項中「第九条」の下に「第九条の三、」を、「及び第五項」の下に「第二十四条の六」を加え、同項を同条第八項とし、同条第五項を同条第七項とし、同条第四項の次に次の二項を加える。

5 第一項の許可は、国土交通省令で定めると

ころにより五年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

6 第六条の二第二項から第四項まで及び第二項から第四項までの規定は、前項の許可の更新について準用する。

第三十六条第二項中「第十二条」を「第九条の三、第十二条」に改め、「第二十四条の五第三項」の下に、「第二十四条の六」を加える。

第三十六条の二第二項第三号中「第三十五条第六項」を「第三十五条第八項」に改める。

第三十七条第一項の表以外の部分中「第十二条」を「第九条の三、第十二条」に改め、同項の表第十二条第二項の項の前に次のように加える。

第九条の三第二項

他の貨物自動車運送事業者

貨物自動車運送事業者又は他の第一種貨物利用運送事業者(第十二条第二項第一号に規定する第一種貨物利用運送事業者をいう。)

第三十七条第二項中「第三十五条第六項」を「第三十五条第八項」に、「同条第六項」を「同条第八項」に改め、同条第三項の表以外の部分中「第三十五条第六項」を「第三十五条第八項」に改め、同項の表第二十四条の五第四項の項中「同条第六項」を「同条第八項」に改める。

第三十七条の二第一項中「第十一条まで」の下に「(第九条の二及び第九条の三を除く。)」を加え、「第三十五条第六項」を「第三十五条第八項」に改め、同条第三項の表以外の部分中「第十二条」を「第九条の三、第十二条」に改め、「第二十三条の三まで」の下に、「第二十四条の六」を加え、同項の表第十二条第二項の項の前に次のように加える。

第九条の三第二項

他の貨物自動車運送事業者

貨物自動車運送事業者又は他の第二種貨物利用運送事業者(第三十七条の二第二項に規定する第二種貨物利用運送事業者をいう。以下第二十四条の五までにおいて同じ。)

第三十七条の二第三項の表第二十三条の四の項を次のように改める。

第二十三条の四

他の貨物自動車運送事業者

貨物自動車運送事業者又は他の第二種貨物利用運送事業者

第三十七条の二第四項中「第三十五条第六項」を「第三十五条第八項」に、「同条第六項」を「同条第八項」に改め、同条第五項の表以外の部分中「第三十五条第六項」を「第三十五条第八項」に改め、同項の表第二十四条の五第四項の項中「同条第六項」を「同条第八項」に改める。

第六十条の二及び第六十五条第一項中「第三十五条第六項」を「第三十五条第八項」に改める。

第六十八条中「緊急調整区間の指定」の下に「第九条の二第一項の規定による適正原価の設定」を加える。

第七十条第四号及び第五号、第七十一条第一号、第七十四条、第七十五条第一号から第三号まで、第五号から第八号まで及び第十号並びに第八十一条第一号、第四号及び第五号中「第三十五条第六項」を「第三十五条第八項」に改める。

附則 附則第一条の三を削る。

(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第五条及び第七条の規定 公布の日

二 第一条の規定並びに次条及び附則第六条の規定 公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日

(実運送体制管理簿の作成等に関する経過措置) 第二条 第一条の規定による改正後の貨物自動車運送事業法第三十七条第一項において準用する同法第二十四条の五第一項の規定は、貨物利用運送事業法(平成元年法律第八十二号)第七条第

一項に規定する第一種貨物利用運送事業者(以下この項において単に第一種貨物利用運送事業者という。)が前条第二号に掲げる規定の施行の日(次項及び附則第六条において「第二号施行日」という。)以後に貨物自動車運送事業法第三十九条第一号に規定する貨物自動車運送事業者(次項において単に「貨物自動車運送事業者」という。)又は他の第一種貨物利用運送事業者の行う運送(自動車を使用しないで貨物の運送を行わせることを内容とする契約によるものを除く。)を利用した場合について適用する。

2 第一条の規定による改正後の貨物自動車運送事業法第三十七条の二第三項において準用する同法第二十四条の五第一項の規定は、同法第三十七条の二第二項に規定する第二種貨物利用運送事業者(以下この項において単に第二種貨物利用運送事業者という。)が第二号施行日以後に貨物自動車運送事業者又は他の第二種貨物利用運送事業者の行う運送(自動車を使用しないで貨物の運送を行わせることを内容とする契約によるものを除く。)を利用した場合について適用する。

(許可の申請に関する経過措置)

第三条 この法律の施行の日(次条において「施行日」という。)前にされた第二条の規定による改正前の貨物自動車運送事業法(次条第一項において「旧法」という。)第三条又は第三十五条第一項の許可の申請であつて、この法律の施行の際当該申請に対する処分がなされていないものに対する処分については、なお従前の例による。

(一般貨物自動車運送事業及び特定貨物自動車運送事業の許可の更新に関する経過措置)

第四条 この法律の施行の際現に旧法第三条又は第三十五条第一項の許可を受けている者は、施

行日に第二条の規定による改正後の貨物自動車運送事業法(以下この条において「新法」という。)第三条又は第三十五条第一項の許可を受けたいものとみなす。この場合において、旧法第三条又は第三十五条第一項の許可に条件が付されているときは、当該条件は、新法第三条又は第三十五条第一項の許可に付されたものとみなす。

2 前項の規定により新法第三条又は第三十五条第一項の許可を受けたものとみなされる者の当該許可に係る施行日後の最初の更新については、新法第六条の二第一項中「五年」とあるのは「貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律(令和七年法律第 号)附則第四条第一項の規定により第三条の許可を受けた」とみなされた日から起算して二年を経過した日から七年を経過する日までの間において国土交通省令で定める日まで」と、新法第三十五条第五項中「五年」とあるのは「貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律(令和七年法律第 号)附則第四条第一項の規定により第三条の許可を受けた」とみなされ、第一項の許可を受けたとみなされた日から起算して二年を経過した日から七年を経過する日までの間において国土交通省令で定める日まで」とする。

(運輸審議会への諮問に関する経過措置)
第五条 国土交通大臣は、この法律の施行前においても、第二条の規定による改正後の貨物自動車運送事業法第九条の二第一項の原価の設定のために、運輸審議会に諮ることができる。
(調整規定)
第六条 第二号施行日が流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律及び貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律(令和六年法律第二

十三号)附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日前である場合には、同日の前日までの間における第一条の規定による改正後の貨物自動車運送事業法第三十七条第一項及び第三十七条の二第三項の規定の適用については、同法第三十七条第一項の表以外の部分中「及び第二項並びに」とあるのは「及び」と、「並びに第二十四条の四第一項及び第二項」とあるのは「及び第二十四条の四第一項」と、同項の表第二十四条の二第二項及び第三項、第二十四条の三第一項及び第三項並びに第二十四条の四第二項から第四項までの項中「から第四項まで」とあるのは「及び第三項」と、同法第三十七条の二第三項の表以外の部分中「並びに第二十四条の四第一項及び第二項」とあるのは「及び第二十四条の四第一項」と、同項の表第二十四条の二第二項及び第三項、第二十四条の三第一項及び第三項並びに第二十四条の四第二項から第四項までの項中「から第四項まで」とあるのは「及び第三項」とする。

(政令への委任)
第七条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。
(登録免許税法の一部改正)
第八条 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。
別表第一 第一百二十五号四中「の一般貨物自動車運送事業の許可」の下に「(更新の許可を除く。)」を加え、同号(五)中「の許可」の下に「(更新の許可を除く。)」を加える。

(貨物利用運送事業法の一部改正)
第九条 貨物利用運送事業法の一部を次のように改正する。

第三十三条第三号中「第三十五条第六項」を「第三十五条第八項」に改める。
(地域再生法の一部改正)
第十条 地域再生法(平成十七年法律第二十四号)の一部を次のように改正する。
第十七条の五十五第三項第五号中「第三号」を「第三号の二」に改める。

第十一条 都市の低炭素化の促進に関する法律(平成二十四年法律第八十四号)の一部を次のように改正する。
第三十三条第三項第五号中「第三号」を「第三号の二」に改める。

審査報告書
貨物自動車運送事業の適正化のための体制の整備等の推進に関する法律案
右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。
令和七年六月三日
国土交通委員長 小西 洋之
参議院議長 関口 昌一殿

要領書
一、委員会の決定の理由
本法律案は、貨物自動車運送事業の適正化のための体制の整備等の推進を総合的かつ集中的に行うため、その推進に関し、基本となる事項を定める等の措置を講じようとするものであり、妥当な措置と認める。
一、費用
本法律施行のため、別に費用を要しない。

貨物自動車運送事業の適正化のための体制の整備等の推進に関する法律案
右の本院提出案をここに送付する。
令和七年五月二十七日
衆議院議長 額賀福志郎
参議院議長 関口 昌一殿

(目的)
貨物自動車運送事業の適正化のための体制の整備等の推進に関する法律

第一条 この法律は、貨物自動車運送事業(貨物自動車運送事業法(平成元年法律第八十三号)第二条第一項に規定する貨物自動車運送事業をいう。以下同じ。)の適正化のための体制の整備等の推進に関し、基本となる事項を定めること等により、これを総合的かつ集中的に行うことを目的とする。
(基本理念)
第二条 貨物自動車運送事業の適正化のための体制の整備等の推進は、物資の流通が国民生活及び経済活動の基盤であり、その中核的な役割を果たす貨物自動車運送が将来にわたつて輸送需要に対応した適正な輸送力を確保することの重要性に鑑み、貨物自動車運送に係る安全性の向上、輸送効率の向上及び事業の用に供する自動車の運転者の経済的地位の向上その他貨物自動車運送事業の適正化を図り、もつて我が国における持続可能な物資の流通の確保及び国民経済の健全な発展に寄与することを旨として行われるものとする。
(国の責務)
第三条 国は、前条の基本理念にのっとり、貨物自動車運送事業の適正化のための体制の整備等の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

第三条 国は、前条の基本理念にのっとり、貨物自動車運送事業の適正化のための体制の整備等の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(基本方針)

第四条 貨物自動車運送事業の適正化のための体制の整備等は、次に掲げる基本方針に基づき、推進されるものとする。

一 次に掲げる貨物自動車運送事業の適正化に関する業務を一の独立行政法人(独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三十三号)第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。以下この号及び次号において同じ。)に行わせるとともに、当該業務がその独立行政法人により適切かつ効率的に実施されることとなるよう、必要な体制の整備を行うこと。

イ 一般貨物自動車運送事業及び特定貨物自動車運送事業(それぞれ貨物自動車運送事業法第二条第二項及び第三項に規定する一般貨物自動車運送事業及び特定貨物自動車運送事業をいう。)の許可の更新に関する事務の一部であつて、独立行政法人に行わせることが適当なもの

ロ 貨物自動車運送に係る安全性の向上、輸送効率の向上及び事業の用に供する自動車の運転者の経済的社会的地位の向上その他貨物自動車運送事業の適正化並びにこれらを通じた将来にわたる貨物自動車運送に係る輸送需要に対応した適正な輸送力の確保その他の持続可能な物資の流通の確保に資する取組への支援に関する業務

二 前号イ及びロに掲げる業務の費用に係る財源の確保について、次に掲げるところによること。

イ 独立行政法人に前号イに掲げる業務を行わせるために必要な費用は、国庫が負担することとし、その財源は、同号イの許可の更新に係る手数料による収入その他の収入

を活用して、確保すること。

ロ 独立行政法人に前号ロに掲げる業務を行わせるために必要な費用を確保することができるよう、その財源について、貨物自動車運送事業の適正化とこれを通じた持続可能な物資の流通の確保を広く社会で支える観点から幅広く検討を行うこと。

三 第一号イ及びロに掲げる業務の適切な実施に資するよう、これらの業務の実施に係る収入及び支出の関係の明確化を図ること。

(法制上の措置等)

第五条 政府は、前条各号に掲げる基本方針に基づく貨物自動車運送事業の適正化のための体制の整備等の推進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置について、この法律の施行後三年以内を旨として講じなければならない。

(物流政策推進会議)

第六条 政府は、前条の措置をはじめとする貨物自動車運送事業の適正化のための体制の整備等の推進に関する施策その他の物資の流通に関する施策の総合的かつ集中的な推進を図るため、物流政策推進会議を設けるものとする。

2 前項の物流政策推進会議は、国土交通大臣、経済産業大臣、農林水産大臣、厚生労働大臣その他の関係する国務大臣及び公正取引委員会委員長をもって構成する。

3 国土交通省、経済産業省、農林水産省、厚生労働省、公正取引委員会その他の関係行政機関は、その職員、物資の流通の実務に関して十分な知識と経験を有する者その他の関係者によつて構成する物流政策推進関係者会議を設け、第一項の物資の流通に関する施策に係る連絡調整を行うものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

投票者氏名

日程第一 株式会社地域経済活性化支援機構法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
賛成者氏名

二二九名

阿達 雅志君	青木 一彦君
青山 繁晴君	赤池 誠章君
赤松 健君	浅尾慶一郎君
朝日健太郎君	有村 治子君
井上 義行君	生稻 晃子君
石井 準一君	石井 浩郎君
石井 正弘君	石田 昌宏君
磯崎 仁彦君	猪口 邦子君
今井絵理子君	岩本 剛人君
上野 通子君	白井 正一君
江島 潔君	衛藤 晟一君
小川 克巳君	小野田紀美君
尾辻 秀久君	越智 俊之君
大家 敏志君	岡田 直樹君
加田 裕之君	加藤 明良君
梶原 大介君	片山さつき君
神谷 政幸君	北村 経夫君
こやり隆史君	小林 一大君
古賀友一郎君	古庄 玄知君
上月 良祐君	佐藤 啓君
佐藤 信秋君	佐藤 正久君
酒井 庸行君	櫻井 充君
山東 昭子君	清水 真人君
自見はなこ君	白坂 亜紀君
進藤金日子君	末松 信介君
田中 昌史君	高橋 克法君

高橋はるみ君	滝沢 求君
滝波 宏文君	武見 敬三君
柘植 芳文君	鶴保 庸介君
堂故 茂君	友納 理緒君
豊田 俊郎君	中曽根弘文君
中田 宏君	中西 祐介君
永井 学君	長峯 誠君
西田 昌司君	野上浩太郎君
野村 哲郎君	羽生田 俊君
長谷川 岳君	長谷川英晴君
馬場 成志君	橋本 聖子君
比嘉奈津美君	福岡 資麿君
藤井 一博君	藤川 政人君
藤木 眞也君	船橋 利実君
古川 俊治君	星 北斗君
堀井 蔵君	本田 颯子君
舞立 昇治君	牧野たかお君
松川 るい君	松下 新平君
松村 祥史君	松山 政司君
三浦 靖君	三原じゅん子君
三宅 伸吾君	宮崎 雅夫君
宮沢 洋一君	宮本 周司君
森 まさこ君	森屋 宏君
山崎 正昭君	山下 雄平君
山田 太郎君	山田 俊男君
山田 宏君	山谷えり子君
山本 啓介君	山本佐知子君
山本 順三君	吉井 章君
吉川ゆうみ君	和田 政宗君
若林 洋平君	渡辺 猛之君
青木 愛君	石垣のりこ君
石川 大我君	石橋 通宏君
打越さく良君	小沢 雅仁君
小沼 巧君	大椿ゆうこ君

金子 道仁君	串田 誠一君	朝日健太郎君	有村 治子君	比嘉奈津美君	福岡 資麿君	福島みずほ君	福山 哲郎君
嘉田由紀子君	片山 大介君	赤松 健君	浅尾慶一郎君	馬場 成志君	橋本 聖子君	羽田 次郎君	広田 一君
石井 苗子君	猪瀬 直樹君	青山 繁晴君	赤池 誠章君	長谷川 岳君	長谷川英晴君	徳永 エリ君	野田 国義君
浅田 均君	石井 章君	阿達 雅志君	青木 一彦君	野村 哲郎君	羽生田 俊君	高木 真理君	辻元 清美君
若松 謙維君	青島 健太君	二二三名		西田 昌司君	野上浩太郎君	田島麻衣子君	田名部匡代君
山本 博司君	横山 信一君	日程第二 公益通報者保護法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)		永井 学君	中西 祐介君	柴 慎一君	杉尾 秀哉君
安江 伸夫君	山口那津男君	賛成者氏名		中田 宏君	長峯 誠君	齋藤 嘉隆君	塩村あやか君
宮崎 勝君	矢倉 克夫君	反対者氏名		豊田 俊郎君	中曾根弘文君	柴 慎一君	塩村あやか君
平木 大作君	三浦 信祐君	大島九州男君	木村 英子君	堂故 茂君	友納 理緒君	松村 祥史君	杉尾 秀哉君
新妻 秀規君	西田 実仁君	天畠 大輔君	山本 太郎君	柘植 芳文君	鶴保 庸介君	三浦 靖君	田名部匡代君
竹谷とし子君	谷合 正明君	天畠 大輔君	山本 太郎君	高橋はるみ君	武見 敬三君	三宅 伸吾君	辻元 清美君
高橋 光男君	竹内 真二君	大島九州男君	木村 英子君	滝波 宏文君	武見 敬三君	宮沢 洋一君	宮本 周司君
杉 久武君	高橋 次郎君	天畠 大輔君	山本 太郎君	進藤金日子君	末松 信介君	山田 正昭君	山下 雄平君
塩田 博昭君	下野 六太君	天畠 大輔君	山本 太郎君	自見はなこ君	白坂 亜紀君	山田 太郎君	山田 俊男君
佐々木さやか君	里見 隆治君	天畠 大輔君	山本 太郎君	山東 昭子君	清水 真人君	山田 宏君	山谷えり子君
上田 勇君	窪田 哲也君	天畠 大輔君	山本 太郎君	酒井 庸行君	櫻井 充君	山本 啓介君	山本佐知子君
伊藤 孝江君	石川 博崇君	天畠 大輔君	山本 太郎君	佐藤 信秋君	佐藤 正久君	山本 順三君	吉井 章君
吉川 沙織君	秋野 公造君	天畠 大輔君	山本 太郎君	上月 良祐君	佐藤 啓君	吉川ゆうみ君	和田 政宗君
森屋 隆君	横沢 高德君	天畠 大輔君	山本 太郎君	古賀友一郎君	古庄 玄知君	若林 洋平君	渡辺 猛之君
村田 享子君	森本 真治君	天畠 大輔君	山本 太郎君	神谷 政幸君	小林 一大君	青木 愛君	石垣のりこ君
水岡 俊一君	水野 素子君	天畠 大輔君	山本 太郎君	こやり隆史君	片山さつき君	石川 大我君	小沢 雅仁君
牧山ひろえ君	三上 えり君	天畠 大輔君	山本 太郎君	梶原 大介君	北村 経夫君	打越さく良君	大椿ゆうこ君
福島みずほ君	福山 哲郎君	天畠 大輔君	山本 太郎君	加田 裕之君	加藤 明良君	小沼 巧君	鬼木 誠君
羽田 次郎君	広田 一君	天畠 大輔君	山本 太郎君	古賀友一郎君	片山さつき君	奥村 政佳君	川田 龍平君
徳永 エリ君	野田 国義君	天畠 大輔君	山本 太郎君	古賀友一郎君	北村 経夫君	勝部 賢志君	岸 真紀子君
高木 真理君	辻元 清美君	天畠 大輔君	山本 太郎君	古賀友一郎君	小林 一大君	木戸口英司君	小西 洋之君
田島麻衣子君	田名部匡代君	天畠 大輔君	山本 太郎君	古賀友一郎君	片山さつき君	齋藤 嘉隆君	古賀 之士君
柴 慎一君	杉尾 秀哉君	天畠 大輔君	山本 太郎君	古賀友一郎君	加藤 明良君	古賀 千景君	塩村あやか君
熊谷 裕人君	小西 洋之君	天畠 大輔君	山本 太郎君	古賀友一郎君	加藤 明良君	古賀 千景君	塩村あやか君
古賀 千景君	古賀 之士君	天畠 大輔君	山本 太郎君	古賀友一郎君	加藤 明良君	古賀 千景君	塩村あやか君
齋藤 嘉隆君	塩村あやか君	天畠 大輔君	山本 太郎君	古賀友一郎君	加藤 明良君	古賀 千景君	塩村あやか君
奥村 政佳君	鬼木 誠君	天畠 大輔君	山本 太郎君	古賀友一郎君	加藤 明良君	古賀 千景君	塩村あやか君
勝部 賢志君	川田 龍平君	天畠 大輔君	山本 太郎君	古賀友一郎君	加藤 明良君	古賀 千景君	塩村あやか君
木戸口英司君	岸 真紀子君	天畠 大輔君	山本 太郎君	古賀友一郎君	加藤 明良君	古賀 千景君	塩村あやか君
熊谷 裕人君	小西 洋之君	天畠 大輔君	山本 太郎君	古賀友一郎君	加藤 明良君	古賀 千景君	塩村あやか君
奥村 政佳君	川田 龍平君	天畠 大輔君	山本 太郎君	古賀友一郎君	加藤 明良君	古賀 千景君	塩村あやか君
勝部 賢志君	岸 真紀子君	天畠 大輔君	山本 太郎君	古賀友一郎君	加藤 明良君	古賀 千景君	塩村あやか君
木戸口英司君	小西 洋之君	天畠 大輔君	山本 太郎君	古賀友一郎君	加藤 明良君	古賀 千景君	塩村あやか君
齋藤 嘉隆君	古賀 之士君	天畠 大輔君	山本 太郎君	古賀友一郎君	加藤 明良君	古賀 千景君	塩村あやか君
柴 慎一君	塩村あやか君	天畠 大輔君	山本 太郎君	古賀友一郎君	加藤 明良君	古賀 千景君	塩村あやか君
田島麻衣子君	塩村あやか君	天畠 大輔君	山本 太郎君	古賀友一郎君	加藤 明良君	古賀 千景君	塩村あやか君
高木 真理君	塩村あやか君	天畠 大輔君	山本 太郎君	古賀友一郎君	加藤 明良君	古賀 千景君	塩村あやか君
徳永 エリ君	塩村あやか君	天畠 大輔君	山本 太郎君	古賀友一郎君	加藤 明良君	古賀 千景君	塩村あやか君
羽田 次郎君	塩村あやか君	天畠 大輔君	山本 太郎君	古賀友一郎君	加藤 明良君	古賀 千景君	塩村あやか君
福島みずほ君	塩村あやか君	天畠 大輔君	山本 太郎君	古賀友一郎君	加藤 明良君	古賀 千景君	塩村あやか君

紙 智子君	伊藤 岳君	舟山 康江君	浜口 誠君	堂込麻紀子君	田村 まみ君	川合 孝典君	磯崎 哲史君	山口 和之君	松沢 成文君	中条きよし君	柴田 巧君	金子 道仁君	嘉田由紀子君	石井 苗子君	浅田 均君	若松 謙維君	山本 博司君	安江 伸夫君	宮崎 勝君	平木 大作君	新妻 秀規君	竹谷とし子君	高橋 光男君	杉 久武君	塩田 博昭君	佐々木さやか君	上田 勇君	伊藤 孝江君	吉川 沙織君	森屋 隆君	村田 享子君	水岡 俊一君	牧山ひろえ君				
吉良よし子君	岩淵 友君	井上 哲士君	浜野 喜史君	芳賀 道也君	竹詰 仁君	榛葉賀津也君	上田 清司君	伊藤 孝恵君	松野 明美君	藤巻 健史君	高木かおり君	串田 誠一君	片山 大介君	猪瀬 直樹君	石井 章君	青島 健太君	横山 信一君	山口那津男君	矢倉 克夫君	三浦 信祐君	西田 実仁君	谷合 正明君	竹内 真二君	高橋 次郎君	下野 六太君	里見 隆治君	窪田 哲也君	石川 博崇君	秋野 公造君	横沢 高德君	森本 真治君	水野 素子君	三上 えり君				
日程第三 労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律等の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）																																					
賛成者氏名																			反対者氏名																		
阿達 雅志君 青山 繁晴君 赤松 健君 朝日健太郎君 井上 義行君 石井 準一君 石井 正弘君 磯崎 仁彦君 今井絵理子君 上野 通子君 江島 潔君 小川 克巳君 尾辻 秀久君 大家 敏志君 加田 裕之君																			齊藤健一郎君 浜田 聡君 二名 倉林 明子君 大門実紀史君 山下 芳生君 大島九州男君 天畠 大輔君 伊波 洋一君 梅村みずほ君 神谷 宗幣君 ながえ孝子君 平山佐知子君 小池 晃君 仁比 聡平君 山添 拓君 木村 英子君 山本 太郎君 山本 鉄美君 高良 泰正君 大野 静君 寺田 博行君 宮口 治子君																		
青木 一彦君 赤池 誠章君 浅尾慶一郎君 有村 治子君 生稲 晃子君 石井 浩郎君 石田 昌宏君 猪口 邦子君 岩本 剛人君 白井 正一君 衛藤 晟一君 小野田紀美君 越智 俊之君 岡田 直樹君 加藤 明良君																			梶原 大介君 神谷 政幸君 こやり隆史君 古賀友一郎君 上月 良祐君 佐藤 信秋君 酒井 庸行君 山東 昭子君 自見はなこ君 進藤金日子君 田中 昌史君 高橋はるみ君 滝波 宏文君 柘植 芳文君 堂故 茂君 豊田 俊郎君 中田 宏君 永井 学君 西田 昌司君 野村 哲郎君 長谷川 岳君 馬場 成志君 比嘉奈津美君 藤川 政人君 船橋 利実君 星 北斗君 本田 顕子君 牧野たかお君 松下 新平君 松山 政司君 三原じゅん子君 宮崎 雅夫君 宮本 周司君 森屋 宏君																		
羽生田 俊君 長谷川英晴君 橋本 聖子君 藤井 一博君 藤木 眞也君 古川 俊治君 堀井 巖君 舞立 昇治君 松川 るい君 松村 祥史君 三浦 靖君 三宅 伸吾君 宮沢 洋一君 森 まさこ君 山崎 正昭君																			山下 雄平君 山田 俊男君 山谷えり子君 山本佐知子君 吉井 章君 和田 政宗君 渡辺 猛之君 石垣のりこ君 石橋 通宏君 小沢 雅仁君 大椿ゆうこ君 鬼木 誠君 川田 龍平君 岸 真紀子君 小西 洋之君 古賀 之士君 塩村あやか君 杉尾 秀哉君 田名部匡代君 辻元 清美君 野田 国義君 広田 一君 福山 哲郎君 三上 えり君 水野 素子君 森本 真治君 横沢 高德君 秋野 公造君 石川 博崇君 窪田 哲也君 里見 隆治君 下野 六太君 高橋 次郎君 竹内 真二君																		
徳永 エリ君 羽田 次郎君 福島みずほ君 牧山ひろえ君 水岡 俊一君 村田 享子君 森屋 隆君 吉川 沙織君 伊藤 孝江君 上田 勇君 佐々木さやか君 塩田 博昭君 杉 久武君 高橋 光男君 竹谷とし子君																			山田 太郎君 山田 宏君 山本 啓介君 山本 順三君 吉川ゆうみ君 若林 洋平君 青木 愛君 石川 大我君 打越さく良君 小沼 巧君 奥村 政佳君 勝部 賢志君 木戸口英司君 熊谷 裕人君 古賀 千景君 斎藤 嘉隆君 柴 慎一君 田島麻衣子君 高木 真理君 徳永 エリ君 羽田 次郎君 福島みずほ君 牧山ひろえ君 水岡 俊一君 村田 享子君 森屋 隆君 吉川 沙織君 伊藤 孝江君 上田 勇君 佐々木さやか君 塩田 博昭君 杉 久武君 高橋 光男君 竹谷とし子君																		

賛成者氏名	谷合 正明君	新妻 秀規君	山本 太郎君	齊藤健一郎君	高橋はるみ君	滝沢 求君	奥村 政佳君	鬼木 誠君
	西田 実仁君	平木 大作君	浜田 聡君	神谷 宗幣君	滝波 宏文君	武見 敬三君	勝部 賢志君	川田 龍平君
賛成者氏名	三浦 信祐君	宮崎 勝君	日程第四 貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律案（衆議院提出）	日程第五 貨物自動車運送事業の適正化のための体制の整備等の推進に関する法律案（衆議院提出）	柘植 芳文君	鶴保 庸介君	木戸口英司君	岸 真紀子君
	矢倉 克夫君	安江 伸夫君			堂故 茂君	友納 理緒君	熊谷 裕人君	小西 洋之君
賛成者氏名	山口那津男君	山本 博司君	賛成者氏名	賛成者氏名	豊田 俊郎君	中曾根弘文君	古賀 千景君	古賀 之士君
	横山 信一君	若松 謙維君			中田 宏君	中西 祐介君	斎藤 嘉隆君	塩村あやか君
賛成者氏名	青島 健太君	浅田 均君	賛成者氏名	賛成者氏名	永井 学君	長峯 誠君	柴 慎一君	杉尾 秀哉君
	石井 章君	石井 苗子君			西田 昌司君	野上浩太郎君	田島麻衣子君	田名部匡代君
賛成者氏名	猪瀬 直樹君	嘉田由紀子君	賛成者氏名	賛成者氏名	野村 哲郎君	羽生田 俊君	高木 真理君	辻元 清美君
	片山 大介君	金子 道仁君			長谷川 岳君	長谷川英晴君	徳永 エリ君	野田 国義君
賛成者氏名	串田 誠一君	柴田 巧君	賛成者氏名	賛成者氏名	馬場 成志君	橋本 聖子君	羽田 次郎君	広田 一君
	高木かおり君	中条きよし君			比嘉奈津美君	福岡 資麿君	福島みずほ君	福山 哲郎君
賛成者氏名	藤巻 健史君	松沢 成文君	賛成者氏名	賛成者氏名	藤井 一博君	藤川 政人君	牧山ひろえ君	三上 えり君
	松野 明美君	柳ヶ瀬裕文君			藤木 眞也君	船橋 利実君	水岡 俊一君	水野 素子君
賛成者氏名	山口 和之君	伊藤 孝恵君	賛成者氏名	賛成者氏名	古川 俊治君	星 北斗君	村田 享子君	森本 真治君
	磯崎 哲史君	上田 清司君			堀井 巖君	本田 顕子君	森屋 隆君	横沢 高德君
賛成者氏名	川合 孝典君	榛葉賀津也君	賛成者氏名	賛成者氏名	舞立 昇治君	牧野たかお君	吉川 沙織君	秋野 公造君
	田村 まみ君	竹詰 仁君			松川 るい君	松下 新平君	伊藤 孝江君	石川 博崇君
賛成者氏名	堂込麻紀子君	芳賀 道也君	賛成者氏名	賛成者氏名	松村 祥史君	松山 政司君	上田 勇君	窪田 哲也君
	浜口 誠君	浜野 喜史君			三浦 靖君	三原じゅん子君	佐々木さやか君	里見 隆治君
賛成者氏名	舟山 康江君	伊波 洋一君	賛成者氏名	賛成者氏名	三宅 伸吾君	宮崎 雅夫君	塩田 博昭君	下野 六太君
	高良 鉄美君	梅村みずほ君			宮沢 洋一君	宮本 周司君	杉 久武君	高橋 次郎君
賛成者氏名	大野 泰正君	寺田 静君	賛成者氏名	賛成者氏名	森 まさこ君	森屋 宏君	高橋 光男君	竹内 真二君
	ながえ孝子君	長浜 博行君			山崎 正昭君	山下 雄平君	竹谷とし子君	谷合 正明君
賛成者氏名	平山佐知子君	宮口 治子君	賛成者氏名	賛成者氏名	山田 太郎君	山田 俊男君	新妻 秀規君	西田 実仁君
	反対者氏名	一八名			山田 宏君	山谷えり子君	平木 大作君	三浦 信祐君
山本 啓介君					山本佐知子君	宮崎 勝君	矢倉 克夫君	
賛成者氏名	井上 哲士君	伊藤 岳君	賛成者氏名	賛成者氏名	山本 順三君	吉井 章君	安江 伸夫君	山口那津男君
	岩渕 友君	紙 智子君			吉川ゆうみ君	和田 政宗君	山本 博司君	横山 信一君
賛成者氏名	吉良よし子君	倉林 明子君	賛成者氏名	賛成者氏名	若林 洋平君	渡辺 猛之君	若松 謙維君	青島 健太君
	小池 晃君	大門実紀史君			青木 愛君	石垣のりこ君	浅田 均君	石井 章君
賛成者氏名	仁比 聡平君	山下 芳生君	賛成者氏名	賛成者氏名	石川 大我君	石橋 通宏君	石井 苗子君	猪瀬 直樹君
	山添 拓君	大島九州男君			打越さく良君	小沢 雅仁君	嘉田由紀子君	片山 大介君
賛成者氏名	木村 英子君	天畠 大輔君	賛成者氏名	賛成者氏名	小沼 巧君	大椿ゆうこ君	金子 道仁君	串田 誠一君

柴田 巧君 高木かおり君 中条きよし君 藤巻 健史君 松野 明美君 柳ヶ瀬裕文君 山口 和之君 伊藤 孝恵君 磯崎 哲史君 上田 清司君 川合 孝典君 榛葉賀津也君 田村 まみ君 竹詰 仁君 堂込麻紀子君 芳賀 道也君 浜口 誠君 浜野 喜史君 舟山 康江君 井上 哲士君 伊藤 岳君 岩渕 友君 紙 智子君 吉良よし子君 倉林 明子君 小池 晃君 大門実紀史君 仁比 聡平君 山下 芳生君 山添 拓君 大島九州男君 木村 英子君 天島 大輔君 山本 太郎君 伊波 洋一君 高良 鉄美君 梅村みずほ君 大野 泰正君 神谷 宗幣君 寺田 静君 ながえ孝子君 長浜 博行君 平山佐知子君 宮口 治子君		再エネ賦課金に関する質問主意書 令和七年度の再生可能エネルギー発電促進賦課金(以下「再エネ賦課金」という。)単価は、前年度の三・四九円から約十四%増の一キロワットアワー当たり三・九八円に決定され、制度開始以来最高額となっている。再エネ賦課金の原資は、家庭や企業を問わず、電氣を利用する全ての人々が支払う料金であり、国民負担である。特に、家計がひつ迫している層や電力消費の多い中小企業にとって、この負担増が生活や経営に重くのしかかっている。電力多消費型の産業向けに一部減免制度が設けられているが、多くの家庭や中小企業には適用されないため、大口需要家のみを優遇しているといった声も存在する。	
再エネ賦課金の負担増の原因は、平成二十四年度から二十五年度にかけての固定価格買取制度の認定基準の運用にあつたとの指摘があることを踏まえ、以下質問する。		再エネ賦課金の負担増の原因は、平成二十四年度から二十五年度にかけての固定価格買取制度の認定基準の運用にあつたとの指摘があることを踏まえ、以下質問する。	
一 過去最高水準まで高騰している再エネ賦課金 が、多くの一般家庭及び中小企業における電氣 料金負担を増大させ、家計や企業経営を圧迫し ている現状について、政府の認識を示されたい 。また、この負担増が国民生活及び地域経済 活動に与える具体的な影響をどのように評価し ているか、政府の見解を明らかにされたい。		一 過去最高水準まで高騰している再エネ賦課金 が、多くの一般家庭及び中小企業における電氣 料金負担を増大させ、家計や企業経営を圧迫し ている現状について、政府の認識を示されたい 。また、この負担増が国民生活及び地域経済 活動に与える具体的な影響をどのように評価し ているか、政府の見解を明らかにされたい。	
二 再エネ賦課金の減免制度は、電力多消費型産 業等の大口需要家に対して適用される一方で、 多くの一般家庭や中小企業には適用されない。 これにより、国民の間で負担の公平性(逆進性 など)に対する疑問や不満が生じていることに ついて、政府の認識を示されたい。また、この 公平性に係る課題に対する政府の今後の取組に ついて、具体的な方策を含めて明らかにされたい 。		二 再エネ賦課金の減免制度は、電力多消費型産 業等の大口需要家に対して適用される一方で、 多くの一般家庭や中小企業には適用されない。 これにより、国民の間で負担の公平性(逆進性 など)に対する疑問や不満が生じていることに ついて、政府の認識を示されたい。また、この 公平性に係る課題に対する政府の今後の取組に ついて、具体的な方策を含めて明らかにされたい 。	
三 再エネ賦課金として徴収された資金が、個別 の再エネ発電事業者にどのように分配・補填さ れているのか示されたい。また、その資金の使 途の透明性を高めるための具体的な取組につい て政府の考えを明らかにされたい。		三 再エネ賦課金として徴収された資金が、個別 の再エネ発電事業者にどのように分配・補填さ れているのか示されたい。また、その資金の使 途の透明性を高めるための具体的な取組につい て政府の考えを明らかにされたい。	
四 資源エネルギー庁は平成二十四年十二月十日 付で、固定価格買取制度における設備認定に關 し、五百キロワット以上の太陽光発電設備が申 請時点で設置場所の所有権、賃貸借契約又は地 上権の設定を受けていない場合、「権利者の証 明書」を必須書類とする運用変更を行った。私 が提出した「固定価格買取制度における出力制 御に関する質問主意書(第二百十七回国会質問 第九四号)に対する答弁(内閣参質二一七第九四 号。以下「答弁書」という。)において、政府は、 「運用変更に至つた経緯及び目的」について は、再生可能エネルギー発電設備を設置する場 所に関して複数の事業者間で紛争が発生したこ と等を踏まえ、申請の基準への適合性をより厳 格に確認することが目的であり、当該目的は達 成することができたと考えている」としている 。ここで言う権利者とは地権者(土地の所有 者、地上権者、永小作権者、賃借権者)を指す と考えるが、権利者の定義について明らかにさ れたい。		四 資源エネルギー庁は平成二十四年十二月十日 付で、固定価格買取制度における設備認定に關 し、五百キロワット以上の太陽光発電設備が申 請時点で設置場所の所有権、賃貸借契約又は地 上権の設定を受けていない場合、「権利者の証 明書」を必須書類とする運用変更を行った。私 が提出した「固定価格買取制度における出力制 御に関する質問主意書(第二百十七回国会質問 第九四号)に対する答弁(内閣参質二一七第九四 号。以下「答弁書」という。)において、政府は、 「運用変更に至つた経緯及び目的」について は、再生可能エネルギー発電設備を設置する場 所に関して複数の事業者間で紛争が発生したこ と等を踏まえ、申請の基準への適合性をより厳 格に確認することが目的であり、当該目的は達 成することができたと考えている」としている 。ここで言う権利者とは地権者(土地の所有 者、地上権者、永小作権者、賃借権者)を指す と考えるが、権利者の定義について明らかにさ れたい。	
五 経済産業省は、改正前の電氣事業者による再 生可能エネルギー電氣の調達に関する特別措置 法(平成二十三年法律第百八号。以下「再エネ特 措法」という。)の規定に基づき、平成二十五 年度及び二十六年度に報告徴収を行い、発電設備 を設置する場所及び当該設備の仕様が確認でき ない場合、聴聞を経て、認定取消処分を行つて いる。その結果、高い買取価格(太陽光十キロ ワット以上、平成二十四年度は税抜き四十円、 二十五年度は三十六円)の権利だけを取得した 転売目的の事業者や、場所を使用する権原を疎 明するまで長期間を要した事業者など、調達価 格を維持するに相応しくない事業者が一定程度 排除されたと承知している。当該事業者が排除 されるまで、送電線の系統連系枠が当該事業者 により確保されていたため、系統連携を望む後 続の事業者の接続を妨げていたと考えるが、こ の点について政府の認識を示されたい。		五 経済産業省は、改正前の電氣事業者による再 生可能エネルギー電氣の調達に関する特別措置 法(平成二十三年法律第百八号。以下「再エネ特 措法」という。)の規定に基づき、平成二十五 年度及び二十六年度に報告徴収を行い、発電設備 を設置する場所及び当該設備の仕様が確認でき ない場合、聴聞を経て、認定取消処分を行つて いる。その結果、高い買取価格(太陽光十キロ ワット以上、平成二十四年度は税抜き四十円、 二十五年度は三十六円)の権利だけを取得した 転売目的の事業者や、場所を使用する権原を疎 明するまで長期間を要した事業者など、調達価 格を維持するに相応しくない事業者が一定程度 排除されたと承知している。当該事業者が排除 されるまで、送電線の系統連系枠が当該事業者 により確保されていたため、系統連携を望む後 続の事業者の接続を妨げていたと考えるが、こ の点について政府の認識を示されたい。	
六 答弁書において、政府は再エネ特措法の運用 に当たり、「再生可能エネルギーの導入拡大を 促進する観点から、御指摘の「接続可能量」を 超過することを理由として認定を行わない判断を することとはしていないかった」としている。設 備認定を行う際、認定容量の合計が電氣事業者 の接続可能量を超過した場合に無制限の出力制 御が発生するリスクや、送電系統容量を超過し た場合に設備増強の費用負担が発生するリスク について予見していたか示されたい。予見して いた場合、その内容及びそのことを事業者に周 知していたか明らかにされたい。		六 答弁書において、政府は再エネ特措法の運用 に当たり、「再生可能エネルギーの導入拡大を 促進する観点から、御指摘の「接続可能量」を 超過することを理由として認定を行わない判断を することとはしていないかった」としている。設 備認定を行う際、認定容量の合計が電氣事業者 の接続可能量を超過した場合に無制限の出力制 御が発生するリスクや、送電系統容量を超過し た場合に設備増強の費用負担が発生するリスク について予見していたか示されたい。予見して いた場合、その内容及びそのことを事業者に周 知していたか明らかにされたい。	
七 平成二十五年度に九州経済産業局が発出した 報告徴収の送付状には、「着工が遅れており、 平成二十四年度の調達価格を維持するに相応し いかどうかを改めて検証する必要があるケース が生じている」とあり、場所及び設備の確保に 関する根拠資料を用意できる見通しが低い場 合、自ら認定を廃止し、年度末までに平成二十 五年度の認定を新たに申請するよう勧める内容 となつている。このことから、報告徴収におい て根拠書類を用意できない案件は、例外なく平 成二十四年度の調達価格を維持できないと解し てよいのか、政府の見解を示されたい。		七 平成二十五年度に九州経済産業局が発出した 報告徴収の送付状には、「着工が遅れており、 平成二十四年度の調達価格を維持するに相応し いかどうかを改めて検証する必要があるケース が生じている」とあり、場所及び設備の確保に 関する根拠資料を用意できる見通しが低い場 合、自ら認定を廃止し、年度末までに平成二十 五年度の認定を新たに申請するよう勧める内容 となつている。このことから、報告徴収におい て根拠書類を用意できない案件は、例外なく平 成二十四年度の調達価格を維持できないと解し てよいのか、政府の見解を示されたい。	

再エネ賦課金に関する質問主意書 右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。 令和七年五月十九日 参議院議長 関口 昌一殿 野田 国義	反対者氏名 齊藤健一郎君 浜田 聡君 二名
--	-----------------------------

令和七年六月四日 参議院会議録第二十四号 質問主意書及び答弁書

四二

八 報告徴収の注意事項には、土地を使用する権原を有している証拠書類として、認定申請時に提出された「権利者の証明書は認められない」とあり、例外規定は設けられていない。

また、同じく注意事項には、「契約書等の証拠書類が他の法令・制度と整合がとれていること。具体的には、農地法に基づく農地転用、森林法に基づく林地開発、都市計画法に基づく開発、自治体が定める景観条例等の許可手続を発電事業者の責任において適切に行い、これらと整合がとれていること」とあり、例外規定は設けられていない。このことから、「権利者の証明書」以外に証拠書類として提出できない案件や行政処分庁の許可申請が行われていない案件は全て聴聞の対象となると解してよいが、政府の見解を示されたい。

九 平成二十七年九月に総務省が公表した「再生可能エネルギーの固定価格買取制度の運営に関する実態調査結果報告書」によると、平成二十四年度に認定を受けた太陽光発電設備に係る案件に対する報告徴収において、「場所又は設備のいずれかのみが決定」及び「場所及び設備のいずれも未決定」の案件が「電力会社と接続協議中であることが確認されたため」という理由（以下「電力事由」という。）で聴聞が猶予されていることが確認できる。電力事由とはいかなる状況を目指すのか客観的な定義を示されたい。また、電力事由で聴聞が猶予された案件群について、発電容量や発電事業者の資本力など何らかの判断基準は存在したか示されたい。存在した場合、その内容及び判断基準とした根拠について示されたい。

右質問する。

令和七年五月三十日

内閣総理大臣 石破 茂

参議院議長 関口 昌一殿

参議院議員野田国義君提出再生エネ賦課金に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員野田国義君提出再生エネ賦課金に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねの「負担増が国民生活及び地域経済活動に与える具体的な影響の意味するところが必ずしも明らかではないが、利潤配慮規定（電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第五十九号）による改正前の電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法平成二十三年法律第八号。以下「旧法」という。）附則第七条の規定をいう。）に基づき、旧法の施行の日から起算して三年間は、調達価格を定めるに当たり、旧法第三条第二項に規定する特定供給者が受けるべき利潤に特に配慮するものとされていたところ、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成二十三年法律第八号。以下「法」という。）第三十六条第一項に規定する賦課金（以下「賦課金」という。）の現状については、旧法の施行の日から起算して三年間に旧法第六条第二項に規定する認定を受けた再生可能エネルギー発電設備に係る再生可能エネルギー電気の調達等に要する費用が、特に賦課金の増大に影響しているものと認識しているが、賦課金は、再生可能エネルギーの導入拡大を促進するため、法に基づき、再生可能エネルギーの導入拡大のメリットを受ける電気の使用者に御負担

いただいているものであると認識している。

その上で、政府としては、法に基づく入札制度の導入、中長期的な調達価格等の目標の設定等の再生可能エネルギー発電設備の効率的な導入を促す仕組みの活用等により、国民負担の抑制を図りながら、引き続き、再生可能エネルギーの導入拡大を進めていくことが重要であると考えている。

二について

お尋ねの「国民の間で負担の公平性（逆進性など）」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、賦課金の「減免制度」については、第七十七回国会に内閣が提出した電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法案への議員修正により、国民負担の公平性並びに我が国産業の国際競争力の維持及び強化のバランスを踏まえて措置されたものと認識している。政府としては、引き続き、当該「減免制度」を含め、賦課金に係る制度を適切に運用していく方針である。

三について

賦課金については、法に定める特定契約又は一時調達契約により電気事業者が再生可能エネルギー電気の調達等に要する費用に充てられているところ、政府として、個別の認定事業者が受け取る具体的な金額については、公にすることにより、当該認定事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから公表していないが、法に基づく支援の対象となる認定事業者の名称を含め、認定法第九条第四項の認定（第十条第一項の変更に又は追加の認定を含む。）をいう。以下同じ。）された再生可能エネルギー発電事業計画の実施の状況に関する情報について、適切な範囲で、経済産業省

のウェブサイトにおいて公表しているところである。

四について

お尋ねの「権利者の定義」については、土地又は建物に係る権利の設定の在り方が多岐にわたるため、「権利者」の有する具体的な権利を列挙してお答えすることは困難であるが、再生可能エネルギー発電設備を設置する土地又は建物について、所有権その他の再生可能エネルギー発電事業を実施するために必要な権利を有している者を指している。

五について

御指摘の「調達価格を維持するに相応しくない事業者が一定程度排除された」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、事業者間の個々の電力系統への接続に関する契約（以下「接続契約」という。）を締結した電源については、接続契約を締結した者が送電線を利用することを前提としており、接続契約の申込みの受付順に公平に送電系統の容量を確保することとなっている。

六について

お尋ねの「無制限の出力制御が発生するリスク」及び「設備増強の費用負担が発生するリスク」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令（平成二十八年経済産業省令第八十四号）による改正前の電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則（平成二十四年経済産業省令第四十六号。以下「旧法施行規則」という。）においては、電気の供給量がその需要量を上回るこ

とが見込まれる場合における御指摘の「出力制御」を条件として電力系統への電源の接続を認めることを定めるとともに、再生可能エネルギーの導入拡大を促進する観点を踏まえて認定に係る具体的な基準を定め、これらを運用していたところである。

七から九までについて

お尋ねの「報告徴収において根拠書類を用意できない案件」、「権利者の証明書以外に証拠書類として提出できない案件や行政処分庁の許可申請が行われていない案件」及び「電力事由で聴聞が猶予された案件群」の具体的に意味するところが明らかではなく、お答えすることは困難であるが、いずれにせよ、御指摘の「聴聞」については、先の答弁書(令和七年四月十八日内閣参質二一七第九四号)八についてでお答えしたとおり、「報告徴収」により、旧法第六条第二項に規定する認定を受けた再生可能エネルギー発電設備を設置する場所及び当該再生可能エネルギー発電設備の仕様の決定状況を確認した上で、旧法施行規則第八条第一項第二号に規定する基準に適合していないと認められる当該再生可能エネルギー発電設備に対して順次実施したものである。

また、お尋ねの「電力事由」については、認定事業者と電気事業者の間の個別の協議状況が多岐にわたるため、網羅的にお答えすることは困難であるが、例えば、認定事業者からの報告時点において、認定事業者が系統連系の接続申込を行ったものの、その承諾の回答を受けていない状況等を指している。

令和七年六月四日 参議院会議録第二十四号

質問主意書及び答弁書

JUTMに関する質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四条によって提
出する。
令和七年五月十九日

参議院議長 関口 昌一殿
浜田 聡

JUTMに関する質問主意書

日本無人機運行管理コンソーシアム(以下「JUTM」という。)は、無人機(ドローン)の安全運行と社会実装推進に必要な技術開発と環境整備を行っている。ドローンを五・七ギガヘルツ帯で運用する際、自衛隊や民間団体はJUTMに加入する必要があるという言説があり、現在、自衛隊・企業・個人が加入している。他方、衆議院予算委員会(令和七年二月五日)において橋本幹彦衆議院議員は、自衛隊が「JUTMのルールにのっとって運用しなければならない」という法的な根拠はないわけです」と指摘している。

JUTMには中国法人のドローンメーカーであるDJIが加入しており、経済安全保障上の懸念がある。また、JUTM所在地である東京大学において、JUTM代表者である鈴木真二氏が所属している東京大学未来ビジョン研究センターは、国防七校(中国の最高国家権力機関の執行機関である国務院に属する国防科技工業局によって直接管理されている大学であり、中国人民解放軍と軍事技術開発に関する契約を締結し、先端兵器などの開発などを一部行っている大学)と共同研究を行っていることと承知している。さらに、同センターでは令和四年七月中旬、マルウェア感染を起因とした情報流出事件が発生しており、ホームページでは令和五年三月二十八日付で「東京大学未来ビジョン研究センターへの不正アクセスによる情

報流出について」と題し、その詳細を公表している。

以上を踏まえ、以下質問する。

一 JUTMへの加入と申請について、法令上の義務はあるか示されたい。義務がない場合、ドローン用カメラの販売サイト等で「このカメラの使用はJUTMへの加盟が必要になります」という表記がされている根拠を政府は承知しているか。承知している場合、どのような根拠に基づいた表記か示されたい。

二 政府とJUTMとの関わりについて、業務委託や行政権限の付与など関わりがある府省庁ごとに、その内容を全て示されたい。

三 JUTMに対しDJI JAPAN等の中国系企業から人員ないし資金の援助があることについて

1 前記三の事実を政府は把握しているか示されたい。把握している場合はその内容を全て示されたい。

2 政府はこれまで前記三の事実に関する調査ないし確認を行ったか示されたい。行った場合は詳細を示されたい。行っていない場合は、経済安全保障の観点から調査ないし確認する必要があると考えるが、政府の見解を示されたい。

四 電波調整の情報の管理・保護について

1 政府は、JUTMが電波調整の情報を適切に管理・保護しているか、JUTMの情報セキュリティに関する具体的な取組の確認ないし査察を行っているか示されたい。JUTMが電波調整の情報の管理・保護、情報セキュリティに関する具体的な取組を行っている場合、その詳細を示されたい。

2 JUTM代表者である鈴木真二氏が所属する東京大学未来ビジョン研究センターでは、令和四年に学外の個人情報(会議出席者のメールアドレス等)等の流出を起こしているが、JUTMに同様のリスクが存在する可能性について、政府の見解を示されたい。

3 前記四の2について、同様のリスクへの対策はされているか、政府の見解を示されたい。

五 JUTMは「無人移動体画像伝送システム電波調整WG」を設置し、関係者間の運用調整をしていると承知しているが、実際にはメールのやりとりを行うのみであり、JUTMは運用調整をしていないものと思料する。

1 JUTMは、専用のシステムなどを用いた技術的な運用調整を行っているのか、政府の把握状況を示されたい。

2 前記五の1を除く、運用調整におけるJUTMの役割について、政府の把握状況を示されたい。

六 自衛隊がドローン運用時に電波を利用することについて

1 自衛隊が電波を利用することは業務行為に当たると、政府の見解を示されたい。

2 前記六の1に関連して、自衛隊の業務行為に関する具体的な規制内容について、根拠法令及び所管府省庁を全て示されたい。

3 前記六の2について、自衛隊の業務行為に関する規制内容の所管が複数の府省庁にまたがる場合、自衛隊の業務行為が円滑に遂行できないことが懸念されると考えるが、政府の見解を示されたい。

七 前記橋本議員の質疑に対し、政府は「民間向

けの周波数を使用する場合には、他のドローンとの混信を避けるため、民間と同様、JUTMに加入し、運用調整を行う必要があると認識しております。」と答弁しているが、自衛隊がJUTMへの加入以外の方法で運用調整ができる場合、若しくは当該エリアで民間の電波利用がないことを確認できる場合、JUTMによる運用調整は不要と考えるが、政府の見解を示されたい。

質問主意書については、答弁書作成にかかる官僚の負担に鑑み、国会法第七十五条第二項の規定に従い答弁を延期した上で、転送から二十一日以内の答弁となつても私としては差し支えない。右質問する。

令和七年五月三十日

内閣総理大臣 石破 茂

参議院議長 関口 昌一殿

参議院議員浜田聡君提出JUTMに関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員浜田聡君提出JUTMに関する質問に対する答弁書

一について

無線設備規則(昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号)第三条第十四号に規定する無人移動体画像伝送システム(以下「無人移動体画像伝送システム」という。)の運用に関し、当該運用を行う者が日本無人機運行管理コンソーシアム(以下「JUTM」という。)に加入すること及びJUTMにおける運用調整等(JUTMが定めた「運用調整規程」による「百六十九メガヘルツ帯、二・四ギガヘルツ帯、五・七ギガヘルツ帯の無人移動体画像伝送システム」の無線

局に関する運用調整等」をいう。以下同じ。)を行うことについて、法令上の義務はなく、また、お尋ねの「表記がされている」との事実について承知していない。

二について

お尋ねの「関わり」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、お尋ねの「業務委託や行政権限の付与」の事実はないと承知している。なお、施設等機関等を含む警察庁、総務省、文部科学省、経済産業省、国土交通省及び防衛省は、JUTMが定めた「規約」第六条1(1)の「正会員」のうちの同条2(2)の「特別会員」又は同条1(4)の「オブザーバ会員」である。

三について

お尋ねの「把握」はしておらず、「調査ないし確認」は行っていない。また、御指摘の「調査ないし確認する必要性」については、個別の民間団体の運営に関することであり、お答えすることとは差し控えたい。

四の1について

お尋ねの「具体的な取組」については、JUTMにおいて「会員情報管理基本方針」を定め、同方針に基づき情報セキュリティ等に関する対策を講ずることとしているものと承知している。また、お尋ねの「確認ないし査察」は行っていない。

四の2及び3について

JUTMの情報セキュリティに関するリスクについては、政府として承知していない。御指摘の「東京大学未来ビジョン研究センター」とJUTMとは別の組織であり、それぞれの方針の下で情報セキュリティに関する対策が行われているものと考えている。お尋ねの「対策」については、四の1について述べたとおりである。

五について

御指摘の「JUTMは運用調整をしていない」とは認識しておらず、また、お尋ねの「専用のシステムなどを用いた技術的な運用調整」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、JUTMにおいては、無人移動体画像伝送システムの無線局の円滑な運用を確保するために運用調整等を行うこと等を定める「無人移動体画像伝送システム電波調整WG規約」及び「運用調整規程」に基づき活動が行われているものと承知している。

六の1について

お尋ねの「業務行為」の意味するところが必ずしも明らかではないが、自衛隊においては、任務遂行に当たって電波を利用する小型の無人機(以下「ドローン」という。)を運用している。

六の2及び3について

お尋ねの「自衛隊の業務行為に関する具体的な規制内容」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、自衛隊がドローンを運用するに当たって電波を利用する際に適用される法令は、防衛省が所管する自衛隊法(昭和二十九年法律第百六十五号第百十二条)である。

七について

お尋ねの「当該エリアで民間の電波利用がないことを確認できる場合」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、いずれにせよ、無人移動体画像伝送システムの運用に当たっては、他の無線局の運用を阻害するような混信等が生ずることのないよう、当該運用を行う者が何らかの調整を行うことが必要であると考えている。

能登半島地震時における孤立集落へのドローン配送の事実関係に関する質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

令和七年五月十九日

参議院議長 関口 昌一殿

浜田 聡

能登半島地震時における孤立集落へのドローン配送の事実関係に関する質問主意書
複数のドローン事業者が加盟する「一般社団法人日本UAS産業振興協議会」(以下「JUIDA」という。)は、能登半島地震に際し、自治体からの要請でドローン支援を担ったとされる。JUIDA ウェブサイトの記事「憧れのドローンパイロット」(令和六年七月二十六日掲載)によると、自衛隊が特定事業者に対し利益供与をした疑いがある。同記事には、以下の記載がある(以下「同記事の記載内容」という。)

「ドローンを飛ばせる場所かどうかを、上空から確認したい。自衛隊の所に行って、ヘリコプターに乗っていつて現地の状況を調べることをしたのですが、これも嶋本さん(注…嶋本学JUIDA参与、元陸将補)経由でオファーをしました。」

「西保コミュニケーションセンターにヘリコプターで情報収集にいったときのことです。途中で、崩れているところがあるので、まちの中心部からいくには、自衛隊の方でも歩いて片道で二・三時間くらいかかるんです。ヘリコプターで情報収集に行った時にお薬が届けられているかたずねたら、お薬担当の方から震災発生直後から届いてないと教えられました。薬もなくなってきたという人がいて、もう

死ぬ。本当にどうにかしてくれ、誰も持ってきてくれない。そう言われました。衝撃でした。その時に「明日届けます！戻ったらすぐに届けます！」って誓いました。次の日、ドローンで届けました。現地では半信半疑だったと思います。届けて感謝頂いたときには、届けてよかったと実感しました。」

つまり、同記事は、JUIDA参加かつ元陸将補である嶋本学氏が、JUIDAの会員企業である特定事業者のために自衛隊に働きかけ、①ドローンを飛ばせる場所かどうか知りたい事業者を自衛隊のヘリコプターに乗せて上空から確認させ、②ヘリコプターや徒歩で運搬するのではなく、わざわざ特定事業者のドローンを飛ばせた可能性があることを示唆している。

以上を踏まえ、以下質問する。

一 JUIDAの能登半島における活動は、自治体若しくは自衛隊などから何らかの要請があつて行われたものか示されたい。要請があつた場合、要請をした公的機関、要請日及び具体的な要請内容を示されたい。

二 JUIDA傘下の事業者と自衛隊の協力は、利益供与に該当しないのか、政府の見解を示されたい。

三 同記事の記載内容について

1 同記事には、嶋本学元陸将補が自衛隊に対し、ドローンが飛行可能か調べるためにヘリコプターの出動を要請した旨の記述があるが、これは事実か示されたい。事実の場合、自衛隊OBによる自衛隊装備の私的利用若しくは利益供与のあつせんには該当しないのか、政府の見解を示されたい。

2 同記事の記載内容について、関係省庁及び政府は承知しているか。承知していない場合、関係省庁及び政府の見解を示されたい。

四 同記事の記載内容から拝察するに、同記事の事例では、現地と連絡が取れているため、ドローンを使用しなくても医薬品をヘリコプターで運ぶことで足りたと思われる。しかし、自衛隊のヘリコプターで情報収集した上で人員を現地へ派遣し、ドローンを使用することは極めて非効率であると思料する。災害派遣の三要件の一つである「非代替性」を満たしていないと考え、政府の見解を示されたい。

五 西保コミュニティセンター等の災害時の避難所や支援助物資拠点にドローンで物資を届ける際、物資を届けるドローンの着陸場所の安全確保のためにあらかじめ誘導員が派遣されていることについて

1 前記実態について、政府が把握している内容を示されたい。

2 災害時にドローンで物資を届ける際、ドローンの着陸場所に誘導員を派遣する等の安全確保の必要性について、法的根拠は存在するか示されたい。

3 前記五の2について、ドローンの着陸場所に誘導員を派遣できるのであれば、当該誘導員の派遣方法で物資を届ければ済むと考えるが、政府の見解を示されたい。

質問主意書については、答弁書作成にかかる官僚の負担に鑑み、国会法第七十五条第二項の規定に従い答弁を延期した上で、転送から二十一日以内の答弁となつても私としては差し支えない。右質問する。

令和七年五月三十日

内閣総理大臣 石破 茂

参議院議長 関口 昌一殿

参議院議員浜田聡君提出能登半島地震時ににおける孤立集落へのドローン配送の事実関係に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員浜田聡君提出能登半島地震時ににおける孤立集落へのドローン配送の事実関係に関する質問に対する答弁書

一について

御指摘の「JUIDAの能登半島における活動」に関し、「自治体」から「何らかの要請があつて行われた」か否かについては、政府としてお答えする立場にない。また、御指摘の「自衛隊など」の具体的に指し示す範囲が必ずしも明らかではないが、令和六年能登半島地震に当たり、防衛省・自衛隊においては、自衛隊法（昭和二十九年法律第六十五号）第八十三条に基づき、災害派遣活動を適切に実施しており、「JUIDA」との間でも必要な被害情報等を共有していたが、これまでのところ、具体的な要請については確認できなかった。

二について

御指摘の「利益供与」の具体的に意味するところが明らかではないため、お尋ねにお答えすることは困難であるが、一についてでお答えしたとおり、令和六年能登半島地震に当たり、防衛省・自衛隊においては、自衛隊法第八十三条に基づき、災害派遣活動を適切に実施している。三について

民間事業者が管理するウェブサイトの記載内容について、政府として逐一お答えすることは差し控えたいが、一についてでお答えしたとお

り、令和六年能登半島地震に当たり、防衛省・自衛隊においては、自衛隊法第八十三条に基づき、災害派遣活動を適切に実施している。

四について

民間事業者が管理するウェブサイトの記載内容を前提としたお尋ねにお答えすることは差し控えたいが、一についてでお答えしたとおり、令和六年能登半島地震に当たり、防衛省・自衛隊においては、自衛隊法第八十三条に基づき、災害派遣活動を適切に実施しており、具体的には、関係省庁や関係自治体等と緊密に連携し、現地の状況に応じた自衛隊の航空機、車両、小型無人機等の輸送手段を適時適切に判断しながら、物資輸送を行ったものである。

五の1及び3について

御指摘の「西保コミュニティセンター」等の災害時の避難所や支援助物資拠点にドローンで物資を届ける際、物資を届けるドローンの着陸場所の安全確保のためにあらかじめ誘導員が派遣されていることについては、これまでのところ、確定的に「政府が把握している内容」はなく、また、民間事業者における活動であり、政府として見解を述べることは差し控えたい。

五の2について

御指摘の「誘導員」の意味するところが必ずしも明らかではないが、一般論として、航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第三百三十二条の八十五第一項各号及び第三百三十二条の八十六第二項各号の規定に基づき、同法第三百三十二条の八十五第一項各号に掲げる空域で無人航空機を飛行させる場合又は同法第三百三十二条の八十六第二項各号に掲げる方法によらずに無人航空機を飛行させる場合にあっては、一等無人航空機操縦士の技能証明を受けた者が第一種機体

認証を受けた無人航空機を飛行させる場合であつて国土交通大臣の許可又は承認を受けた場合等を除いて、飛行に当たつて補助者の配置等の立入管理措置を講ずる必要があることとされているが、同法第三百三十二条の九十二の規定により、都道府県警察その他の者が捜索、救助その他の緊急性がある目的のために行う無人航空機の飛行については、同法第三百三十二条の八十五第一項及び第三百三十二条の八十六第二項の規定は適用しないこととされている。

自治労等の労働組合の会計監査が未実施の場合の影響に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

令和七年五月十九日

浜田 聡

参議院議長 関口 昌一殿

自治労等の労働組合の会計監査が未実施の場合の影響に関する質問主意書

読売新聞は令和七年五月二日、全日本自治団体労働組合（以下「自治労」という。）鳥取県本部において、会計帳簿に記載されていない金融機関の口座が四口座あり、合計口座残高が約二億円に上る旨報じた。これらの口座は少なくとも十年以上前から開設されており、実際には存在しない肩書の名義が使われているものもある。自治労鳥取県本部には鳥取県や県内市町村の公務員が加入する四十一の組合が加盟し、八千九十四人の組合員が在籍しており、組合員から徴収する組合費を活動費に充てている。

労働組合法第五条第二項第七号は「すべての財源及び使途、主要な寄附者の氏名並びに現在の経理状況を示す会計報告は、組合員によつて委嘱された職業的に資格がある会計監査人による正確であることの証明書とともに、少なくとも毎年一回組合員に公表されること」と規定している。つまり、労働組合の会計報告については、公認会計士又は監査法人である会計監査人による監査を受けることが法律によつて義務付けられていることになる。

しかし、自治労鳥取県本部の簿外の口座に関しては、少なくとも十年以上前から存在していたにもかかわらずこれまで会計帳簿に記載されずいたこと、数百万円単位の出金記録がある時期があったにもかかわらず会計帳簿に記載されずいたことなどから、会計報告について会計監査人による監査を受けていない可能性がある。

以上を踏まえて、以下質問する。

一 犯罪による収益の移転防止に関する法律には、金融機関との取引時確認が規定されている。同法第四条第一項第一号は、当該特定事業者との間で現に特定取引等の任に当たっている自然人の本人特定事項を確認することを規定している。人格のない社団又は財団が事実に基づいた名称を使用しつつ、実際には存在しない肩書を含む口座名で口座の開設を行うことは規定に反するか否か、政府の見解を示されたい。

二 労働組合法第五条第二項第七号の規定を遵守しないことによる罰則規定は設けられていないことから会計監査人による監査を受けていない組合が多いと考えられる。本法の実効性を高めるためにも罰則規定を設けるべきと考えるが政府の見解を示されたい。

三 労働組合法第五条第一項は、労働組合は同条第二項に適合することを立証しなければこの法律に規定する救済を与えられないと規定している。よつて、会計報告について、会計監査人による監査を受けていない労働組合については、労働組合法の救済を受けることができない、例えば不当労働行為に対する救済は与えられないという理解に相違ないか政府の見解を示されたい。

四 会計報告について、会計監査人による監査を受けていない労働組合は、労働組合法第十八条に規定する労働協約の地域的拡張適用の申立てに参加する資格がないものと理解するが政府の見解を示されたい。

五 労働組合、消費生活協同組合その他労働者の団体を会員とする協同組織の金融機関として労働金庫及び労働金庫連合会などがあり、これらは厚生労働省が所管している。労働金庫の目的が、労働者団体の行う福利共済活動のために金融の円滑化を図り、それによつて労働者の経済的地位の向上に資することにあるのならば、銀行法における金融事業にも合致することから財務省の所管に統一すべきと考えるが政府の見解を示されたい。

六 自治労を始めとする労働組合の会計監査に関する実態把握と法令遵守のための網羅的な検査と指導を実施するべきと思路するが政府の見解を示されたい。

質問主意書については、答弁書作成にかかる官僚の負担に鑑み、国会法第七十五条第二項の規定に従い答弁を延長した上で、転送から二十一日以内の答弁となつても私としては差し支えない。

右質問する。

令和七年五月三十日

内閣総理大臣 石破 茂

参議院議長 関口 昌一殿

参議院議員浜田聡君提出自治労等の労働組合の会計監査が未実施の場合の影響に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員浜田聡君提出自治労等の労働組合の会計監査が未実施の場合の影響に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねの趣旨が必ずしも明らかではないが、御指摘の「口座の開設に係る取引に関しては、犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成十九年法律第二十二号）第四条第五項の規定により読み替えて適用する同条第一項又は第二項の規定に基づき、金融機関は、現に人格のない社団又は財団の当該取引の任に当たっている者の氏名、住居及び生年月日、当該取引を行う目的並びに当該団体の事業の内容の確認（以下「取引時確認」という。）を行わなければならないこととされ、また、同条第六項の規定に基づき、人格のない社団又は財団及び現に当該取引の任に当たっている者は、金融機関が取引時確認を行う場合において、当該金融機関に対して、当該取引時確認に係る事項を偽つてはならないこととされているところ、同項の規定に違反するか否かについては、当該取引時確認に係る事項に関して個別具体的な事情により判断すべき事柄であり、御指摘の与件のみをもって一概に回答することは困難である。

二について
労働組合は、労働者が主体となつて自主的に組織する団体又はその連合団体であることから

すれば、その運営に対する政府の関与は最小限にとどめるべきであるとの考え方の下、労働組合法(昭和二十四年法律第七十四号)第五条第二項については、同項に規定する規約は労働組合及びその組合員の良識をもつて遵守されるものとの前提に立つて、労働組合にとって必要と考えられる最小限の事項を規約中に定めるべきことを規定しているものと解しており、お尋ねの「罰則規定」を設けることは考えていない。

ハ等の規定により厚生労働省と共同で所管している。

六について

二について述べた考え方の下、お尋ねの「実態把握」及び「網羅的な検査と指導」を行うことは考えておらず、いずれにせよ、労働組合の会計処理については、各労働組合の規約等のつつて自主的に行われるべきものであると考えている。

三及び四について

二について述べた考え方の下、お尋ねの「会計報告」に関しては、労働組合の規約に労働組合法第五条第二項第七号に掲げる規定が含まれていれば、当該労働組合は、同項に適合するものと解しており、同条第一項の規定により、同法に規定する救済を与えられ、かつ、御指摘の「労働協約の地域的拡張適用の申立て」を含む同法に規定する手続に参与する資格を有するものである。

大阪・関西万博の海外パビリオン建設費の未払に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

令和七年五月二十一日

五について

お尋ねの趣旨が明らかではないが、いずれにせよ、金融庁は、銀行業に関する事務について、金融庁設置法(平成十年法律第三十号)第四条第一項第三号イ等の規定により所管しており、「労働金庫及び労働金庫連合会」の事業に関する事務についても、労働金庫法(昭和二十八年法律第二百二十七号)第一条の目的規定において、「労働組合、消費生活協同組合その他労働者の団体が協同して組織する労働金庫の制度を確立して、これらの団体の行う福利共済活動のために金融の円滑を図り、もつてその健全な発達を促進するとともに労働者の経済的地位の向上に資すること」とされているところ、同号

大阪・関西万博の海外パビリオン建設費の未払に関する質問主意書

大阪・関西万博の海外パビリオン建設に携わった日本の下請事業者への工事費未払が報じられている。報道によると、日本国際博覧会協会(以下「万博協会」という)は工事費の支払を受けていない下請事業者の問合せに対し、「参加国が元請け業者に工事費を支払っていないというトラブルであれば、参加国に指導できるが、今回の場合は民間同士のトラブルであり、関与することはできない」と回答したとされている。

国家的な事業に協力した事業者が不利益を被る状況に陥っているにもかかわらず、民間同士の取引のため万博協会も国も一切関与しないという

は無責任だと考える。

以上を踏まえて、以下質問する。

一 政府は、海外パビリオン建設を請け負った下請事業者が親事業者から工事費を支払われていないことについて、報道の前に把握していたか示されたい。

二 報道によると、海外パビリオン建設の親事業者は外資系企業と見受けられる。外資系企業であっても国内での工事については下請代金支払遅延等防止法の適用を受け、同法の遵守が求められるのか示されたい。同法の適用を受ける場合、政府は親事業者と下請事業者の契約内容等と同法に違反する事項の有無を調べる必要があると考えるが、政府の見解を示されたい。

三 報道によると、工事費を支払われていない下請事業者が複数あると見受けられる。海外パビリオン建設等の工事費が支払われていない下請事業者の数及びそれぞれの未払代金について示されたい。

四 国の事業に協力した結果、会社の存続にも関わるような不利益を受けている事態に対して、民間同士のトラブルだからと無視するのではなく、例えば、政府が一時的に工事費を立替払するなどの救済策を設けるべきだと考えるが、政府の見解を示されたい。

右質問する。

令和七年五月三十日

内閣総理大臣 石破 茂

参議院議員石垣のりこ君提出大阪・関西万博の海外パビリオン建設費の未払に関する質問に對し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員石垣のりこ君提出大阪・関西万博の海外パビリオン建設費の未払に関する質問に對する答弁書

一及び三について

お尋ねの報道、「工事費を支払われていない」及び「海外パビリオン建設等の工事費が支払われていない」の具体的に意味するところが明らかではなく、また、政府及び公益社団法人二〇二五年日本国際博覧会協会(以下「博覧会協会」という)は「海外パビリオン建設」に係る「下請事業者」と「親事業者」との契約の当事者ではないため、お尋ねについてお答えすることは困難である。なお、令和七年三月に、博覧会協会において、「パビリオン運営主体などの建設工事における請負代金不払いに関する申し立て」を三件、同年四月までに、国土交通省地方整備局等において、同月十三日から開催されている国際博覧会に係る建設工事の請負代金の支払に関する相談を六件、同月までに、公益財団法人建設業適正取引推進機構が設置している建設業取引適正化センターにおいて、同様の相談を六件、それぞれ受け付けているものと承知している。

む者に請け負わせることについては、下請代金支払遅延等防止法第二条第四項に規定する役務提供委託から除かれているが、建設業法の諸規制の適用を受けている。

依拠する制度である以上、受給と負担のバランス、すなわち「世代間衡平 (intergenerational equity)」の確保は制度設計の根幹を成すべきものである。少子高齢化が進行する中、現役世代及び将来世代に過大な負担が掛かる構造は制度の信頼性と持続可能性の両面で深刻な課題をはらんでいる。

御指摘の「海外パビリオン建設に携わった日本の下請事業者への工事費」の支払に係る問題について、政府としては、個別の状況に応じ、御指摘の「参加国」に対して事実関係を確認するとともに、責任をもつて対応するよう働きかけていく考えである。



社会保障制度における生涯純受益額と世代間不均衡に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

令和七年五月二十三日

参議院議長 関口 昌一殿 浜田 聡

社会保障制度における生涯純受益額と世代間不均衡に関する質問主意書

私が提出した「政府の長期的な財政状況を評価する上で重要な指標の一つである生涯純受益額の推計に関する質問主意書」(第二百十七回国会質問第六二二号。以下「質問主意書」という。)に対する答弁(内閣参質二一七第六二二号。以下「答弁」という。)においては、「生涯純受益額」(生涯を通じて受給と負担の差額)という概念の政策的重要性や、我が国の社会保障制度における各世代の受給と負担の格差(以下「世代間不均衡」という。)の定量的評価及び是正策に関する具体的な見解は示されなかった。社会保障制度は世代間の所得移転に

公益財団法人未来工学研究所在がウェブサイト上で公表した解説記事(「日本の社会保障の世代間不均衡は、他国と比較して極めて大きい」平成二十八年十月二十五日付け)では、カリフォルニア大学バークレー校のアラン・J・オーアーバック教授による国際比較試算が紹介されており、対象の十七か国中、日本の社会保障制度における世代間不均衡が最も深刻であると指摘されている。具体的には、ジュニア世代の純負担はシニア世代の二・六九倍(百六十九%)に達しており、米国の二・五一倍)、ドイツ(二・九二倍)、フランス(二・四七倍)と比べても突出した水準となっている。このような構造的格差に対し、政府がいかに認識し、どのように対応するかは、制度改革の基盤として極めて重要な政策論点である。

一 生涯純受益額という概念の政策的意義について

以上を踏まえて、以下質問する。

一 生涯純受益額という概念の政策的意義について

質問主意書では、「生涯純受益額の重要性」について政府の見解を問うたが、答弁では明示的な回答がなかった。生涯純受益額という概念が、制度の公平性や世代間衡平を評価する上で有効かつ必要な政策指標であると認識しているか、改めて政府の見解を示されたい。

二 生涯純受益額の推計と情報開示について

1 政府は、各世代の社会保障における生涯純受益額を定量的に推計した資料を保有しているか。保有している場合はその内容を、保有していない場合はその理由を示されたい。

2 平成十三年に内閣府が公表した推計を最後に、生涯純受益額に関する公的分析資料が存在しない理由を示されたい。

3 我が国の生涯純受益額をモニタリングすることは政策論点として極めて重要だと考えるが、政府の見解を示されたい。

4 制度改正や人口動態の大幅な変化を踏まえれば、生涯純受益額の継続的な推計と公表が必要ではないか。生涯純受益額の定期的な推計及びその公表の必要性について、政府の見解を示されたい。

5 今後、マイナポータル等を活用して、個人又は世帯単位での社会保障上の給付・負担情報を可視化する仕組み(いわゆる「社会保障版マイナンバー帳票」)を導入すべきと思料するが、政府の見解を示されたい。

三 世代間不均衡に関する認識と是正の方針について

1 世代間不均衡について、政府の基本的な現状の認識を示されたい。また、現在の社会保障制度が「世代間衡平」の観点でどの程度うまく機能しているか、あるいはどの程度問題があると考えられているのか等、どのような状態にあると政府は評価しているか示されたい。

2 未来工学研究所在が紹介したアラン・J・オーアーバック教授の試算では、日本の世代間不均衡が十七か国中で最も深刻とされている。この分析結果を政府はどのように受け止めているか示されたい。また、これに類する世代間不均衡に関する国際比較分析で政府の把握しているものや政府内の推計ないし試算があれば全て示されたい。

3 世代間不均衡の是正と社会保障制度の信頼回復を図るために、以下のような政策を政府は検討しているか。検討している場合はその内容を、検討していない場合は理由を示されたい。

① 応益性を高める給付改革(高齢者向け給付の見直しなど)

② 若年層・将来世代への負担軽減策(減税・保険料減免・税控除など)

③ 自動調整機能の強化や積立方式の併用等、制度構造の再設計

質問主意書については、答弁書作成にかかる官僚の負担に鑑み、国会法第七十五条第二項の規定に従い答弁を延期した上で、転送から二十一日以内の答弁となつても私としては差し支えない。

右質問する。

令和七年六月三日

内閣総理大臣 石破 茂
参議院議長 関口 昌一殿

参議院議員浜田聡君提出社会保障制度における生涯純受益額と世代間不均衡に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員浜田聡君提出社会保障制度における生涯純受益額と世代間不均衡に関する質問に対する答弁書

一について

御指摘の「生涯純受益額」の推計は、各世代の生涯の受益と負担の分析手法として学術的に用いられているものであり、世代間の公平性の観点に立った分析手法の一つであると認識している。

二の1及び2について

お尋ねの「生涯純受益額に関する公的分析資料」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、お尋ねの「各世代の社会保障における生涯純受益額を定量的に推計した資料」としては、例えば、各世代の生涯の受益と負担の推計（社会保障に係るものを含む。）を行った、「平成十七年度年次経済財政報告」があり、御指摘のように、「平成十三年に内閣府が公表した推計を最後に、」政府が行った「生涯純受益額」の推計が存在しないわけではない。

二の3及び4について

御指摘の「生涯純受益額」の推計は、長期間にわたる試算であり、金利や経済成長率、将来人口等の前提条件の置き方により、試算結果は大きな影響を受けることから、こうした試算をどのように行うかについては、慎重な検討が必要であると考えている。このため、当該推計を定期的にを行い、公表することは考えていない。

二の5について

お尋ねの「社会保障上の給付・負担情報を可視化する仕組み」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、例えば、公的年金制度については、マイナポータルを通じて、ねんきんネットにおいて、保険料の納付実績及び将来の給付に関する情報を閲覧できるようになっている。

三の1について

お尋ねについては、「全世代型社会保障構築を目指す改革の道筋（改革工程）」（令和五年十二月二十二日閣議決定）において、「将来にわたって社会保障制度を持続させるためには、負担を将来世代へ先送りせず、同時に、社会保障給付の不断の見直しを図る必要がある。」及び「給付

は高齢者中心、負担は現役世代中心となっているこれまでの社会保障の構造を見直していく必要がある。」とされているところであり、世代間の公平性等を確保することは重要な課題と認識している。

三の2について

前段のお尋ねについては、個人が行った試算について、政府として評価することは差し控えたい。また、後段のお尋ねについては、お尋ねの「これに類する世代間不均衡に関する国際比較分析」については把握しておらず、また、政府として、これに関する推計や試算を行っていない。

三の3について

御指摘の「社会保障制度の信頼回復」及び「応答性を高める給付改革」の意味するところが必ずしも明らかではないが、①及び②についてのお尋ねが、社会保障制度の給付と負担の在り方についての御質問であるとすれば、例えば、令和七年三月十四日の衆議院厚生労働委員会において、福岡厚生労働大臣が「少子高齢化が進む中で、社会保障給付費の水準が増大し、所得に占める社会保障負担の割合が今、中長期的に増加傾向にあることを踏まえ、現役世代の負担にも配慮しながら社会保障負担の抑制に取り組むべき」という問題意識については共有させていただいております。厚生労働省といたしましては、年齢にかかわらず、適切に支え合うことを目指す全世代型社会保障の理念のつとめとして、改革工程のつとめて、給付と負担の見直し、医療DX等による効率化や医療提供体制の改革などを行う中で、保険料負担の抑制を図っていきたいと考えています。」と答弁したところであり、このような考え方にに基づき、

様々な検討を行っているところである。

また、「自動調整機能の強化や積立方式の併用等、制度構造の再設計」の意味するところが必ずしも明らかではないが、③についてのお尋ねが、公的年金制度の在り方についての御質問であるとすれば、その在り方については、少なくとも五年ごとに行われる財政検証の結果を踏まえて総合的に検討を行っているところである。

赤い羽根共同募金の強制徴収が不当寄附勧誘防止法違反となる可能性に関する質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

令和七年五月二十三日

参議院議長 関口 昌一殿
浜田 聡

赤い羽根共同募金の強制徴収が不当寄附勧誘防止法違反となる可能性に関する質問主意書
意書

赤い羽根共同募金は、一九四七年に「国民たすけあい運動」として始まり、戦後の民間社会福祉施設の財政支援を目的としたもので、一九五一年の社会福祉事業法（現在の社会福祉法）の制定により、法的な枠組みが整備された。かつては戦後間もない時期であること等の時代背景もあり全員参加が原則であったが、現在は社会福祉法第百十六條に基づき寄附者の自発的な協力が原則とされ、各都道府県の共同募金会や中央共同募金会が担い、寄附金の使途は地域福祉の推進（高齢者・障害者支援、子ども支援、災害支援など）に限定され、運用されている。他方、赤い羽根共同募金に

は、主に後記のような強制徴収の実態があるという相談が私の事務所に複数寄せられ、インターネット上でも強制徴収に対する批判的な声が従前から様々にあることが分かる。

○強制徴収の例

- ・職場で強制的に集金があり、断ることができない。
- ・自治会や町内会等の地域の任意団体が訪問による赤い羽根共同募金の集金を行っており、断れない。または、断ると地域で孤立する等の不利益が生じるため、支払わざるを得ない。金額も予め決められている。
- ・住民の同意を得ることなく、自治会費から一定額が勝手に社会福祉協議会へ赤い羽根共同募金として支出されている。住民の中には、赤い羽根共同募金として支払われている事実を知らない者もいる。
- ・学校で子どもたちに赤い羽根共同募金をするよう呼びかけ、断ると学校で子供が孤立したり、批判されたりする。赤い羽根共同募金として集められるお金が何に使われるのか、集金時に十分な説明がない。

これらの実態は、赤い羽根共同募金設立当初のたすけあいの精神や当時の募金方法がいまだ残存している可能性を示唆するが、事実であれば、社会福祉法第百十六條「共同募金は、寄附者の自発的な協力を基礎とするものでなければならない。」に抵触する可能性がある上、法人等による寄附の不当な勧誘の防止等に関する法律（以下「不当寄附勧誘防止法」という。）違反にも当たるのではないかと思考する。また、私の事務所には「本来、共同募金は共助の観点で希望する者だけから徴収さ

れるべきもので、強制徴収により社会福祉そのものに批判が集中するような事態はあってはならない」等の意見も寄せられている。

以上を踏まえて、赤い羽根共同募金の在り方、不当寄附勧誘防止法との関係及び政府の見解を明らかにすべく、以下質問する。

一 社会福祉法に定められる赤い羽根共同募金は、寄附者の自発的な協力ではなく、強制徴収が容認されるか、政府の見解を示されたい。

二 不当寄附勧誘防止法は、共同募金事業を行う共同募金会（社会福祉法人）及び社会福祉協議会等の赤い羽根共同募金を集金している団体にも適用されるか示されたい。

三 前記二について、適用される場合、以下質問する。

1 不当寄附勧誘防止法では六つの不当な寄附勧誘行為の禁止が規定されているが、これらの行為は赤い羽根共同募金においても同様に禁止行為に該当するか。また、禁止行為を行った際、寄附の意思表示の取消しはできるか、政府の見解を示されたい。

2 赤い羽根共同募金の募集時には、不当寄附勧誘防止法上の不当な寄附が行われることを防ぐため、不当寄附勧誘防止法のチラシやパンフレットも併せて配付すべきと思料するが、政府の見解を示されたい。

3 不当寄附勧誘防止法上の不当な寄附により、赤い羽根共同募金の強制徴収を受けて困っている国民の相談又は通報窓口は、消費者庁の消費者ホットラインか。政府の相談窓口又は通報窓口を示されたい。

4 前記3について、政府が赤い羽根共同募金の不当な徴収で困っている国民から相談又は

通報を受け、その事実が不当寄附勧誘防止法に抵触すると確認できた場合、国又は内閣総理大臣は、不当寄附勧誘防止法第七条又は第十一條に基づく措置を採るのか。理由と併せて示されたい。

四 赤い羽根共同募金が不当寄附勧誘防止法の不当な寄附に当たらないようにするための取組を共同募金会がしているかどうか政府は把握しているか。把握していればその内容を全て示されたい。

質問主意書については、答弁書作成にかかる官僚の負担に鑑み、国会法第七十五条第二項の規定に従い答弁を延期した上で、転送から二十一日以内の答弁となつても私としては差し支えない。右質問する。

令和七年六月三日

内閣総理大臣 石破 茂

参議院議長 関口 昌一殿

参議院議員浜田聡君提出赤い羽根共同募金の強制徴収が不当寄附勧誘防止法違反となる可能性に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員浜田聡君提出赤い羽根共同募金の強制徴収が不当寄附勧誘防止法違反となる可能性に関する質問に対する答弁書

一について

御指摘の「強制徴収」の具体的に指し示す範囲が必ずしも明らかではないが、お尋ねについては、社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第百十六條において、「共同募金は、寄附者の自発的な協力を基礎とするものでなければならぬ」と規定されているとおり、強制にわたることなく、同条の規定に基づき、適切に寄附金

の募集が行われるべきと考えている。

二について

法人等による寄附の不当な勧誘の防止等に関する法律（令和四年法律第百五号。以下「不当寄附勧誘防止法」という。）は、不当寄附勧誘防止法第一条に規定する法人等（以下「法人等」という。）に適用されること、社会福祉法第百十三条第二項により共同募金会と称する社会福祉法人については、法人等に該当するため、不当寄附勧誘防止法が適用される。また、御指摘の「社会福祉協議会等の赤い羽根共同募金を集金している団体」が具体的に何を指すのか必ずしも明らかではないが、当該団体が法人等に該当する場合には、不当寄附勧誘防止法が適用される。

三の1について

お尋ねの「寄附勧誘行為が不当寄附勧誘防止法第四条に定める禁止行為に該当するか否かについては、個別具体の事案に即して判断すべきものであり、一概にお答えすることは困難であるが、当該行為が法人等によるものであり、かつ、不当寄附勧誘防止法第四条各号に定める類型に該当する行為であつて、当該法人等が当該行為により寄附の勧誘を受ける個人を困惑させた場合には、禁止行為に該当する。また、同条各号に定める類型に該当する行為によつて個人が困惑し、それによつて寄附に係る契約の申込み若しくはその承諾の意思表示又は不当寄附勧誘防止法第二条第二号に規定する単独行為をする旨の意思表示が行われた場合には、当該個人は、当該寄附の意思表示を不当寄附勧誘防止法第八条第一項又は消費者契約法（平成十二年法律第六十一号）第四条第三項により取り消すことができる。

三の2について

御指摘の「不当寄附勧誘防止法上の不当な寄附」の意味するところが必ずしも明らかではないが、共同募金事業については、先の答弁書（令和七年二月十二日内閣参質二一七第一六号。以下「前回答弁書」という。）一について述べたとおり、社会福祉法の枠組みの下、各都道府県の共同募金会が、それぞれ社会福祉法人として定める定款等に基づき、民間における取組として、自主的かつ自律的に行うことを基本としているところ、例えば、共同募金会相互の連絡や業務の調整等を行う連合会である中央共同募金会においては、御指摘の「赤い羽根共同募金の募集」を行うボランティア向けに同法第百十六條の趣旨等を示したパンフレットを作成し、各都道府県の共同募金会に対して周知を行っているものと承知しており、不当寄附勧誘防止法に違反する行為を防ぐための取組については、各都道府県の共同募金会において、不当寄附勧誘防止法の趣旨にのっとり適切に対応されるものと承知している。

三の3について

御指摘の「不当寄附勧誘防止法上の不当な寄附により、赤い羽根共同募金の強制徴収を受けて困っている国民」の意味するところが必ずしも明らかではないが、法人等による寄附の不当な勧誘と考えられる行為に関する相談については、全国の消費生活センター等において、消費生活相談として受け付けている。また、日本司法支援センターの「靈感商法等対応ダイヤル」においても、いわゆる靈感商法等に係る法人等による寄附の不当な勧誘と考えられる行為に関する相談を受け付けている。

さらに、法人等による寄附の不当な勧誘と考

えられる行為に関する情報については、消費者庁のウェブサイトに掲載している「法人等による寄附の不当な勧誘と考えられる行為に関する情報提供フォーム」において受け付けている。

「同和関係者」及び「アイヌ」を適用対象とする雇用保険法の特例延長措置の憲法適合性に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

令和七年五月二十三日

参議院議長 関口 昌一殿

不当寄附勧誘防止法第四条及び第五条に定める禁止行為に係る不当寄附勧誘防止法第七条に基づく措置を行うか否かについては、個別具体の事案に即して判断すべきものであり、一概にお答えすることは困難であるが、不当寄附勧誘防止法の規定に従つてその権限を行使すべきと認められるものであれば、不当寄附勧誘防止法に基づき適切に対応することとなる。

また、御指摘の「政府が赤い羽根共同募金の不当な徴収で困っている国民から相談又は通報を受け、その事実が不当寄附勧誘防止法に抵触すると確認できた場合における」第十一条に基づく措置については、その意味するところが明らかではないため、お答えすることは困難である。

四について

御指摘の「不当寄附勧誘防止法の不当な寄附」の意味するところが必ずしも明らかではないが、不当寄附勧誘防止法に違反する行為を防ぐための取組を各都道府県の共同募金会が行っているかについてのお尋ねであれば、前回答弁書一について述べたとおり、共同募金事業については、各都道府県の共同募金会が、民間における取組として、自主的かつ自律的に行うことを基本としており、政府として網羅的に把握していない。その上で、例えば、三の2について述べたような中央共同募金会における取組について把握しているところである。

「同和関係者」及び「アイヌ」を適用対象とする雇用保険法の特例延長措置の憲法適合性に関する質問主意書

雇用保険法第二十二條第一項及び第二項並びに雇用保険法施行規則第三十二條は、「社会的事情により就職が著しく阻害されている者」について、所定給付日数を最大三百六十日まで延長する大幅な上乗せ等の特例（以下「特例延長措置」という。）を設けている。過去の厚生労働省通達等により、いわゆる「同和関係者」及び「アイヌ」を適用対象とする運用が行われてきた。しかし、同和関係者に対する特例延長措置については、厚生労働省職業安定局長通達「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の失効後における対応等について」（職発第〇四〇一〇〇三号、平成十四年四月一日）において、一般対策によつて対応することとされたにもかかわらず、「アイヌ」向けの特例延長措置と併せて事実上継続している。

これらを踏まえ、質問する。

一 特例延長措置の運用に当たり、各労働局が隣保館やアイヌ関係機関を通じて、求職者の「出自」、「居住地域」及び「民族」等の属性情報を取得し利用している事実がある。特例延長措置における「同和関係者」及び「アイヌ」の特定は、日

本国憲法第十四条で禁止される「人種」、「社会的身分」及び「門地」による差別的取扱いに該当しないのか、政府の見解を示されたい。

二 特例延長措置は、「同和関係者」及び「アイヌ」に対する就職差別が存在することを前提としてい

を対象として運営されていると認識しているか、具体的に示されたい。また、同施設が事実上、特定の民族や地域住民を対象としている場合、日本国憲法第十四条の「人種」、「社会的身分」及び「門地」による差別的取扱いに該当しないとする法的根拠を明確に示されたい。

質問主意書については、答弁書作成にかかる官僚の負担に鑑み、国会法第七十五条第二項の規定に従い答弁を延期した上で、転送から二十一日以内の答弁となつても私としては差し支えない。

右質問する。

令和七年六月三日

内閣総理大臣 石破 茂

参議院議長 関口 昌一殿

参議院議員浜田聡君提出「同和関係者」及び「アイヌ」を適用対象とする雇用保険法の特例延長措置の憲法適合性に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員浜田聡君提出「同和関係者」及び「アイヌ」を適用対象とする雇用保険法の特例延長措置の憲法適合性に関する質問に対する答弁書

一、四及び五について

お尋ねの趣旨が必ずしも明らかではないが、政府としては、同和問題に関する施策は、昭和五十七年までは同和对策事業特別措置法（昭和四十四年法律第六十号）、昭和六十二年までは地域改善特別措置法（昭和五十七年法律第十六号）、平成十四年までは地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和六十二年法律第二十二号）等に基づき行い、御指摘の「特例」等については、その後にお

その上で、御指摘の「政策効果の検証方法」の意味するところが必ずしも明らかではないが、いずれにせよ、所定給付日数の取扱いについては、これらの調査結果等も踏まえつつ、その必要性等を確認しながら、適切に検討していくこととしている。

選挙運動期間中における有料インターネット広告の掲載に関する質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

令和七年五月二十三日

参議院議長 関口 昌一殿 浜田 聡

選挙運動期間中における有料インターネット広告の掲載に関する質問主意書

公職選挙法第四百二十二条の六は「インターネット等を利用する方法による候補者の氏名等を表示した有料広告の禁止等」を規定しており、選挙運動期間中に「選挙運動のための公職の候補者の氏名若しくは政党その他の政治団体の名称又はこれらのものが類推されるような事項を表示した広告を、有料で、インターネット等を利用する方法により頒布される文書図画に掲載」することを禁止している。また、同法第二百四十三条は「選挙運動に関する各種制限違反」を規定しており、「次の各号のいずれかに該当する者は、二年以下の禁錮又は五十万円以下の罰金に処する。」として、罰則を定めている。二〇二三年、東京都江東区の木村弥生区長当時、区長選期間中に動画投稿サイトで自らの陣営が投票を呼びかける有料インターネット広告を掲載したことで、東京地検特捜部の家宅捜索を受け、就任わずか半年で辞職を表

明した。二〇二四年、東京地裁は、買収と併せて懲役一年六ヶ月、執行猶予五年の判決を言い渡した。

以上を踏まえ、以下質問する。

一 特定の候補者を応援する一般人かつ同候補者の陣営に所属していない者が、同候補者を含む複数の候補者への投票を呼びかける有料インターネット広告を掲載することは、公職選挙法に抵触するのか、政府の見解を示されたい。

二 前記一について、公職選挙法に抵触する場合、掲載した者だけに罰則が適用されるのか、候補者本人にも罰則が適用されるのか、政府の見解を示されたい。

三 前記二について、候補者本人にも罰則が適用される場合、第三者が落選運動として意図的に有料インターネット広告を掲載することも考えられるが、政府の見解を示されたい。

質問主意書については、答弁書作成にかかる官僚の負担に鑑み、国会法第七十五条第二項の規定に従い答弁を延期した上で、転送から二十一日以内の答弁となつても私としては差し支えない。

令和七年六月三日

内閣総理大臣 石破 茂
参議院議長 関口 昌一殿

参議院議員浜田聡君提出選挙運動期間中における有料インターネット広告の掲載に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員浜田聡君提出選挙運動期間中における有料インターネット広告の掲載に関する質問に対する答弁書
お尋ねの「同候補者を含む複数の候補者への

投票を呼びかける有料インターネット広告を掲載すること」の意味するところが必ずしも明らかではないが、公職選挙法(昭和二十五年法律第百号。以下「法」という。)第四百二十二条の六第一項から第三項までの規定により、何人も、これらの規定に規定する広告を、有料で、インターネット等を利用する方法により頒布される文書図画に掲載させることができないこととされている。いずれにしても、個別の事実がこれらの規定に違反するか否かについては、具体的事実に基づいて判断されるべきものと考え、二及び三について

個別の事実が法第四百二十二条の六第一項から第三項までの規定に違反するか否かについては、具体的事実に基づいて判断されるべきものと考え、これらの規定に違反して広告を文書図画に掲載させた者は、法第二百四十三条第一項の規定により、二年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処することとされており、お尋ねの「候補者本人」が、法第四百二十二条の六第一項から第三項までの規定に違反して広告を文書図画に掲載させた者に該当しない場合は、法第二百四十三条第一項第三号の三の罰則が適用されるものではない。

CFD取引に関する質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

令和七年五月二十三日

参議院議長 関口 昌一殿 川田 龍平

CFD取引に関する質問主意書
新NISAが開始されるなど個人投資家の資産形成を促進する施策が進められる中、近年は金融商品取引に関する被害相談が増加している。その被害の多くは、リスクの開示が不十分であることだけでなく、法の不備にも原因があると思われる。これに関連し、以下質問する。

一 様々な金融商品がある中、最近若者から人気のあるCFD取引は相対取引であり、顧客の損失が業者の利益であることから、利益相反行為による被害が危惧される。金融庁は、CFD取引について、利益相反行為の被害を防止するための規制を設けているか示されたい。

二 金融商品取引法第二十九条の四第一項第一号ホでは、金融商品取引業者の登録申請者が「その他金融商品取引業を適確に遂行するに足りる人的構成を有しない者として内閣府令で定める基準に該当する者」に該当するときは、登録を拒否しなければならないと定めている。登録免許を受けた金融商品取引業者がコンプライアンス体制を整備せず、また、自社内での取締役会を開催せずに海外の親会社からの指示に基づき会社の取引に関する重要な決定をするなど、金融商品取引業を適確に遂行する組織形態が存在しないと判明した場合、金融庁は金融商品取引業の登録を取り消すのか示されたい。また、これまでに登録を取り消した事例はあるか。ある場合、その時期と具体的事例をそれぞれ示されたい。

三 金融商品取引業者が顧客に開示する約款及び重要事項説明書について、金融庁は内容を確認しているか示されたい。
四 前記三の約款及び重要事項説明書が通常の人のレベルから見ても理解できないような記載である

旨指摘された場合、金融庁は当該金融商品取引業者に注意勧告を行うのか示されたい。

五 C F D取引において、監督官庁が顧客又は関係者から金融商品取引業者と顧客との間の取引が無断売買に該当するとの通報又は告知を受けた場合、監督官庁は調査を行っているか示されたい。また、調査により無断売買を行ったことが判明した場合、どのような行政処分を行っているか示されたい。

さらに、農林水産省及び経済産業省が、過去五年間に行った無断売買等に係る行政処分の件数及び具体的事例について、年度ごとに示されたい。

六 農林水産省及び経済産業省が、過去五年間にC F D取引について顧客又は関係者から無断売買に該当するとの通報又は告知を受けた件数と当該事案を調査した件数について、年度ごとに示されたい。

七 C F D取引と同様に、登録を受けた一部の金融商品取引業者が提供するバイナリーオプション取引については、業者の収益源が顧客の支払金額と受取金額の差額であることから、業者の利益と顧客の損失が相反する構造にあり、利益相反取引であるといえる。また、同取引はリスクの高い金融商品であり、欧州証券市場監督局(E S M A)は個人投資家向けを禁止し、米国でも限られた取引所でのみ許可されていると聞く。こうした国際的な規制状況を踏まえ、日本においてもバイナリーオプション取引を規制することを検討すべきと考えるが、政府の見解を示されたい。

八 金融商品取引業者が提供するC F D取引に関し、当該業者が提供する全てのC F D銘柄につ

いて、当該業者が原市場において実際にポジションを保有しているか又は原市場との間で適切な契約関係を有しているか、金融庁は調査を行ったことがあるか示されたい。また、原市場の銘柄と類似した名称のC F D銘柄について、投資家保護の観点から問題がないと考えているか、政府の見解を示されたい。
右質問する。

令和七年六月三日

内閣総理大臣 石破 茂

参議院議長 関口 昌一殿

参議院議員川田龍平君提出C F D取引に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員川田龍平君提出C F D取引に関する質問に対する答弁書

二について

御指摘の「利益相反行為による弊害の意味するところが必ずしも明らかではないが、金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律(平成十二年法律第百一号)第二条において、いわゆるC F D取引を含む金融サービスの提供等に係る業務を行う者は、顧客等の最善の利益を勘案しつつ、顧客等に対して誠実かつ公正に、その業務を遂行しなければならないとされている。また、いわゆるC F D取引を含むデリバティブ取引を業として行う場合、当該行為は、金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第二条第八項に規定する金融商品取引業に該当するため、同法第二十九条において、内閣総理大臣の登録を受けた者でなければ、行うことができないとされているほか、同法第五十一条において、内閣総理大臣は、金融商品取引

業者の業務の運営等に関し、公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認められるときは、当該金融商品取引業者に対し、業務の運営等の改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができるとされている。

二について

前段のお尋ねについて、「金融商品取引業を適確に遂行する組織形態が存在しないと判明した場合」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、一般論として申し上げれば、金融商品取引法第二十九条の四第一項第一号から第三号までのいずれかに該当する事実等が金融商品取引業者において判明した場合に、その事案の背景事情等も勘案した上で、同法第五十二条の規定に基づき、当該金融商品取引業者の登録を取り消すことがある。

中段及び後段のお尋ねについては、金融庁のウェブサイトの「行政処分事例集」(令和七年三月三十一日時点。以下「事例集」という。)に掲載されている、平成十四年四月から令和七年三月までの間の行政処分において、いわゆるC F D取引を業として行うことができる第一種金融商品取引業者に対して、「人的構成を有しない」と等から登録取消処分を行った事例に係るお尋ねの「時期」及び登録取消処分の時点における金融商品取引業者の名称は、それぞれ次のとおりである。

平成二十三年八月十二日 新東京シティ証券株式会社

平成二十四年十月二十六日 ジー・スター証券株式会社

平成三十年七月二十四日 J C証券株式会社
令和五年六月十六日 ロンナル・フォレックス株式会社

三について

御指摘の「約款」及び「重要事項説明書」については、その提出が法令上義務付けられていないため、金融庁において、全ての金融商品取引業者の作成するこれらの文書を把握しているわけではない。

四について

お尋ねについて、「通常人のレベルから見て理解できないような記載」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、一般論として申し上げれば、金融商品取引業者の作成する御指摘の「約款」及び「重要事項説明書」に関し、金融庁が、その内容に不備等があるおそれを把握した場合、その内容を確認し、修正を求めることがある。

五について

前段のお尋ねについては、「関係者」、「無断売買」及び「通報又は告知」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、仮に、「無断売買」が金融商品取引業等に関する内閣府令(平成十九年内閣府令第五十二号)第一百七条第一項第十一号に規定する「あらかじめ顧客の同意を得ずに、当該顧客の計算により有価証券の売買その他の取引又はデリバティブ取引等(有価証券等清算取次ぎを除く。)をする行為を意味するものである」とすれば、金融商品取引業者が「無断売買」を行っているとの情報提供を受けた場合、必要に応じ、当該金融商品取引業者に対し、事実確認を行うことがある。

中段のお尋ねについては、監督官庁が金融商品取引業者に対して行政処分を行う際は、法令違反行為の有無のみならず、その重大性、悪質性、当該行為の背景となった経営管理態勢及び業務運営態勢の適切性等についても勘案して、

当該行政処分を行っているところであり、事例集により把握する限り、お尋ねのように、いわゆるCFD取引を業として行うことができる第一種金融商品取引業者に対し、「無断売買」のみを理由として行政処分を行った事例はない。 後段のお尋ねについては、「無断売買等」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、仮に、「無断売買等」が商品先物取引法施行規則(平成十七年農林水産省・経済産業省令第三号)第百三条第一項第三号に規定する「顧客の指示を受けないで、顧客の計算によるべきものとして取引をすること(受託契約準則に定める場合を除く。)」を意味するものであるとすれば、農林水産省及び経済産業省において、商品先物取引法(昭和二十五年法律第二百三十九号)第二条第二十三項に規定する商品先物取引業者が、お尋ねの「過去五年間」に同号に規定する行為をしたことに対し行った行政処分の件数は、いずれも零件である。 六について お尋ねの「関係者」、「無断売買」及び「通報又は告知」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではなく、また、外部からの情報提供の件数を網羅的に把握することは困難であるため、お尋ねについてお答えすることは困難であるが、仮に、「無断売買」が商品先物取引法施行規則第百三条第一項第三号に規定する行為を意味するものであるとすれば、お尋ねの「過去五年間」において、農林水産省及び経済産業省が、調査を行った事業者の中で、同号に規定する行為に係る外部からの情報提供を受けた件数は、一件である。 七について 金融サービスの提供及び利用環境の整備等に	関する法律第二条において、いわゆるバイナリーオプション取引を含む金融サービスの提供等に係る業務を行う者は、顧客等の最善の利益を勘案しつつ、顧客等に対して誠実かつ公正に、その業務を遂行しなければならないとされている。 また、いわゆるバイナリーオプション取引は、金融商品取引業等に関する内閣府令第百二十三条第八項に規定する特定店頭オプション取引に該当するため、金融商品取引法第四十条第二号及び同号の規定に基づき同令第百二十三条第一項の規定により、その取引期間及び期限について、顧客が金融商品市場における相場その他の指標の実勢条件に基づき公正な方法により算出された対価の額で取引を行うために、必要かつ適切なものとすることが求められているなど、既に投資者保護のための規制が設けられていると考えている。 八について 前段のお尋ねについて、「当該業者が提供する全てのCFD銘柄について、当該業者が原市場において実際にポジションを保有しているか又は原市場との間で適切な契約関係を有しているか」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、一般論として申し上げれば、金融庁は、金融商品取引業者に対し、いわゆるCFD取引も含め、その提供する金融商品に係る事実確認を行うことがある。 後段のお尋ねについて、「原市場の銘柄と類似した名称のCFD銘柄」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、一般論として申し上げれば、投資家保護の観点から、金融商品取引業等に関する内閣府令第百十七条第一項第二号において、金融商品取引業者は、
	「金融商品取引契約の締結又はその勧誘に関して、虚偽の表示をし、又は重要な事項につき誤解を生ぜしめるべき表示をする行為」を行ってはいならないとされており、当該規定を踏まえ、金融商品取引業者において適切に対応すべきものと考えている。

